



安心して子どもを産み育てることができる
岐阜県づくり基本計画

(第4次 岐阜県少子化対策基本計画)

令和2年3月
岐 阜 県

目 次

はじめに

| | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 3 | 計画の構成 | 3 |
| 4 | 第3次計画の進捗状況と検証 | 4 |

第1章 計画策定の背景

| | | |
|---|--------------|----|
| 1 | 少子化の現状 | 15 |
| 2 | 少子化に対する県民の意識 | 18 |
| 3 | 少子化の要因 | 23 |
| 4 | 少子化の課題 | 27 |

第2章 計画の基本的な考え方

| | | |
|---|---------|----|
| 1 | めざす将来像 | 40 |
| 2 | 目標 | 40 |
| 3 | 政策の4つの柱 | 41 |
| 4 | 施策の体系 | 42 |

第3章 計画の推進

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 各主体の役割 | 43 |
| 2 | 推進体制 | 45 |
| 3 | 計画の進捗状況の評価 | 45 |

第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| I | 子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり | 48 |
| | (1) 地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり | |
| | (2) 結婚・出産・子育てに夢を持てる環境づくり | |
| | (3) 男女ともに仕事と家庭の責任と喜びを分かち合える環境づくり | |
| II | 若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり | 53 |
| | (1) 結婚の希望をかなえるための支援 | |
| | (2) 若者の自立支援 | |

| | |
|-------------------------------------|----|
| (3) 若者の定着率の向上 | |
| (4) 若者を呼び込む施策の推進 | |
| III 働きながら子育てしやすい環境づくり | 59 |
| 1 仕事と子育ての両立支援 | 59 |
| (1) 妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備 | |
| (2) 女性の活躍の推進 | |
| (3) 男性の子育てへの参画の促進 | |
| 2 安心して子どもを預けられる受け皿づくり | 63 |
| (1) 幼児期の教育・保育の充実 | |
| (2) 学童期における子育て環境の充実 | |
| (3) 保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保及び資質の向上 | |
| IV 地域で子育てを支え合う仕組みづくり | 66 |
| 1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援 | 66 |
| (1) 妊娠から子育てまでのきめ細かな支援の充実 | |
| (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 | |
| (3) 利用者に寄り添った相談・情報提供の充実 | |
| (4) 多様な子育て支援サービスの充実 | |
| 2 子どもの健やかな成長支援 | 72 |
| (1) 子どもの健やかな成長支援 | |
| (2) 多子世帯等の経済的負担の軽減 | |
| (3) 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実 | |
| (4) 子どもの貧困対策の推進 | |

参考資料

| | |
|------------------------------------|----|
| ・用語の解説 | 85 |
| ・安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり条例 | 96 |

はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では依然として少子化傾向が続いており、平成30年（2018年）には35年ぶりに人口が200万人を下回るなど、本格的な人口減少社会に突入しています。少子化は昭和40年代後半（1970代前半）からの大きな流れの中で、静かにかつ着実に進んできている問題であり、即効性のある特効薬はなく、一朝一夕に解決できる問題ではありません。

しかし、少子化の進行とそれに伴う人口減少は、労働者や消費者の減少による経済の縮小、社会保障制度における現役世代の負担増加、さらには地域社会の衰退など、我々、あるいは次の世代の将来に大きな影響を及ぼす深刻な問題です。

そこで、本県では、平成19年（2007年）3月に、少子化の問題に地域で主体的に取り組む必要があるとの認識に立ち、「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」（以下「条例」といいます。）を制定し、条例に基づき、同年12月には「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり基本計画」（以下「計画」といいます。）を定め、少子化問題に積極的に取り組んできました。

さらに、平成21年（2009年）3月には、今後10年間の県政の指針となる「岐阜県長期構想」を、また、平成31年（2019年）3月には、次の5年間の指針となる「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」を策定し、その中で、「子どもを生み育てやすい地域づくり」など少子化対策についても重点的に取り組んでおります。

条例の制定及び当初の計画策定から約12年が経過し、合計特殊出生率^{*1}は、改善の傾向が見られますが、出生数は減少を続けており、少子化という大きな流れを変えるまでには至っておらず、引き続き、条例が示す将来の姿（結婚や出産を望む人の願いがかない、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、ともに支え合いながら、安心して健やかに暮らすことができる岐阜県）を目指し、粘り強く取り組んでいかなければなりません。

そのためには、行政としても、できる限りの政策を実行し、取組みの過程において、政策の評価を繰り返し、政策の追加や見直しなどを柔軟に行っていく必要があります。

また、少子化は行政だけの問題ではなく、社会を構成するすべての人の将来に

関する問題であるとの危機感を共有しつつ、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業・労働者、市町村、県が連携しながら、それぞれの立場で可能なことに取り組んでいくことが極めて重要となっています。

子どもは未来の宝であり、社会の宝です。岐阜県の将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、心豊かに成長することは県民すべての願いです。

こうした思いの下に、少子化対策に対する取組みを、具体的かつ着実に推進するため、計画を改定し、令和2年度（2020年度）から5年間の「第4次計画」を定めます。

2 計画の位置付け

(1) 目的

条例第7条第1項に基づき、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

また、「子ども・子育て支援法」第62条第1項に基づき、県に策定が義務づけられている「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画^{*2}」として位置付けます。

さらに、安心して子どもを生み育てるという視点から、次の関連する計画の位置付けも兼ねて策定します。

- 「次世代育成支援対策推進法」第9条第1項に基づく「都道府県行動計画^{*3}」
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第1項に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画^{*4}」
- 国の「母子保健計画策定指針」に基づく「都道府県母子保健計画^{*5}」

(2) 性格

①条例に定める考え方に基づき、めざす将来像を描き、その実現に向け、今後5年間に取り組む施策の方向性を示します。

②県の「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」、「岐阜県教育振興基本計画（第3次岐阜県教育ビジョン）」、「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」をはじめとする各種計画との整合性を図った計画です。また、SDGs^{*6}（※p.84）の達成に資する取組みとしての性格も有します。

(3) 計画期間

計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5ヶ年

を期間としますが、少子化をめぐる情勢の変化や施策の効果・評価を踏まえ、柔軟に見直しを行います。

(4) 計画を具体化するプログラム

計画に基づく施策の各年度における本県の具体的な少子化対策の全体像を明らかにするため、「岐阜県少子化対策総合プログラム*7」を毎年度策定し、「条例～計画～総合プログラム」の3点セットで、少子化対策を推進します。

3 計画の構成

計画の改定に当たっては、「ぎふ少子化対策県民連携会議」など様々な機会を通じて、県民の皆さんから多くの意見をお伺いしました。

さらに、計画の実行に当たっても、条例で「社会全体で、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県をつくることをめざします」とあるように、多くの県民、企業など、皆さんの理解や協力が不可欠となります。

計画は、複雑なものとなりがちな少子化に関する現状や施策について、県民の皆さんにわかりやすいものとなるように、以下の構成としています。

第1章 計画策定の背景

計画策定の背景となる本県の少子化の現状と課題等について記載します。

第2章 計画の基本的な考え方

本県のめざす将来像を実現するための政策の4つの柱について記載し、政策の全体像を明らかにします。

第3章 計画の推進

計画を実行するための推進体制、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業・労働者、市町村、県の役割分担と評価の方法について記載します。

第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向

政策の4つの柱に基づき、本県のめざす将来像を実現するため、今後5年間で取り組む具体的な施策について、その方向と目標を記載します。

4 第3次計画の進捗状況と検証

計画では、その取組状況及び進捗状況を把握するため、各施策に数値目標を置き、毎年チェックしています。（全70項目の数値目標はp.11～13に掲載）

平成27年度（2015年度）から令和元年度（2019年度）までの第3次計画では、「Ⅰ 結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり」、「Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり」、「Ⅲ 子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり」の3つの政策の柱を置いて取組みを進めました。

ここでは、第3次計画での主な取組みの進捗状況を、政策の柱ごとに確認するとともにその効果を検証します。

（1）第3次計画の進捗状況

〔政策の柱Ⅰ〕結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり

結婚支援や若者の自立支援などにより、若いうちから結婚や子育てに対してプラスイメージを持ち、若者が安定した雇用機会に恵まれ、結婚できる社会づくりを推進しました。

（主な施策）

○ぎふマリッジサポートセンター^{*8}の運営

- ・平成27年度（2015年度）に立ち上げた「ぎふマリッジサポートセンター」を中心に、市町村が運営する結婚相談所間をつなぐ広域お見合い（おみサポ^{*9}）、婚活イベントの支援（コンサポ^{*10}）を実施し、成婚報告数は179組に達しました。
- ・結婚相談所の相談員の資質向上のための研修、婚活サポーター^{*11}の養成、婚活イベントの紹介、婚活セミナー等を実施しました。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|---------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------|
| ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク ^{*12} 加入数 | 5市町村 (H26.12.31) | 25市町村 (R元.11.30) | 28市町村 |
| おみサポ、コンサポによる成婚報告数（累計） | — | 179組 (H31.3.31) | 184組 |
| 婚活サポーター登録者数 | — | 338人 (H31.3.31) | 240人 |

○企業誘致の推進

- ・県内で働き、暮らしていける安定した生活基盤を確保するため、成長産業を中心に、県内各地域の特性を踏まえた企業誘致を推進しました。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項 目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|------------|--------------------|-----------------|---------------|
| 企業立地件数（累計） | 188件 (H26.6.30) | 357件 (H30年度) | 366件 |

[政策の柱 II] 子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり

幼児期の教育・保育の充実、各種子育て支援サービスの提供、母子保健対策の推進、多子世帯への経済的支援、子どもの貧困対策推進などにより、保健・医療体制の整った環境で、すべての子どもの健やかな成長をあらゆる側面から、社会全体で支えていく地域づくりを推進しました。

(主な施策)

○妊娠中からの健診、保健指導の充実

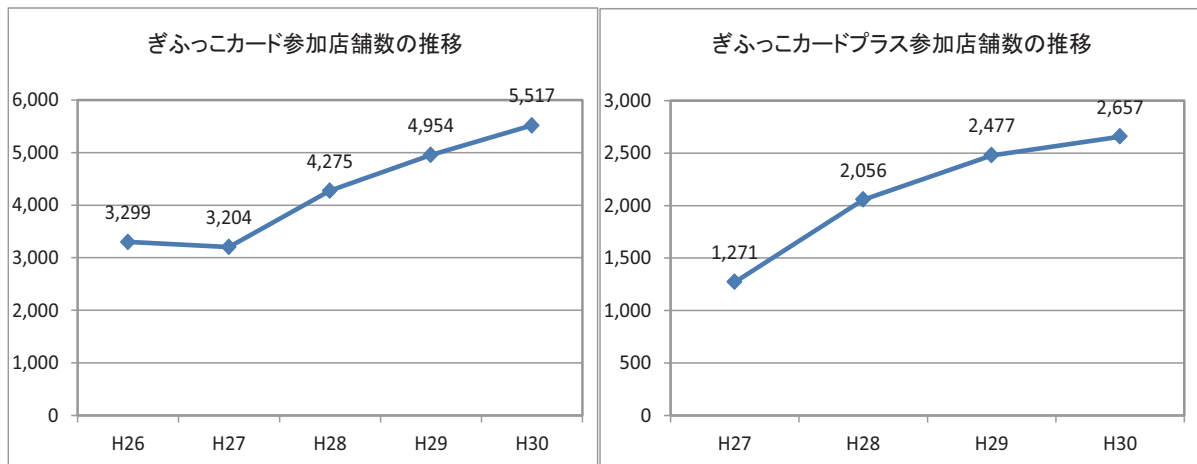
- ・早期の妊娠届出書の提出を啓発するとともに、妊婦健康診査の受診勧奨を行い、安全・安心な出産に向け関係機関との連携・支援体制を構築しました。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項 目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|-----------------|------------------|------------------|---------------|
| 妊娠11週以下での妊娠の届出率 | 89.6% (H25年度) | 92.3% (H29年度) | 100% |

○子育て家庭応援キャンペーン事業^{*13}

- ・県内の企業（店舗）、市町村等の協力を得て、県内の18歳未満の子どもを持つ世帯が施設や店舗で特典を受けられる「ぎふっこカード^{*14}」を配布しました。
- ・多子世帯の経済的負担の軽減のため、3人以上の子どもを持つ世帯に対しては、「ぎふっこカード」の特典に上乘せした特典が受けられる「ぎふっこカードプラス^{*15}」を発行しました。



《主な数値目標の進捗状況》

| 項目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|--|-----------------------|------------------------|---------------|
| 子育て家庭応援キャンペーン事業ぎふっカード新規参加店舗数（H22からの累計） | 751 店舗 (H26.12.31) | 3,738 店舗 (H31.3.31) | 3,500 店舗 |

○子育て支援活動

- ・ 4月1日現在の保育所等利用待機児童数は、平成26年（2014年）には27人でしたが、平成30年（2018年）にはゼロを達成するなど大きく減少してきています。しかし、育児休業からの職場復帰に伴う年度の途中や、翌年の平成31年（2019年）の年度初めである4月には2人の待機児童が発生するなど、今後も対策が必要な状況です。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|--|--------------------|------------------|---------------|
| 保育所待機児童数（4月1日現在） | 27人 (H26.4.1) | 2人 (H31.4.1) | 0人 |
| 放課後児童クラブ* ¹⁶ へ登録できなかった児童数 | 89人 (H26.5.1) | 104人 (R元5.1) | 0人 |
| ファミリー・サポート・センター事業* ¹⁷ を実施している市町村数 | 32市町村 (H26.4.1) | 33市町村 (R元5.1) | 42市町村 |
| 病児・病後児保育* ¹⁸ を実施している市町村数 | 35市町村 (H26.4.1) | 39市町村 (R元5.1) | 42市町村 |

○子育て支援活動を支える人材の確保

- ・「岐阜県保育士・保育所支援センター*19」を中心に保育士確保対策を実施し、保育士資格を有しながら保育士として従事していない方（潜在保育士）等の再就職マッチング数が540人に達しました。
- ・高齢者や育児経験豊かな方など、子育て活動に理解と熱意がある方を対象とした研修を実施し、2,051人を子育て支援員*20として認定しました。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|-------------------------------|---------------------|----------------------|---------------|
| 保育士・保育所支援センターの潜在保育士等再就職マッチング数 | 135人 (H26.12.31) | 540人 (H31.3.31) | 665人 |
| 子育て支援員の認定者数 | — | 2,051人 (R元.12.31) | 2,500人 |

○多子世帯等の経済的負担の軽減

- ・3人以上の子どもの出産を望む人が安心してその希望を実現することができるよう3人以上子どもがいる多子世帯への経済的支援の充実を図りました。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|------------------------------|-----|---------------------|---------------|
| 多子世帯病児・病後児保育*18 利用料無償化実施市町村数 | — | 27市町村 (R元.12.1) | 39市町村 |
| 第3子以降保育料無償化実施市町村数 | — | 40市町村 (H31.3.31) | 42市町村 |
| 第2子以降放課後児童クラブ*16 利用料減免実施市町村数 | — | 14市町村 (R元.12.1) | 41市町村 |

○特別支援教育の充実

- ・「子どもかがやきプラン*21」に基づき、特別支援学校が地域ごとに適正に配置されるよう整備を進め、目標の校数を設置しました。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|-----------|------------------|----------------|---------------|
| 県立特別支援学校数 | 18校 (H26.4.1) | 21校 (H30年度) | 20校 |

○子どもの貧困対策の推進

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう必要な環境整備と教育の機会均等を推進しました。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項 目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|---|-----|---------------------|---------------|
| 生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした学習支援事業を実施する市町村数 | — | 13市町村 (H31.3.31) | 15市町村 |
| 生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした子ども食堂 ^{*22} を設置又は設置を支援する市町村数 | — | 6市町村 (H31.3.31) | 15市町村 |

[政策の柱 Ⅲ] 子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり

女性の登用やキャリア意識醸成の促進、男性の子育て参画や、企業における両立支援の促進など、女性も男性も、子どもとしっかり向き合う時間を確保し、子育ての喜びを感じながら、その個性と能力を發揮できる社会づくりを推進しました。

(主な施策)

○企業の子育て支援の取組みの促進

- ・従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組む企業を、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業^{*23}として登録しています。登録企業数は、平成30年度末(2018年度末)現在で3,233企業と平成26年度末(2014年度)から2.2倍に増加し、子育て支援に取り組む機運が企業に広まっています。
- ・特に優良な取組みや他社の模範となる独自の取組みを実施する企業等を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業^{*24}」として認定し、その数は平成30年度末(2018年度末)までに124企業となりました。
- ・男性の育児休業取得率は、平成26年(2014年)の2.6%から平成30年(2018年)は6.2%へと上昇しました。
- ・「早く家庭に帰る日^{*25}」(いわゆるノー残業デーを含む)を実施している企業等の数は2,024に達しています。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|--|------------------------|-------------------------|---------------|
| 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業 ^{*23} 登録制度に登録している中小企業数 | 1,477 企業 (H27.3.31) | 3,233 企業 (H31.3.31) | 3,300 企業 |
| 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業 ^{*24} 数 | — | 124 企業 (H31.3.31) | 150 企業 |
| 育児休業制度の就業規則等への整備率 | 92.2% (H26 年) | 91.7% (H30 年) | 100% |
| 男性の育児休業の取得率 | 2.6% (H26 年) | 6.2% (H30 年) | 5.0% |
| 女性の育児休業の取得率 | 92.3% (H26 年) | 93.5% (H30 年) | 100% |
| 「早く家庭に帰る日 ^{*25} 」を実施している企業等数（いわゆるノー残業デーを含む） | 682 企業等 (H26.12.31) | 2,024 企業等 (H31.3.31) | 1,650 企業等 |

○男女共同参画・女性の活躍支援センター^{*26}の運営

- ・女性が仕事と家庭を両立するために必要な情報提供・相談を行うとともに、女性同士の交流やキャリアアップに向けたトレーニングの場として、「男女共同参画・女性の活躍支援センター」を運営しています。
- ・子育てのために就労に悩む女性の就労相談、キャリアアップを目指す女性の支援を実施しました。

○岐阜で活躍する女性の紹介

- ・県内で活躍する女性をロールモデルとして登録し、女性の活躍を応援するポータルサイトで紹介しています。

《主な数値目標の進捗状況》

| 項目 | 基準値 | 現況値 | 目標値 (R元年度) |
|-------------------|-----|---------------------|---------------|
| ロールモデルとして紹介した女性の数 | — | 266 人 (H31.3.31) | 300 人 |

(2) 第3次計画の検証

第3次計画での主な取組みと進捗状況を政策の柱ごとに確認した結果、計画策定時と比べ多くの指標において上昇（改善）の傾向が見られました。しかし改善されていない指標もあり、さらに取組みを進めていく必要があります。

また、政策の柱に係る数値目標以外に、少子化対策などの結果により「実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標の動向」（p.14）もチェックをしてきました。

基準値と現況値を比較すると、合計特殊出生率*1は上がっていますが、人口及び出生数は減少しており、少子化という大きな流れを変えるまでには至っていません。また、平均初婚年齢は上がっており晩婚化が進んでいることがわかります。一方、県政モニターアンケートの結果として、岐阜県が「子育てにやさしい社会であると感じる人の割合」、「結婚・出産・子育てを前向きに考えることができる社会であると思う人の割合」は高くなりました。

これらの指標は、社会がどのように変化しているか、また、社会をどのように感じているかを確認し、状況によっては柔軟な見直しを検討するなど、少子化対策を推進していく上での重要な指標として今後も注視していきます。

《主な「実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標」の動向》

| 項目 | 基準値（H26年度） | 現況値 | 動向 |
|---|--------------------------|--------------------------|----|
| 人口 ※岐阜県人口動態統計調査 | 2,041,690人 (H26.10.1) | 1,988,931人 (R元.10.1) | ↘ |
| 出生数 ※厚生労働省「人口動態統計」 | 16,000人 (H25年) | 13,720人 (H30年) | ↘ |
| 合計特殊出生率 ※厚生労働省「人口動態統計」 | 1.45 (H25年) | 1.52 (H30年) | ↗ |
| 平均初婚年齢（男性） 平均初婚年齢（女性） ※厚生労働省「人口動態統計」 | 30.7歳 28.8歳 (H25年) | 30.9歳 28.9歳 (H30年) | ↘ |
| 子育てにやさしい社会であると感じる人の割合 ※県政モニターアンケート | 60.0% (H26年) | 66.4% (R元年) | ↗ |
| 結婚・出産・子育てを前向きに考えることができる社会であると思う人の割合 ※県政モニターアンケート | 46.7% (H26年) | 56.1% (R元年) | ↗ |

〔施策に係る数値目標と進捗状況〕

| 政策の3つの柱 | 基本施策 | 項目 | 基準値 (H26年度) | 現況値 | 目標値 (R元年度) | 進捗状況 | |
|--|--------------------------------|---|--|----------------------------|-----------------------|----------------------|---|
| I 結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり | (1) 結婚・出産・子育てに夢を持てる社会づくり | <目標設定なし> | - | - | - | / | |
| | (2) 若者の自立支援 | 総合人材チャレンジセンター新規利用者の就業決定率 | 59.4% (H25年度) | 73.0% (H28年度) | 80.0% | / | |
| | (3) 産業の育成及び雇用の創出 | 企業立地件数（累計） | 188件 (H26.6.30) | 357件 (H30年度) | 366件 | / | |
| | (4) 結婚を望む人への支援 | 従業員結婚支援団体新規登録数（累計） | 176団体 (H26.12.31) | 258団体 (H30年度) | 337団体 | / | |
| | | 出会いの場提供団体新規登録数（累計） 【H29年度目標値変更】 | 87団体 (H26.12.31) | 201団体 (H30年度) | 200団体 (125団体) | / | |
| | | ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク加入数 | 5市町村 (H26.12.31) | 25市町村 (R元.11.30) | 28市町村 | / | |
| | | ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク登録会員数の男女比【H29年度項目追加】 | - | 男性：女性 7:3 (H31.3.31) | 男性：女性 7:3 | / | |
| | | 婚活サポーター登録者数 | - | 338人 (H31.3.31) | 240人 | / | |
| おみサボ、コンサボによる成婚報告数（累計） 【H29年度項目追加】 | - | 179組 (H31.3.31) | 184組 | / | | | |
| II 子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり | 1 妊産婦や子どもの保健・医療体制の充実 | (1) 切れ目ない妊産婦や乳幼児への保健・医療体制の充実 | 妊娠11週以下での妊娠の届出率 | 89.6% (H25年度) | 92.3% (H29年度) | 100% | / |
| | | 全出生数中の低出生体重児の割合 | 9.4% (H25年) | 9.4% (H29年) | 9.0% | → | |
| | | 周産期死亡率（出産1,000対） | 3.6 (H25年) | 3.8 (H29年) | 3.0 | \ | |
| | | 全分娩取扱医療機関のうち過去5年間に新生児蘇生法講習会を受講した医療機関の割合 | 96.1% (H21年度～25年度) | 74.4% (H25年度～29年度) | 100% | \ | |
| | (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 | 10代の人工妊娠中絶実施率 (15歳以上20歳未満女性人口1,000対) | 4.7 (H25年度) | 3.7 (H29年度) | 4.0 | / | |
| | 2 子育てにやさしい社会づくり | (1) 社会全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくり | 子育て家庭応援キャンペーン事業新規参加店舗数 (H22からの累計)【H29年度目標値変更】 | 751店舗 (H26.12.31) | 3,738店舗 (H31.3.31) | 3,500店舗 (1,326店舗) | / |
| | | (2) 暮らしやすく、子育てしやすい環境づくり | <目標設定なし> | - | - | - | / |
| | 3 地域で支える子育て | (1) 幼児期の教育・保育の充実 | 保育所待機児童数（4月1日現在） | 27人 (H26.4.1) | 2人 (H31.4.1) | 0人 | / |
| | | (2) 多様な子育て支援サービスの充実 | 一時預かりを実施している保育所等の数 | 228箇所 (H26.4.1) | 262箇所 (R元.5.1) | 239箇所 | / |
| | | | 地域子育て支援拠点施設の設置数 | 164箇所 (H26.4.1) | 172箇所 (H31.3.31) | 208箇所 | / |
| | | | ショートステイを実施している市町村数 【H29年度目標値変更】 | 23市町村 (H26.4.1) | 29市町村 (R元.5.1) | 28市町村 (24市町村) | / |
| | | | トワイライトステイを実施している市町村数 | 11市町村 (H26.4.1) | 21市町村 (R元.5.1) | 16市町村 | / |
| | | | ファミリー・サポート・センター事業を実施している市町村数 | 32市町村 (H26.4.1) | 33市町村 (R元.5.1) | 42市町村 | / |
| 延長保育（保育時間11時間を超えての保育）を実施している保育所等の数【H29年度目標値変更】 | | | 282箇所 (H26.4.1) | 339箇所 (H31.4.1) | 312箇所 (288箇所) | / | |
| 休日保育を実施している市町村数 | | | 9市町村 (H26.4.1) | 11市町村 (H31.4.1) | 19市町村 | / | |
| 病児・病後児保育を実施している市町村数 | | | 35市町村 (H26.4.1) | 39市町村 (R元.5.1) | 42市町村 | / | |
| ファミリー・サポート・センター事業における病児・緊急対応強化事業を実施している市町村数 | | | 9市町村 (H26.4.1) | 9市町村 (H30年度) | 14市町村 | → | |
| 放課後児童クラブの設置数 | | | 333校区 (H26.5.1) | 356校区 (H30年度) | 全小学校校区数 (370校区) | / | |
| 放課後児童クラブを午後5時半を超えて開設している市町村数 | | | 38市町村 (H26.5.1) | 40市町村 (R元.5.1) | 42市町村 | / | |
| 放課後児童クラブへ登録できなかった児童数 | 89人 (H26.5.1) | 104人 (R元.5.1) | 0人 | \ | | | |

| 政策の3つの柱 | 基本施策 | 項目 | 基準値 (H26年度) | 現況値 | 目標値 (R元年度) | 進捗 状況 | |
|---|----------------------------|---|---|---|----------------------|--------------------|-------|
| II 子どもを安心して 生み育てることが できる岐阜県づく り(続き) | 3 地域で支 える子育 て(続き) | (2) 多様な子育て支援サー ビスの充実(続き) | 放課後児童支援員の認定者数 【H29年度項目追加】 | — | 1,520人 (R元.12.31) | 1,500人 | ↘ |
| | | | 児童館・児童センターの設置数 | 87箇所 (H26.4.1) | 86箇所 (H30年度) | 92箇所 | ↘ |
| | | (3) 子育て支援活動を支える人 材の確保及び資質の向上 | 保育士・保育所支援センターの潜在保育士等再就職 マッチング数 | 135人 (H26.12.31) | 540人 (H31.3.31) | 665人 | ↗ |
| | | | 保育士・保育所支援センターオンライン登録者数 【H29年度項目追加】 | — | 370人 (H31.3.31) | 540人 | ↘ |
| | | | 保育士養成校新卒者の保育所等への就職率 【H29年度項目追加】 | — | 48.7% (H31.3.31) | 60% | ↘ |
| | | | 子育て支援員の認定者数 | — | 2,051人 (R元.12.31) | 2,500人 | ↘ |
| | | (4) 相談・情報提供機能の充実 | 利用者支援事業を実施している市町村数 | — | 24市町村 (R元.10.1) | 26市町村 | ↘ |
| | | | (5) 多子世帯等の経済的負担の 軽減 | 多子世帯病児・病後児保育利用料無償化実施市町村 数【H29年度項目追加】 | — | 27市町村 (R元.12.1) | 39市町村 |
| | | 第3子以降保育料無償化実施市町村数 【H29年度項目追加】 | | — | 40市町村 (H31.3.31) | 42市町村 | ↘ |
| | | 第2子以降放課後児童クラブ利用料減免実施市町村 数【H29年度項目追加】 | | — | 14市町村 (R元.12.1) | 41市町村 | ↘ |
| | 4 子どもの 健やかな 成長支援 | (1) 子どもの健やかな成長支援 | 家の人と学校での出来事について話す児童 生徒の割合(小学生) | 80.8% (H26.4) | 80.1% (H30年度) | 100% | ↘ |
| | | | 家の人と学校での出来事について話す児童 生徒の割合(中学生) | 70.9% (H26.4) | 75.1% (H30年度) | 100% | ↗ |
| | | | 子どもの朝食欠食者割合(3歳児) | 6.4% (H26.1) | 4.3% (H31.1) | 0% | ↗ |
| | | | 子どもの朝食欠食者割合(小学生) | 3.2% (H25.11) | 4.9% (H30.11) | 0% | ↘ |
| | | | 子どもの朝食欠食者割合(中学生) | 6.0% (H25.11) | 7.7% (H30.11) | 0% | ↘ |
| | | | 木育教室・緑と水の子ども会議参加人数 | — | 6,938人 (H30年度) | 6,500人 | ↘ |
| | | | ぎふ木育ひろば(常設)設置数(延べ) | — | 75施設 (H30年度) | 100施設 | ↘ |
| | | | 木育・森林環境教育指導者研修受講者数(延べ) | 171人 (H27.3.31) | 414人 (H31.3.31) | 421人 | ↗ |
| | | (2) 配慮を要する子どもや家庭 への支援 | 障がい児の受入が可能な保育所数 | 402箇所 (H26.4.1) | 437箇所 (H31.4.1) | 全保育所等 (418箇所) | ↗ |
| | | | 県立特別支援学校数 | 18校 (H26.4.1) | 21校 (H30年度) | 20校 | ↗ |
| | | | 公立幼稚園における個別の教育支援計画作成率 | 73.2% (H25.9.1) | 80.7% (H30年度) | 100% | ↗ |
| | | | ファミリーホーム実施箇所数 | 1箇所 (H26.12.1) | 6箇所 (H31.3.31) | 5箇所 | ↗ |
| | | | 要保護児童のうち里親(ファミリーホームを含 む。)に委託されている児童の割合 | 9.4% (H26.12.1) | 16.1% (H31.3.31) | 14.6% | ↗ |
| | | | 児童養護施設等のケア単位の小規模化実施箇所数 | 19箇所 (H26.12.1) | 31箇所 (H31.3.31) | 44箇所 | ↗ |
| | | | 児童家庭支援センター実施箇所数 | 3箇所 (H26.12.1) | 5箇所 (H31.3.31) | 4箇所 | ↗ |
| | | | 自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)実施 箇所数 | 2箇所 (H26.12.1) | 2箇所 (H31.3.31) | 3箇所 | → |
| | | | | | | | |

| 政策の3つの柱 | 基本施策 | 項目 | 基準値 (H26年度) | 現況値 | 目標値 (R元年度) | 進捗状況 | |
|------------------------------------|---------------------------------------|--|--|------------------------|---------------------|-------|---|
| Ⅱ 子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり(続き) | 4 子どもの健やかな成長支援(続き) | (3) 子どもの貧困対策の推進 | 生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした学習支援事業を実施する市町村数【H29年度項目追加】 | — | 13市町村 (H31.3.31) | 15市町村 | / |
| | | | 生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした子ども食堂を設置又は設置を支援する市町村数【H29年度項目追加】 | — | 6市町村 (H31.3.31) | 15市町村 | / |
| | | 年間就業支援講習会受講者数 | 47人 (H25年度) | 63人 (H30年度) | 90人 | / | |
| | | 年間高等技能訓練促進給付金受給者数 | 93人 (H25年度) | 142人 (H30年度) | 135人 | / | |
| | (4) 子どもの安全の確保 | <目標設定なし> | — | — | — | / | |
| Ⅲ 子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり | (1) 企業の子育て支援の取組みの促進 | ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度に登録している中小企業数 | 1,477企業 (H27.3.31) | 3,233企業 (H31.3.31) | 3,300企業 | / | |
| | | 次世代育成支援対策推進法に定める一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む中小企業数(従業員100人以下) | 319企業 (H26.9.30) | 521企業 (H30年度) | 700企業 | / | |
| | | 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業数【H29年度項目追加】 | — | 124企業 (H31.3.31) | 150企業 | / | |
| | (2) 妊娠・出産・子育てをしながら働き続けることができる環境づくり | 育児休業制度の就業規則等への整備率 | 92.2% (H26年) | 91.7% (H30年) | 100% | \ | |
| | | 短時間勤務制度の就業規則等への整備率 | 83.2% (H26年) | 81.7% (H30年) | 100% | \ | |
| | | 子の看護休暇制度の就業規則等への整備率 | 82.6% (H26年) | 82.9% (H30年) | 100% | / | |
| | | 女性の育児休業の取得率 | 92.3% (H26年) | 93.5% (H30年) | 100% | / | |
| | | 男性の育児休業の取得率 | 2.6% (H26年) | 6.2% (H30年) | 5.0% | / | |
| | | 子の看護休暇制度の利用がある事業所の割合 | 9.1% (H26年) | 10.5% (H30年) | 20.0% | / | |
| | (3) 男女がともに協力して子育てできる環境づくり | 「早く家庭に帰る日」を実施している企業等数(いわゆるノー残業デーを含む) | 682企業等 (H26.12.31) | 2,024企業等 (H31.3.31) | 1,650企業等 | / | |
| | | 年次有給休暇取得率(従業員1人あたり) | 46.3% (H26年) | 52.4% (H30年) | 65.0% | / | |
| | (4) 女性の活躍の推進 | ロールモデルとして紹介した女性の数 | — | 266人 (H31.3.31) | 300人 | / | |

注：「進捗状況」は、基準値に対する現況値の動向を示します。

平成29年度に目標値を変更した施策は、変更前の目標値を括弧内に記載しています。

〔実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標の動向〕

| 項目 | 基準値（H26年度） | 現況値 | 動向 |
|---|--------------------------------|--------------------------------|----|
| 人口 ※岐阜県人口動態統計調査 | 2,041,690人 (H26.10.1) | 1,988,931人 (R元.10.1) | ↘ |
| 出生数 ※厚生労働省「人口動態統計」 | 16,000人 (H25年) | 13,720人 (H30年) | ↘ |
| 合計特殊出生率 ^{*1} ※厚生労働省「人口動態統計」 | 1.45 (H25年) | 1.52 (H30年) | ↗ |
| 転出者数（日本人） ※岐阜県人口動態統計調査 | 33,870人 (H24.10.1～H25.9.30) | 33,477人 (H29.10.1～H30.9.30) | ↗ |
| 転入者数（日本人） ※岐阜県人口動態統計調査 | 28,492人 (H24.10.1～H25.9.30) | 27,685人 (H29.10.1～H30.9.30) | ↘ |
| 婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数） ※厚生労働省「人口動態統計」 | 4.5 (H26年) | 4.0 (H30年) | ↘ |
| 平均初婚年齢（男性） 平均初婚年齢（女性） ※厚生労働省「人口動態統計」 | 30.7歳 28.8歳 (H25年) | 30.9歳 28.9歳 (H30年) | ↘ |
| 50歳時未婚率（男性） 50歳時未婚率（女性） ※総務省「国勢調査」 | 15.8% 6.8% (H22年) | 20.1% 10.0% (H27年) | ↘ |
| 正規就業者割合 ※総務省「就業構造基本調査」 | 62.3% (H24年) | 61.4% (H29年) | ↘ |
| 完全失業率（年平均） ※総務省「労働力調査」 | 3.1% (H25年) | 1.5% (H30年) | ↗ |
| 子どもがいる共働き世帯の割合 ※総務省「国勢調査」 | 55.6% (H22年) | 59.9% (H27年) | ↗ |
| 女性の労働力率 （30～34歳） ※総務省「国勢調査」 | 67.8% (H22年) | 71.5% (H27年) | ↗ |
| 女性の労働力率 （35～39歳） ※総務省「国勢調査」 | 71.1% (H22年) | 75.1% (H27年) | ↗ |
| 子育てにやさしい社会であると感じる人の割合 ※県政モニターアンケート | 60.0% (H26年) | 66.4% (R元年) | ↗ |
| 結婚・出産・子育てを前向きに考えることができる社会であると思う人の割合 ※県政モニターアンケート | 46.7% (H26年) | 56.1% (R元年) | ↗ |
| 岐阜県での子育てに満足している人の割合 ※県政モニターアンケート | 80.6% (H26年) | 77.7% (R元年) | ↘ |

※動向は、現況値が基準値より良い方向へ向かっている指標は「↗」、悪い方向へ向かっている指標は「↘」としています。

第1章 計画策定の背景

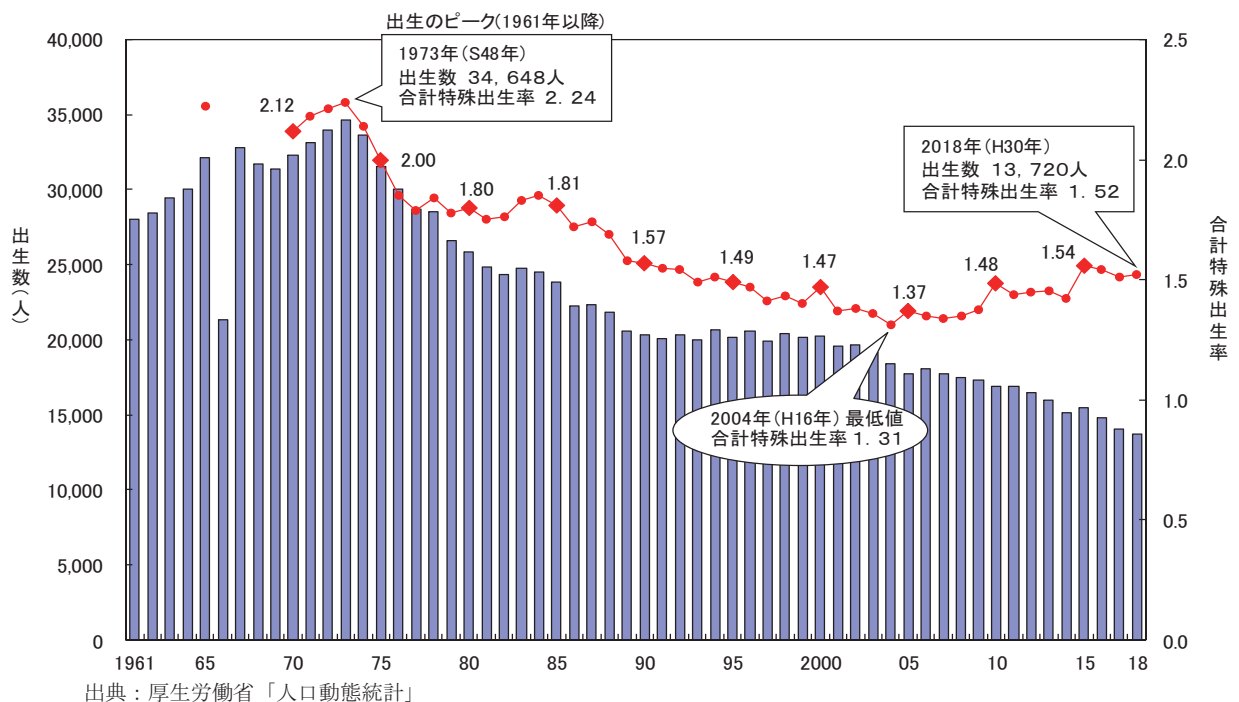
1 少子化の現状

(1) 出生数、合計特殊出生率^{*1}の推移

引き続き少子化傾向

- 本県の出生数は、昭和30年代以降、昭和48年（1973年）の34,648人をピークとして減少傾向をたどり、平成元年（1989年）から平成12年（2000年）頃までは一旦2万人前後で推移した後、再び減少傾向が続いています。平成30年（2018年）の出生数は13,720人となり、昭和48年（1973年）のピーク時と比べると4割以下に減少しています。
- 合計特殊出生率も出生数と同じく昭和48年（1973年）以降低下傾向をたどり、昭和50年（1975年）には2.00と人口置換水準^{*27}を割り込みました。その後も長期にわたり低下傾向が続き、平成16年（2004年）には過去最低となる1.31まで落ち込みましたが、近年は微増傾向が続き、平成30年（2018年）は1.52となっています。
- 母親となる女性の人口が減少しているため、近年は合計特殊出生率の改善が見られるものの、出生数は減少が続いています。

【図表1】出生数及び合計特殊出生率の推移（岐阜県）



(2) 人口

総人口は200万人を割り込む

- 平成17年（2005年）の国勢調査において、大正9年（1920年）の国勢調査開始から一貫して増加してきた本県の総人口が、初めて減少に転じました。その後も減少傾向が続き、令和元年（2019年）の岐阜県人口動態統計調査による総人口は、1,988,931人となっています。

【図表2】総人口（岐阜県）

| 調査年 | 総人口（岐阜県） |
|--------------|------------|
| 平成12年（2000年） | 2,107,700人 |
| 平成17年（2005年） | 2,107,226人 |
| 平成22年（2010年） | 2,080,773人 |
| 平成27年（2015年） | 2,031,903人 |
| 令和元年（2019年） | 1,988,931人 |

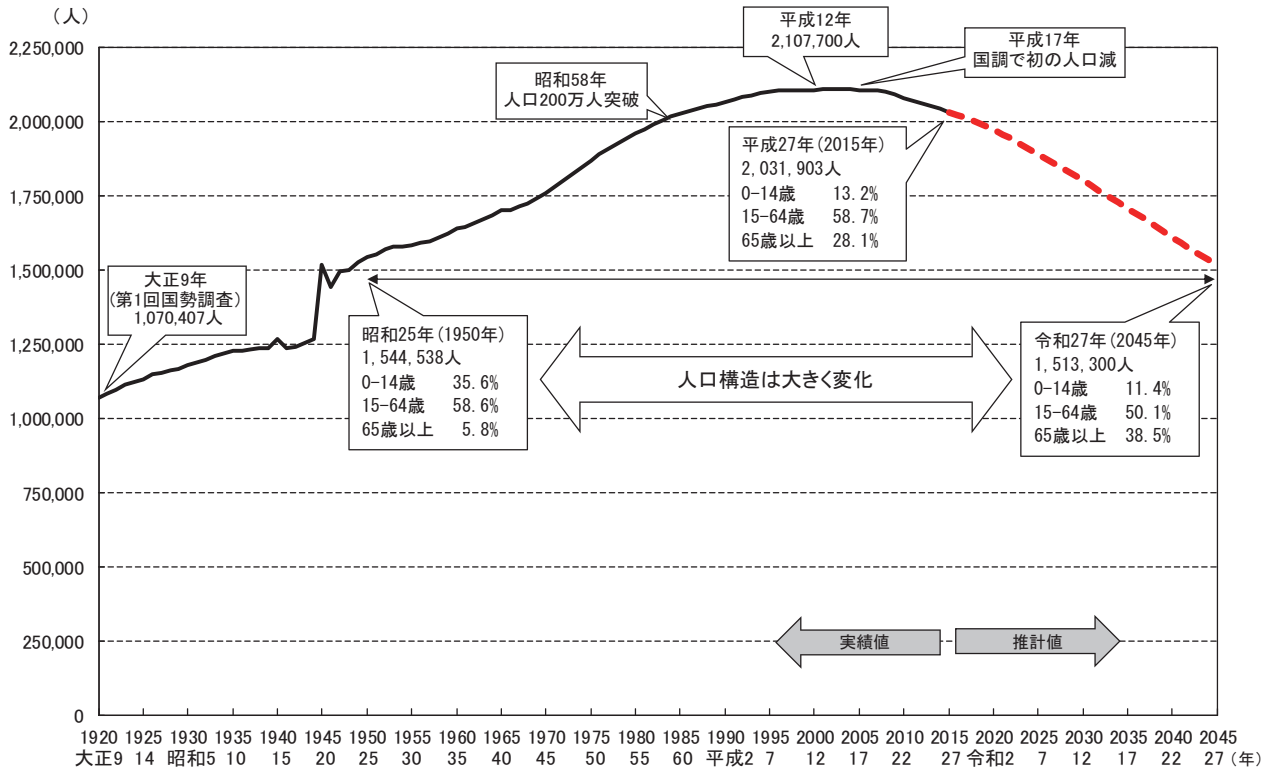
出典：総務省「国勢調査」※令和元年は岐阜県「岐阜県人口動態統計調査」、各年10月1日現在の人口

(3) 将来の岐阜県の人口の見通し

30年間で約50万人の減少

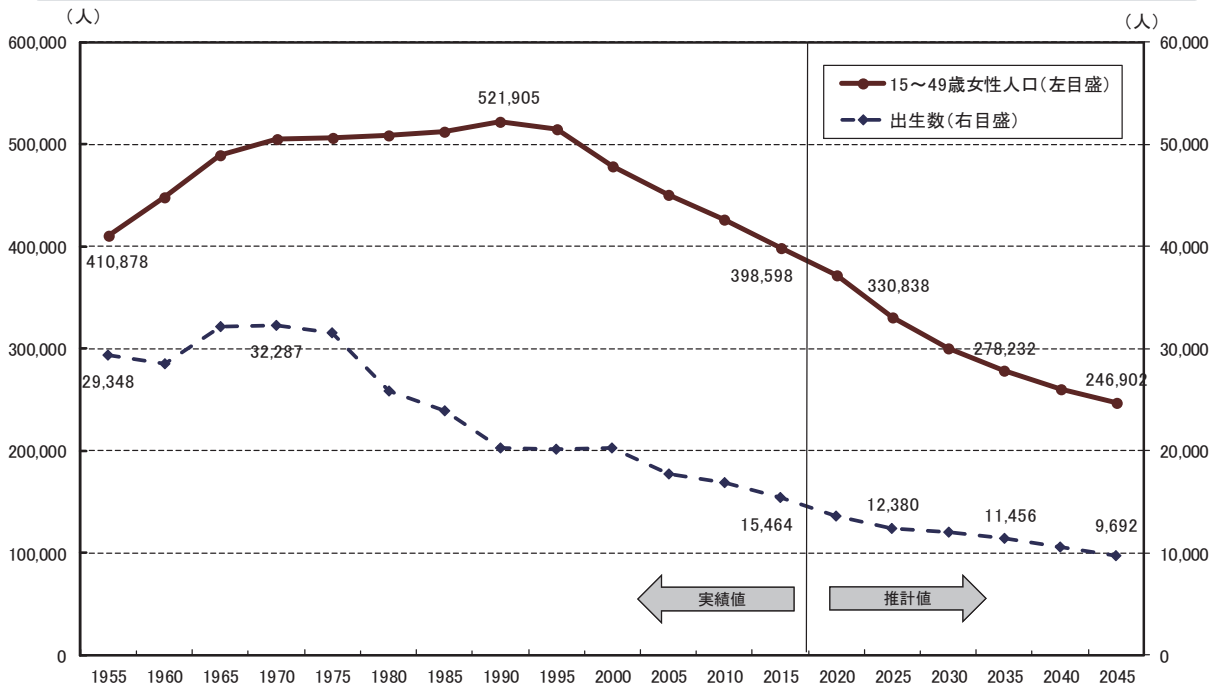
- 本県の令和27年（2045年）時点の将来人口について、岐阜県政策研究会人口動向研究部会の推計結果をみると、総人口は約151万人となり、平成27年（2015年）の人口の4分の1に相当する約50万人が減少するという結果が出ています。（推計の前提：出生率のトレンドや、直近の転出超過等の状況がこのまま続くとして推計）
- 令和27年（2045年）時点の人口を過去の人口規模と比較すると、昭和25年（1950年）頃の規模に相当しますが、その人口構造は大きく変化し、総人口に占める65歳以上人口の割合は約6%から約39%へと大きく上昇する一方、15歳未満人口は約36%から約11%に低下しています。
- 親となる世代（15～49歳）の女性の将来推計をみると、今後も減少が続く見通しであり、出生数も減少していくと予想されています。
- このように少子・高齢化がさらに進展し、将来の人口の年齢構造は大きく変貌して、子どもの割合が低く、高齢層の割合が高い「超少子高齢社会」が迫っています。

【図表3】人口の推移と将来推計（岐阜県）



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は岐阜県政策研究会人口動向研究部会による

【図表4】女性人口（15～49歳）・出生数の推移と将来推計（岐阜県）



出典：実績値の女性人口は総務省「国勢調査」、出生数は厚生労働省「人口動態統計」
推計値は岐阜県政策研究会人口動向研究部会による ※出生数は日本人のみ。

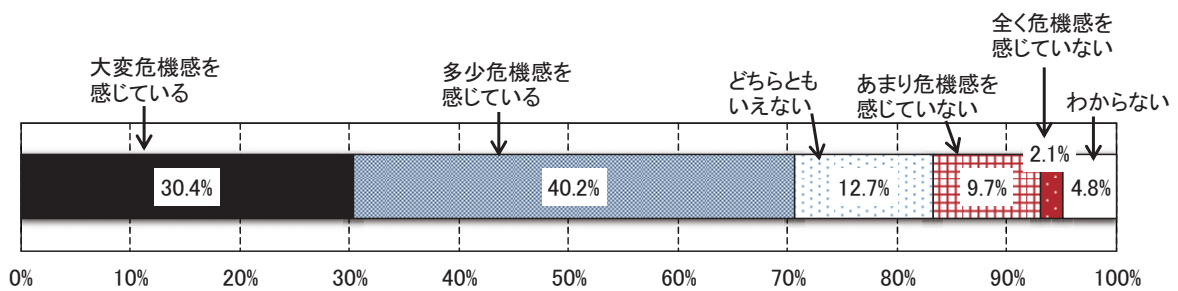
2 少子化に対する県民の意識

(1) 県民の危機意識

○出生率の低下により子どもの数が減り、それに伴い、将来母親となる女性の数も減ることから、出生率が大幅に回復し、出生数が増加しない限りは人口の維持が困難となります。

○少子化に対する県民の危機意識は一定程度高く、現在の低い出生率が続くことについて、「大変危機感を感じている」（30.4%）と「多少危機感を感じている」（40.2%）を合わせると、約7割の県民が危機感を持っています。

【図表5】少子化に関する県民の危機意識（岐阜県）



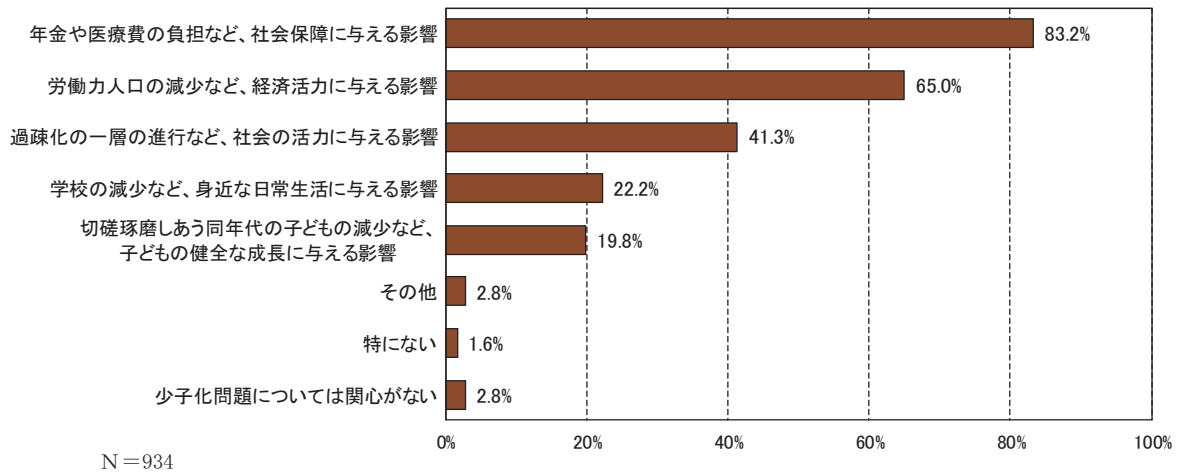
出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H30年）」 N=935

(2) 県民が憂慮する少子化の影響

○少子化による人口減少により、働く人が減って経済が縮小し、年金や医療などの社会保障制度を支えていくことが難しくなるほか、学校の減少、同年代の減少等による子どもの健全な成長への影響や過疎化がさらに進むことにより、地域社会が衰退することが心配されています。

○「少子化に関する県民意識調査」においても、少子化が与える影響で特に課題とされることは、「年金や医療費の負担など、社会保障に与える影響」が83.2%と最も多く、次いで「労働力人口の減少など、経済活力に与える影響」が65.0%、「過疎化の一層の進行など、社会の活力に与える影響」が41.3%と、社会・経済の活力への影響を懸念する声が強くなっています。

【図表6】少子化が影響を及ぼす課題（岐阜県）



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H30年）」

（3）就労、結婚、出産、子育てに関する県民の意見

- 計画の策定にあたって、子育て中の方、地域の子育て支援団体、企業、将来の子育て世代となる学生など、広く県民の皆さんから意見をお伺いしました。多くの県民の皆さんが少子化に対して危機感を感じる中で、就労、結婚、出産、子育てなどライフステージに応じて、様々な悩みや要望があることが明らかになりました。
- 少子化対策を進めていくうえで、こうした県民の皆さんの声に応えていくことが重要です。

＜県民の皆さんの意見＞

○若いときに自分の人生について考える機会があるとよい。

- ・学生のうちから自分の人生設計を考える機会があるとよい。
- ・中学生・高校生のころから学習や社会経験という形で、子どもを持つことについての認識を持ってもらうのがよい。
- ・早い段階から教育の場で家族の大切さや性についての正しい知識を伝えることも必要だ。

○将来親になる世代に赤ちゃんに触れ合う機会を持ってもらった方がよい。

- ・昔と比べ、一人っ子が多くなり、小学生や中学生の時に赤ちゃんと直接触れ合う機会を持てる子が少なくなっていると思うので、そのような機会を意図的に作り出すことには一定の意義があると思う。
- ・命の教室など、中学生・高校生と赤ちゃんが触れ合える機会を提供することも大切。
- ・親戚や兄弟が少なくなり、子育てを具体的にイメージしづらくなっていると思うので、子どもと触れ合える機会を増やすとよい。

○結婚するにはお金が必要。

- ・お金がないと結婚できないので、就労対策をしてほしい。
- ・20代前半は新しい出会いがあるが、お金がないので結婚は考えられない。その時期を過ぎるとなかなか出会いがなくなってしまう。

○結婚したいが出会う機会がない。

- ・適当な相手に出会う機会がないので、出会いの場が必要。
- ・企業同士で、出会いの機会をつくってもらえるとよい。
- ・出会いの場が減っている。周りを見ると社内恋愛やマッチングアプリ等の出会いのみ。

○結婚することが想像できない。

- ・いずれは結婚したいと思っている。でも、営業で帰るのが遅いので、結婚後の生活が想像つかない。
- ・身近に結婚している人もほとんどいないので、結婚にはあまり現実味がない。

○結婚・出産をすると自由でなくなり仕事ができなくなる。

- ・結婚すると自由が奪われる。
- ・結婚によって楽しくなってきた仕事を手放したくない。
- ・結婚・出産すると、女性は仕事をやりにくくなる。ブランクができてしまう。
- ・営業など部署によっては子育てとの両立が難しい。仕事にやりがいを感じるようになってきたので、今のポストがなくなると思うと結婚・出産に踏み切れない。

○育児休暇の制度はあっても職場の雰囲気から取得できない。

- ・仕事と子育ての両立には職場の理解が大事。上司に率先して休みを取ってもらえると部下も休みが取りやすい。
- ・制度はあるが、男性が育児休暇を取れる雰囲気ではない。
- ・第一子の育休から復帰した後、第二子の育休が取りづらく退職されてしまった方がいる。

○子育てと仕事の両立は大変。

- ・祖父母も高齢となっていており、頼れないので、子育て、家事、仕事と私個人が抱える負担が大きい。
- ・子育てをしながら仕事をしている。7:30に保育園へ子どもを預けて18:00に迎えに行っている。夜に子どもが寝てやっと椅子に座れる。

○子どもを預けられるところを増やしてほしい。

- ・子どもを見てくれる人がいないと仕事ができない。
- ・小学校低学年の子どもがいるが、帰宅が下校時刻に間に合わず、祖父母

に県外から来てもらっている。学童保育に少しでも入りやすくしてもらえるとうれしい。

- ・希望する保育園に入れず、二人の子どもを別々の保育園に預けなければならなくなったため送り迎えが大変な同僚がいる。

○子育てへの支援を充実させてほしい。

- ・子育てママの交流の場を増やして欲しい。
- ・出産後に母親が相談できる場所があるとよい。県内どこに居住していてもサービスが受けられるように、全市町村でファミリー・サポート・センター事業を実施してもらいたい。
- ・シニア世代の子育てへの参画をさらに進めるべき。
- ・子育てサービスについて、若い人に情報が入ってこない。
- ・3人目を産んだが、なんらかの助成金があるとよかった。

○男性の子育てが特別ではなく当たり前である社会になるとよい。

- ・父親が育児をするとイクメンと言われる一方、母親はやって当たり前の扱い。二人の子どもなのだから二人が育児をして当たり前、父親が育児をすることは特別なことではないという考えを広めてほしい。
- ・イクメンという言葉が流行ったが、なんだかんだ家事をするのは女性という意識が支配的。
- ・男女の役割への考え方は変わってきているが、女性が主に家事を担っているのが現実であり、もっと改善していくとよい。

3 少子化の要因

少子化の要因を分析するアプローチとして、第3次基本計画で目標として掲げた「合計特殊出生率*1」に着眼し、分析を行いました。

合計特殊出生率は、女性の年齢別出生率の合計であり、出生率は「女性の有配偶率」と「有配偶女性の出生率」とに分けてみるができます。

そこで、合計特殊出生率に直接影響を与える「結婚」に関する現状と、「出生」に関する現状について分析します。

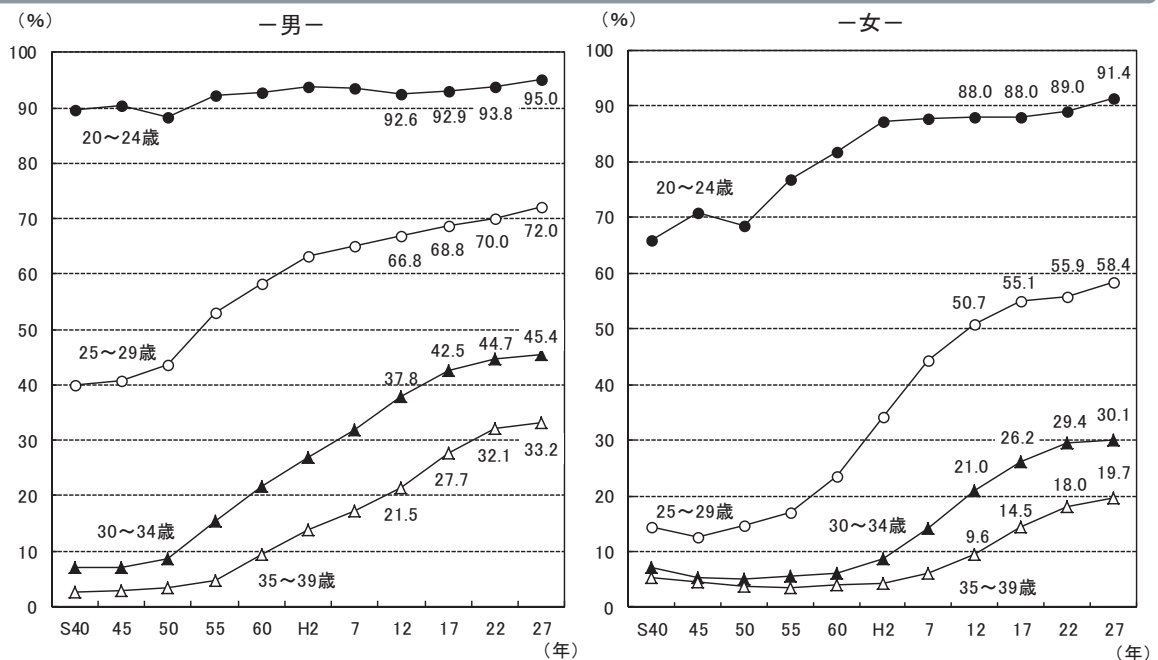
※ 日本では約98%が嫡出子（夫婦から生まれた子ども）であるため、女性の有配偶出生率で分析をしています。

(1) 非婚化・晩婚化の進行

① 20～30代の未婚率の上昇

- 20～30代の未婚率は上昇傾向が続いており、平成27年（2015年）には20代後半では男性の約7割、女性の約6割が未婚、30代前半では男性の約5割、女性の約3割が未婚となっています。
- 昭和50年（1975年）頃までの30代の未婚率は、男女とも10%を下回る水準であったことからみると、この40年間で結婚の状況は大きく変化しています。

【図表7】年齢階級別未婚率の推移（岐阜県）



出典：総務省「国勢調査」 ※未婚率は配偶関係不詳を除いて算出。

②初婚年齢の上昇

○平均初婚年齢は、長期的にみると男女ともに上昇を続けており、晩婚化が進行しています。

○平成30年（2018年）で、男性が30.9歳、女性が28.9歳となっており、平成17年（2005年）と比較して男女とも1.4歳上昇しています。

【図表8】平均初婚年齢（岐阜県）

| | S55 | S60 | H2 | H7 | H12 | H17 | H22 | H27 | H30 |
|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 男性 | 27.6 | 27.9 | 28.1 | 28.1 | 28.4 | 29.5 | 30.1 | 30.6 | 30.9 |
| 女性 | 24.6 | 24.9 | 25.4 | 25.8 | 26.6 | 27.5 | 28.2 | 28.7 | 28.9 |

出典：厚生労働省「人口動態統計」

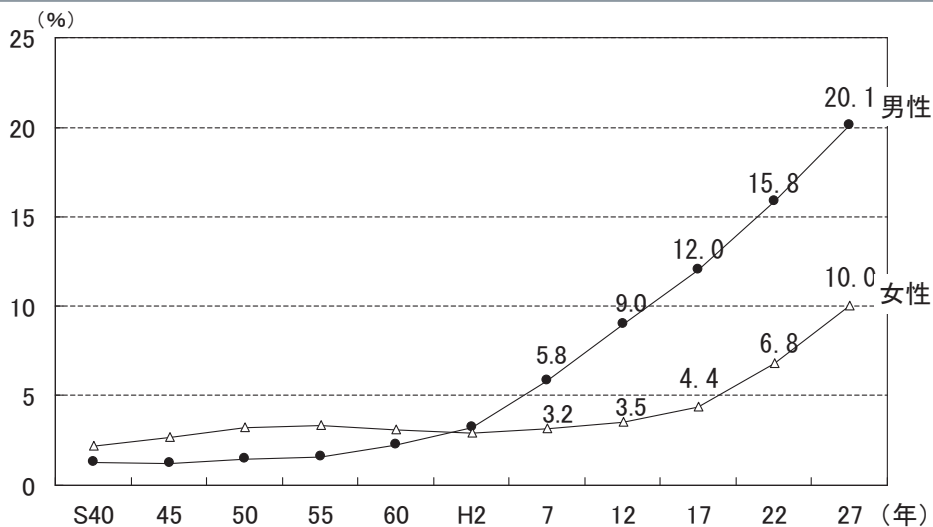
③50歳時の未婚割合の上昇

○50歳時の未婚割合も上昇を続けており、晩婚化に加え、非婚化の流れも進んでいます。

○平成17年（2005年）は男性12.0%、女性4.4%であった50歳時未婚率は、平成27年（2015年）は男性20.1%、女性10.0%と、それぞれ上昇しています。

○日本では、出生数のうち約98%が夫婦から生まれた子どもであることから、非婚化・晩婚化の進行は、出生に大きな影響を与えるものと考えられます。

【図表9】50歳時未婚率の推移（岐阜県）



出典：総務省「国勢調査」

(注) 50歳時未婚率は45～49歳と50～54歳未婚率の平均値。配偶関係不詳の人口を除いて算出。

(2) 出生率の低下

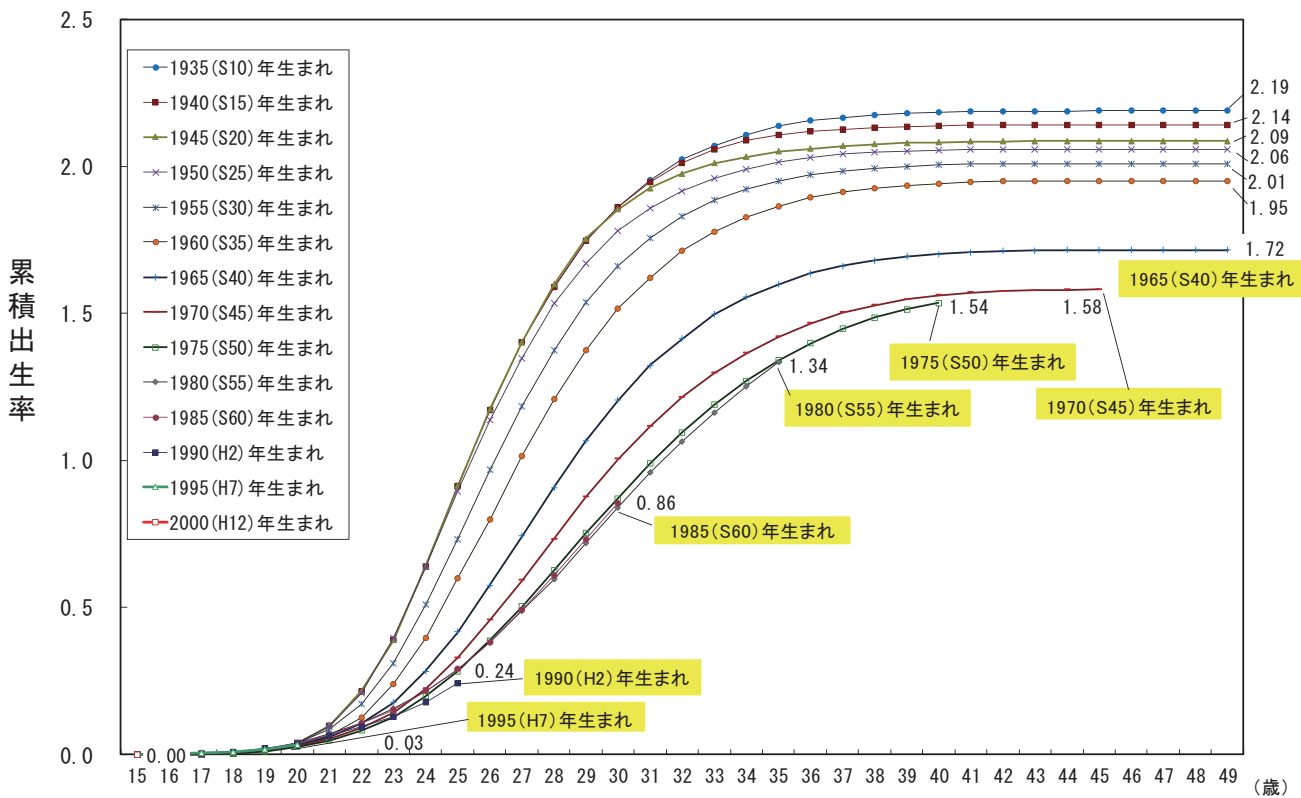
① 女性の生まれ年別の平均子ども数の低下

○ 女性1人あたりの子ども数の平均を女性が生まれた世代別にみると、昭和30年（1955年）生まれ以前の世代では、最終的にはおおむね2人の子どもを出産しています。

○ 昭和40年（1965年）生まれの世代では20代の出産が大きく低下し、30代での出産も大きくは伸びていないため、累積出生率（各世代の女性1人当たりの平均子ども数に相当）は1.72となっています。

○ その後も低下傾向が続きましたが、近年は下げ止まりの傾向がみられます。

【図表10】 世代別累積出生率（岐阜県）



出典：岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

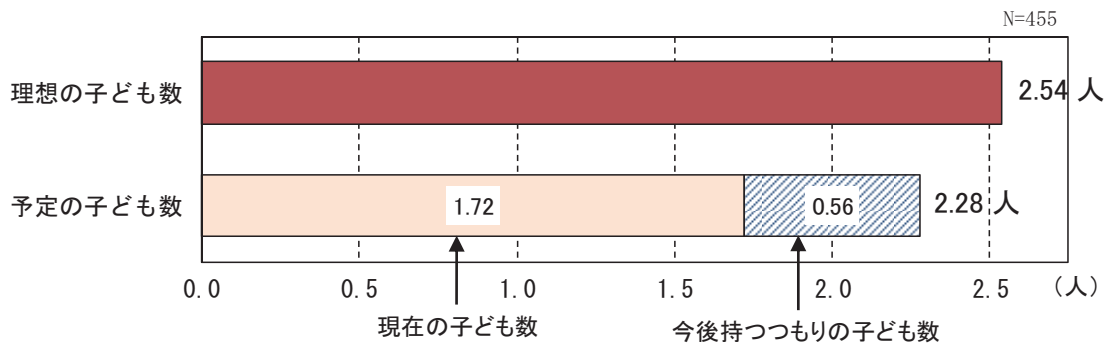
(注) 出生数は厚生労働省「人口動態統計」より、女性人口は総務省「国勢調査」及びその補間人口
各年齢の出生率は、「母の年齢別の出生数 ÷ その年齢の女性人口」

②理想の子ども数を実現できていない

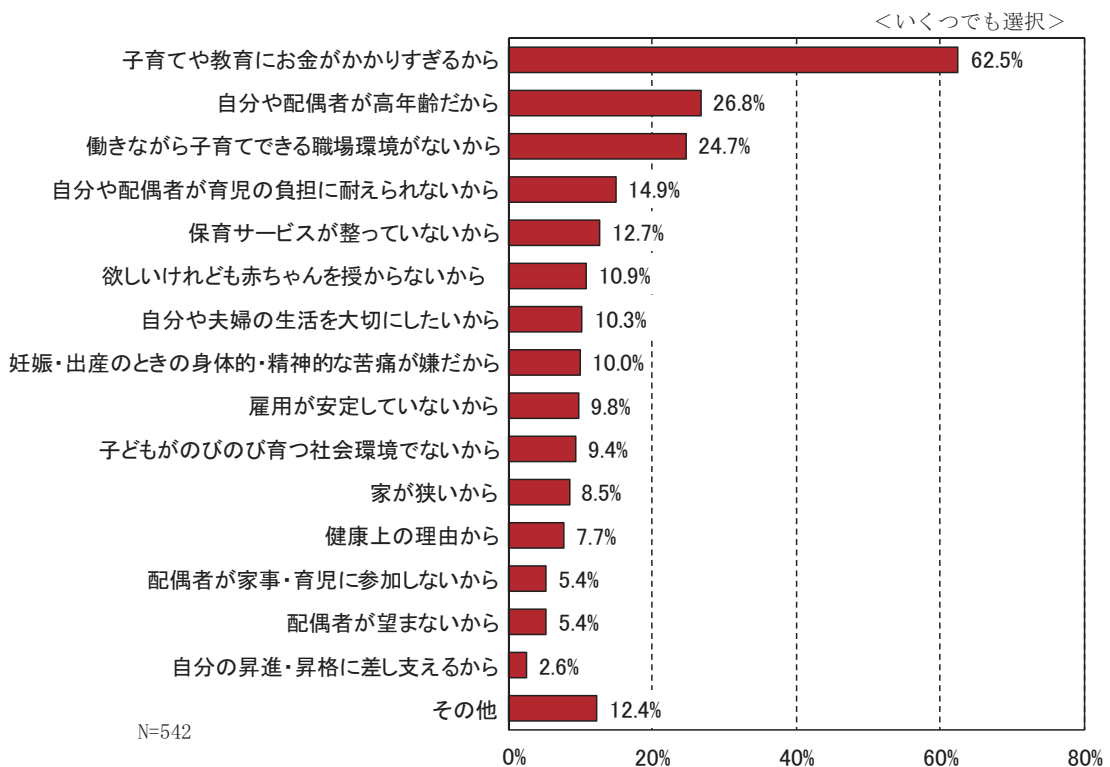
○本県の既婚者の「理想の子ども数」は平均2.54人であるのに対し、「予定の子ども数」は2.28人となっており、理想とする子ども数を持っていないという状況があります。

○理想の子ども数を持ってない理由は、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(62.5%)が最も多く、次いで「自分や配偶者が高年齢だから」(26.8%)、「働きながら子育てできる職場環境がないから」(24.7%)の順となっています。

【図表 11】理想の子ども数と予定の子ども数（岐阜県・既婚者）



【図表 12】理想の子ども数を持ってない理由（岐阜県・既婚者）



4 少子化の課題

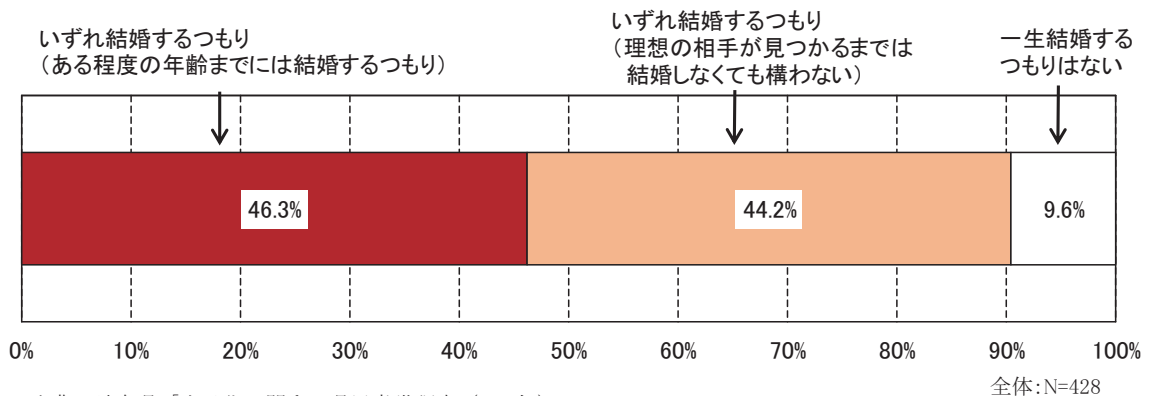
少子化の要因である「非婚化・晩婚化の進行」及び「出生率の低下」は、それぞれが「結婚への意欲、機会」、「経済的状況、生活基盤」、「仕事と家庭の両立」、「育児への安心感」などの影響を受けていると考えられるため、この4つの要因について課題を分析します。

(1) 結婚への意欲、機会について

【出会いの機会が少ない】

○非婚化・晩婚化が進行していますが、独身の方に結婚に対する意思を尋ねたところ、約9割の方が「いずれ結婚するつもり」であると答えています。

【図表 13】独身の方の結婚に対する意思（岐阜県）



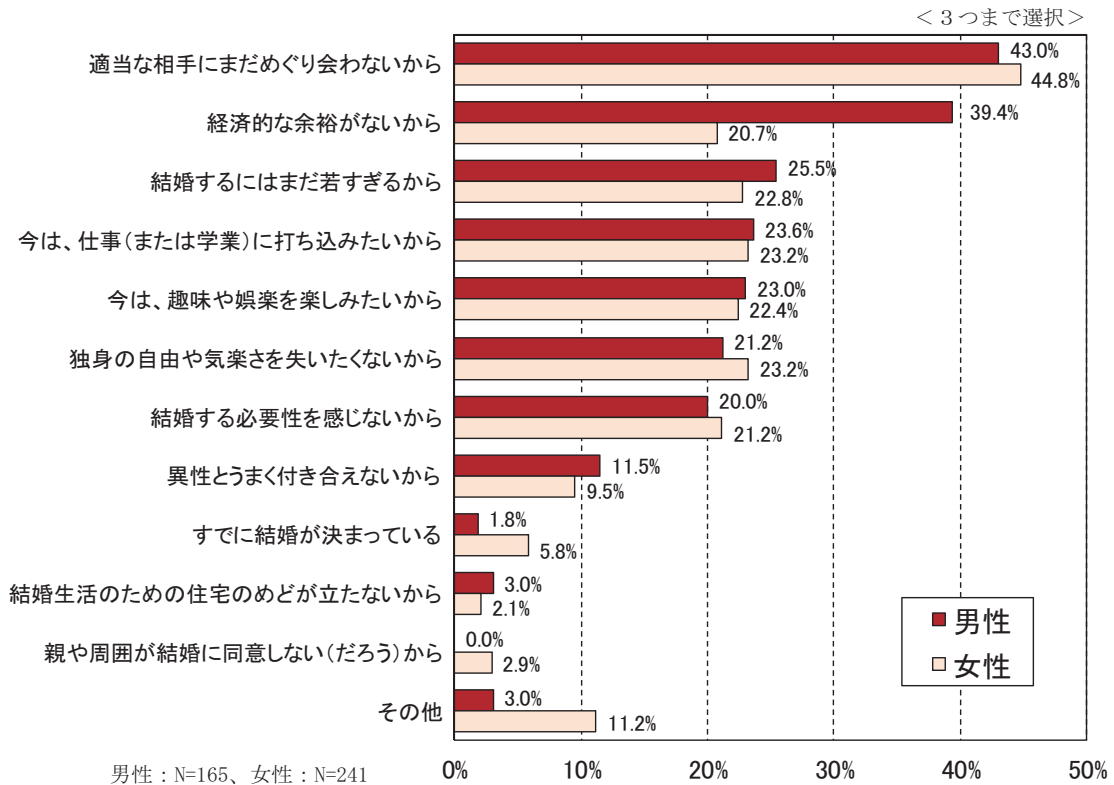
出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H30年）」

（注）割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

○また、結婚せず独身でいる理由については、男女ともに一番多い理由が「適当な相手にまだめぐり会わないから」となっており、4割を超えています。

○二番目以降の理由を男女別にみると、男性は「経済的な余裕がないから」（39.4%）、「結婚するにはまだ若すぎるから」（25.5%）を挙げており、女性は「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」（23.2%）、「独身の自由や気楽さを失いたくないから」（23.2%）を挙げています。

【図表 14】独身でいる理由（岐阜県）

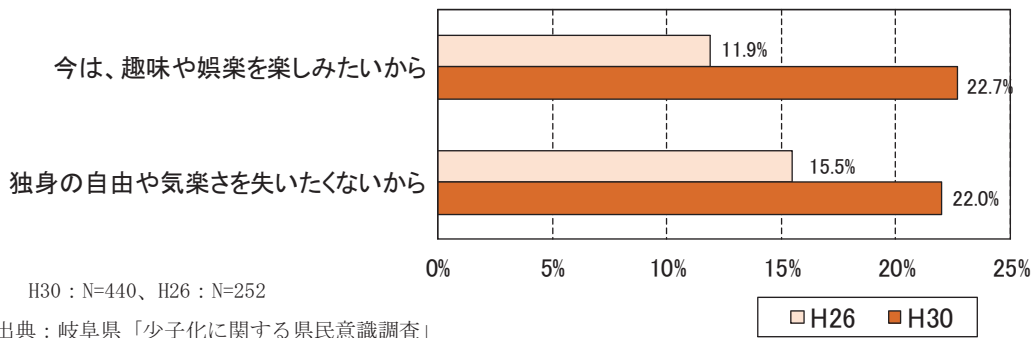


出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H30年）」

【家庭を持つことに対する意欲の低下】

○独身でいる理由を、平成26年（2014年）調査と平成30年（2018年）調査で比較すると、「今は、趣味や娯楽を楽しみたいから」、「独身の自由や気楽さを失いたくないから」が大幅に上昇しており、家庭を持つことに対する意欲の低下がみられます。

【図表 14-2】独身でいる理由（岐阜県）

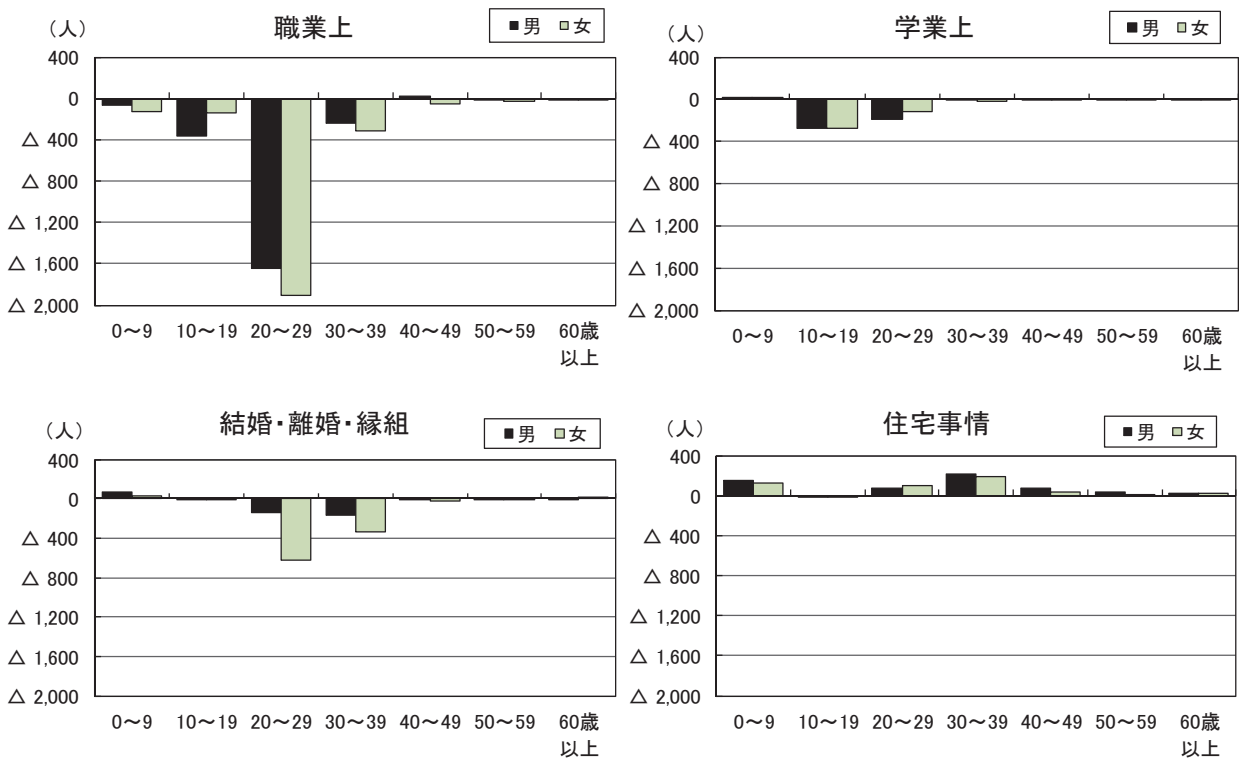


出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査」

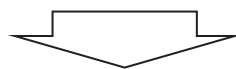
【若年層の女性の転出超過数が多い】

- 本県の社会動態を主な移動理由別にみると、職業上、学業上、結婚などを理由として、転出超過となっています。住宅事情を理由とする移動については転入超過となっているものの、転出超過を補うには至っておりません。
- 20代の女性についてみると、平成30年（2018年）は2千人以上の転出超過となっており、主な移動理由別では職業上が最も多く、次いで結婚・離婚・縁組となっています。
- 若年層の女性の転出超過は、結婚機会の減少に影響を与えるとともに、将来の出生数の減少につながる可能性が高いと考えられます。

【図表 15】 主な移動理由でみた年代別日本人の社会動態（岐阜県）



出典：岐阜県「岐阜県人口動態統計調査（H30年）」
 (注) 社会動態 = 転入者数 - 転出者数 (H29.10.1~H30.9.30)



- 非婚化、晩婚化が進行する一方で、独身の方の約9割が「いずれ結婚するつもり」であり、独身の理由として一番多いのは「適当な相手にまだめぐり会わない」ためであることから、結婚を希望する人が結婚できる環境づくりが求められます。
- 独身でいる理由として、「趣味や娯楽を楽しみたいから」、「自由や気楽さを失いたくないから」と回答した割合が上昇していることから、若い世代に、家庭を築くことの意義や喜びを伝えたり、就業や家族形成のライフデザインを構築する機会を設けることが重要であると考えられます。
- 人口移動をみると、若い世代を中心として就職、結婚、進学等を理由に転出超過となっており、男女別では女性の転出超過数の方が大きくなっていることから、未婚率の上昇や結婚機会の減少にも影響を与えていると考えられ、若者の定着率の向上が求められます。

(2) 経済的状況・生活基盤について

【有配偶女性の不安定な就労の割合が高く、所得が低い】

- 平成27年（2015年）における30～34歳女性の就業者に占める派遣社員、パート・アルバイト等の割合をみると、未婚者の29.7%に対して有配偶者は51.0%と、有配偶者において不安定な就労の割合が高くなっています。
- また、30～39歳女性における所得が200万円未満の割合は、未婚者の36.0%に対して有配偶者は79.1%と高くなっています。
- 女性において、有配偶者の不安定就労の割合が未婚者より高いことは、結婚や出産によって正規の従業員から外れる傾向が高いことを反映していると考えられます。

【若年男性の不安定な就労による経済基盤の弱さが結婚の障壁となっている】

- 平成27年（2015年）における30～34歳男性の就業者に占める派遣社員、パート・アルバイト等の割合をみると、有配偶者の3.6%に対して未婚者は15.3%と著しく高くなっています。
- また、30～39歳男性における所得が200万円未満の割合は、有配偶者が5.5%に対して未婚者は25.0%となっており、男性の場合、未婚者において不安定就労の割合が高く、所得が低いという状況にあります。

○独身でいる理由として、約4割の男性が「経済的な余裕がないから」と答えており（【図表14】独身でいる理由）、若年男性の不安定な就労による経済基盤の弱さが、結婚への意欲や機会にも影響を及ぼしていると考えられます。

【図表16】就業者に占める派遣社員、パート・アルバイト等の割合（岐阜県）

〔30～34歳女性〕

| 区分 | 平成22年(2010年) | 平成27年(2015年) |
|------|--------------|--------------|
| 未婚者 | 29.9% | 29.7% |
| 有配偶者 | 52.8% | 51.0% |

〔30～34歳男性〕

| 区分 | 平成22年(2010年) | 平成27年(2015年) |
|------|--------------|--------------|
| 未婚者 | 13.1% | 15.3% |
| 有配偶者 | 4.2% | 3.6% |

出典：総務省「国勢調査」

（注）従業上の地位不詳を除いて算出。就業者に占める労働者派遣事業所の派遣社員とパート・アルバイト・その他の割合。

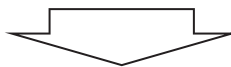
【図表17】所得が200万円未満の割合（岐阜県）

〔30～39歳〕

| 区分 | 女性 | 男性 |
|------|-------|-------|
| 未婚者 | 36.0% | 25.0% |
| 有配偶者 | 79.1% | 5.5% |

出典：内閣府「地域少子化・働き方指標（第3版）H29.5」

（注）総務省「就業構造基本調査（H24）」より内閣府作成（無業者と有業者を含めて算出した値で、有業者のうち所得が把握できていない者は按分して含めている。なお、有配偶は総数から未婚を除いて算出。）



- 有配偶女性の不安定就労の割合が未婚者と比較して顕著に高く、低所得の割合が高くなっていることから、結婚・出産後もフルタイムで継続して働くことができる環境づくりが求められます。
- 未婚男性の不安定就労の割合が有配偶者に比べて高く、若年男性の不安定な就労が結婚の障壁となっていると考えられることから、安定した雇用の確保が求められます。

(3) 仕事と家庭の両立について

【出産に伴って働き方を変える女性が多い】

○25～39歳の育児中の女性の有業率をみると、平成24年（2012年）調査の52.5%から平成29年（2017年）調査では62.6%へと上昇しているものの、女性全体の有業率（73.9%）と比較して10%以上低くなっています。

【図表18】 育児中の女性の有業率と女性全体の有業率の差（岐阜県）

[25～39歳女性]

| 区分 | 平成24年(2012年) | 平成29年(2017年) |
|------------|--------------|--------------|
| 育児中の女性の有業率 | 52.5% | 62.6% |
| 女性全体の有業率 | 72.2% | 73.9% |
| 差 | △19.7% | △11.3% |

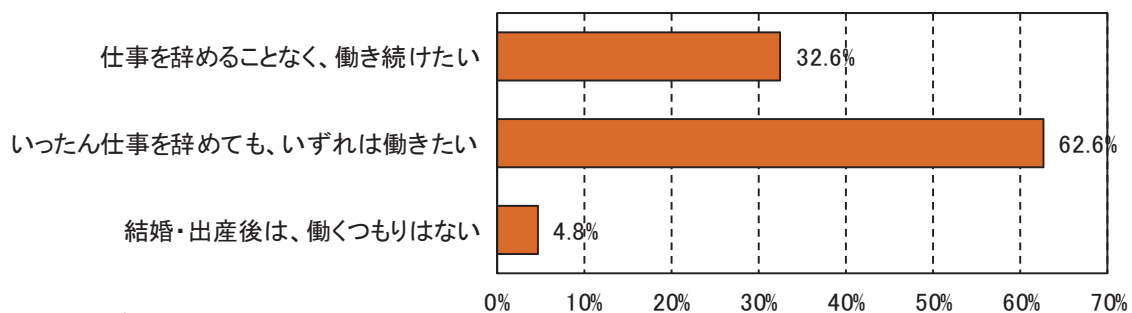
出典：総務省「就業構造基本調査」

(注) 育児中とは、小学校入学前の未就学児の世話や見守りなどをふだん少しでも行っている状況であり、孫やおい、めい、弟妹の世話などは含まない

○結婚・出産後の就労継続の意思について女性に尋ねると、結婚・出産後も「仕事を辞めることなく、働き続けたい」、「いったん仕事を辞めても、いずれは働きたい」と答えた女性は、95%を超えています。

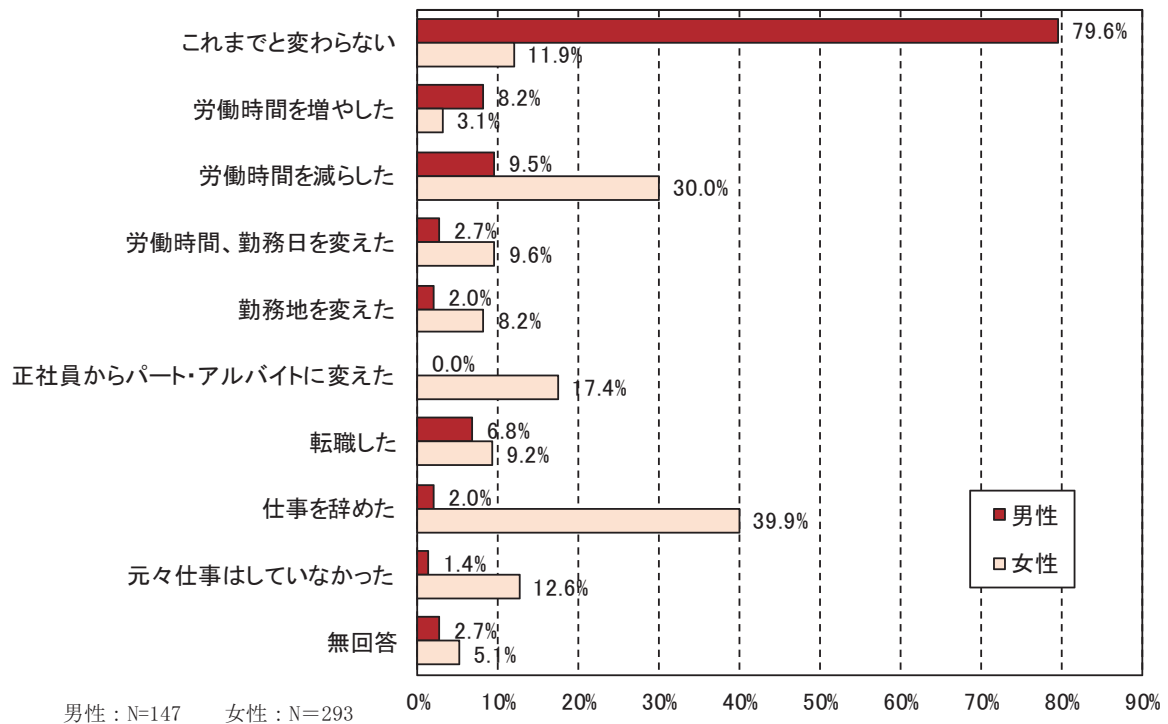
○第1子を出産した後の働き方の変化について尋ねると、「仕事を辞めた」（39.9%）、「労働時間を減らした」（30.0%）、「正社員からパート・アルバイトに変えた」（17.4%）と回答した女性が多く、男性と比べて出産に伴って働き方を変えるケースが多くなっています。

【図表19】 結婚、出産後の就労継続の意思（岐阜県・女性）



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H30年）」

【図表 20】第1子出産後の働き方の変化（岐阜県）



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H30年）」

【夫の家事・育児時間が妻と比べて極めて短い】

- 6歳未満の子どもがいる夫婦の1日あたりの家事・育児関連時間をみると、平成28年（2016年）調査では妻の440分に対して夫は68分と、依然として妻と比べて極めて短くなっています。また、夫婦共働き世帯についてみた場合においても、主に妻が家事・育児を担っています。
- 夫は外で働き妻は家庭を守るべき、家事・育児は女性という意識は減少傾向にありますが、いまだに根強く残っており、男性が家事や育児に十分に関わっていないことが、女性の就業継続を困難にしている一因であると考えられます。

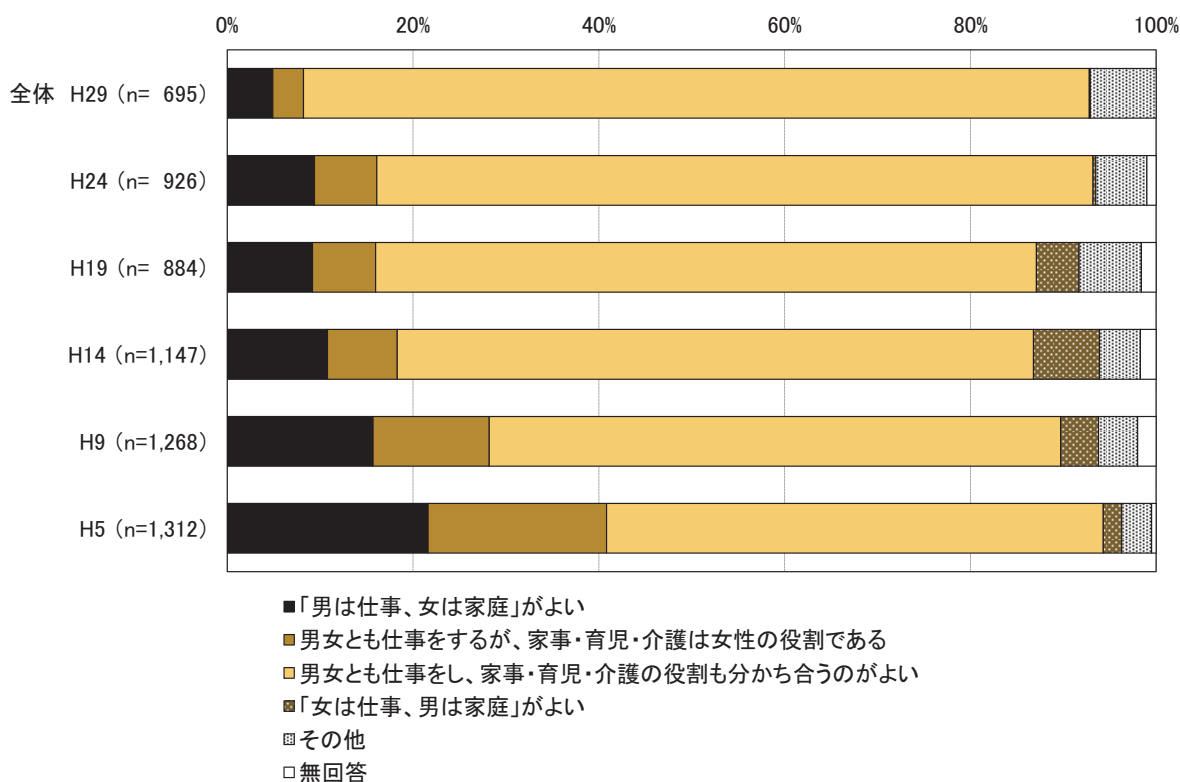
【図表 21】 6歳未満の子どものいる夫婦の家事・育児関連時間（岐阜県）

| 区分 | 平成23年(2011年) | 平成28年(2016年) |
|-----------------|--------------|--------------|
| 6歳未満の子どものいる世帯の夫 | 59分/日 | 68分/日 |
| うち共働き世帯の夫 | 59分/日 | 80分/日 |
| 6歳未満の子どものいる世帯の妻 | 470分/日 | 440分/日 |
| うち共働き世帯の妻 | 413分/日 | 314分/日 |

出典：総務省「社会生活基本調査」

(注) 「夫婦と子どもの世帯」の1日あたりの家事、育児、介護・看護、買い物の合計時間（週全体平均）

【図表 22】 性別によって男女の役割を決める考え方について（岐阜県）



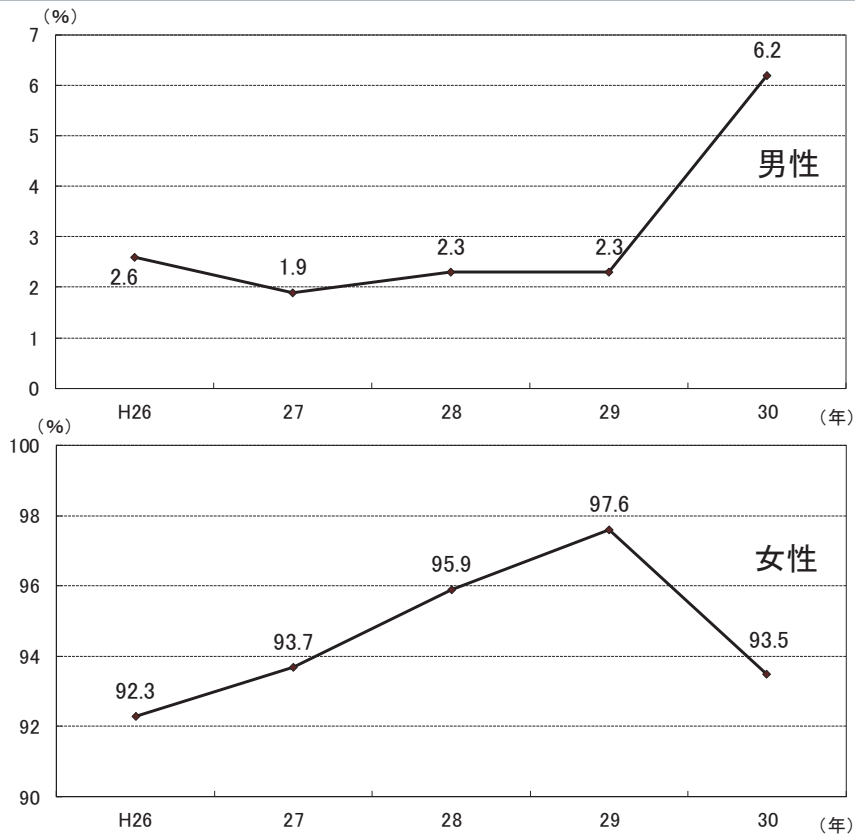
出典：岐阜県「男女共同参画に関する県民意識調査」

(注) 割合については四捨五入して表記したため合計が100にならないことがある。

【男性の育児休業取得率は低水準にとどまる】

- 男性の育児休業取得率は、平成26年（2014年）には2.3%でしたが、平成30年（2018年）には6.2%へと上昇しています。
- しかしながら、平成30年（2018年）の女性の取得率（93.5%）と比較すると、いまだに低い水準にとどまっています。

【図表 23】 育児休業の取得率（岐阜県）



出典：岐阜県「岐阜県育児休業等実態調査」

- 週60時間以上の長時間労働をしている就業者の割合は減少傾向にあるものの、女性と比べて男性の割合が顕著に高く、平成29年（2017年）調査において、30代後半の男性の約14%は週60時間以上就業しているという状況にあります。
- また、職場が子育てをする人にとって働きにくい原因について、最も多く挙げられたのは「日常的に労働時間が長い」（53.5%）で、次いで「有給休暇が取りづらい雰囲気がある」（46.2%）、「育児に関する休暇・休業が取りづらい雰囲気がある」（34.8%）の順となっています。

【図表 24】 週労働時間60時間以上の就業者の割合（岐阜県）

〔男性〕

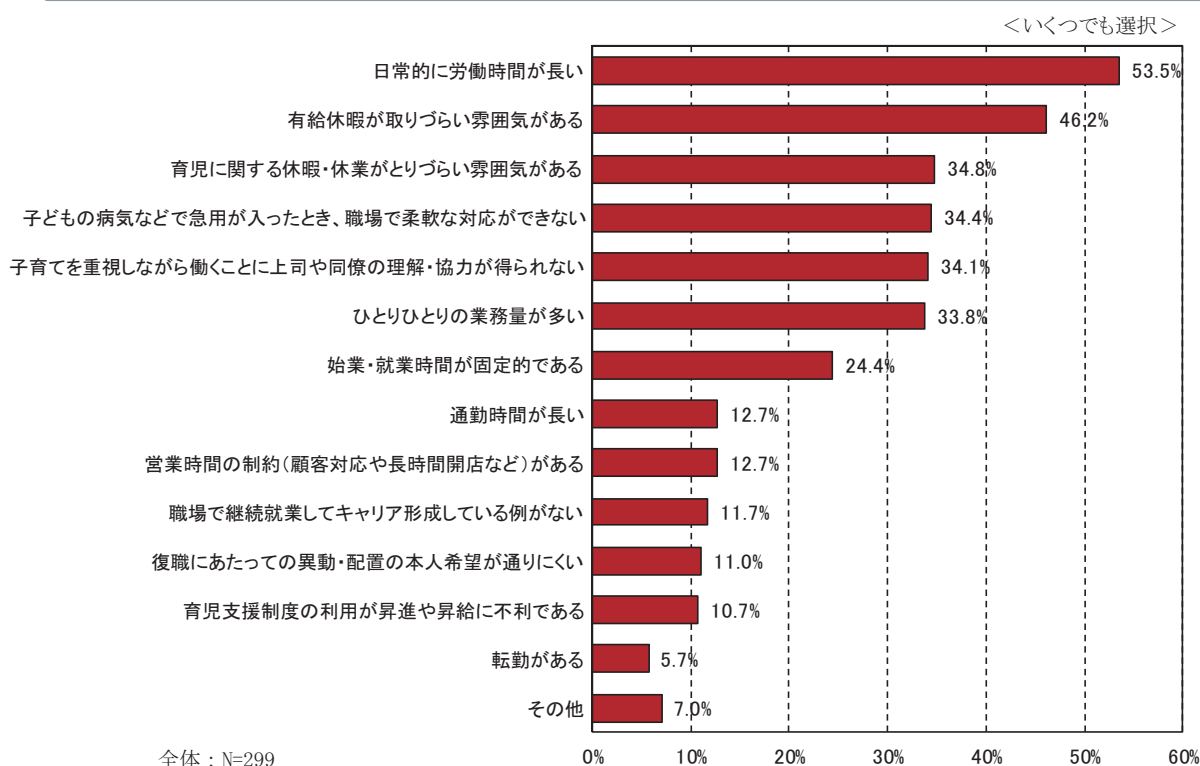
| 年齢区分 | 平成14年 | 平成19年 | 平成24年 | 平成29年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 35～39歳 | 24.5% | 21.2% | 18.7% | 13.9% |
| 30～34歳 | 22.1% | 22.1% | 15.4% | 12.1% |
| 25～29歳 | 19.4% | 22.6% | 17.2% | 12.6% |

〔女性〕

| 年齢区分 | 平成14年 | 平成19年 | 平成24年 | 平成29年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 35～39歳 | 2.6% | 5.6% | 4.9% | 2.4% |
| 30～34歳 | 4.3% | 5.3% | 5.3% | 3.8% |
| 25～29歳 | 6.1% | 9.2% | 5.8% | 3.7% |

出典：総務省「就業構造基本調査」
 (注) 年200日以上の上の就業者について集計

【図表 25】 職場が子育てをする人にとって働きにくい原因（岐阜県）



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H30年）」

- 育児をしている女性の有業率は、女性全体の有業率より10%以上低く、出産、子育てを理由に離職する女性が多いと考えられることから、働きながら子育てしやすい環境づくりが求められます。
- 長時間労働などにより男性の家事・育児への関わりが少なく、夫の家事・育児時間が妻に比べて顕著に短いことから、長時間労働の抑制など働き方の見直しとともに、男性の家事・育児への参画促進が重要であると考えられます。
- また、家事・育児の負担が女性に偏っていることにより、子育てしながら正規職員として働き続けることが困難になっていると考えられます。
- 男性の育児休業取得率は依然として低水準であり、従業員が育児休業を取得しやすい職場環境づくりが求められます。

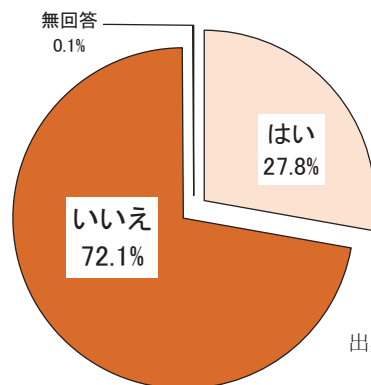
(4) 育児への安心感について

【子育ての孤立化の進行と負担感の増大】

- 核家族化や近所付き合いの変化等による地域のつながりの希薄化に加え、約7割の母親が生まれ育った市町村以外で子育てをしている状況にあります。
- 地域の中での子どもを通じたご近所付き合いについて、「あいさつをする程度の人がある」方は74.5%となっていますが、「子どもを預けられる人がある」方は28.3%にとどまっており、約7割の方は困ったときに近所に子どもを預けられる人がいないという状況にあります。
- また、「子どもをしかったり、注意してくれたりする人がある」と答えた割合も26.6%にとどまり、核家族化が進む中で地域のつながりが希薄化し、子育てが孤立化していることがうかがえます。

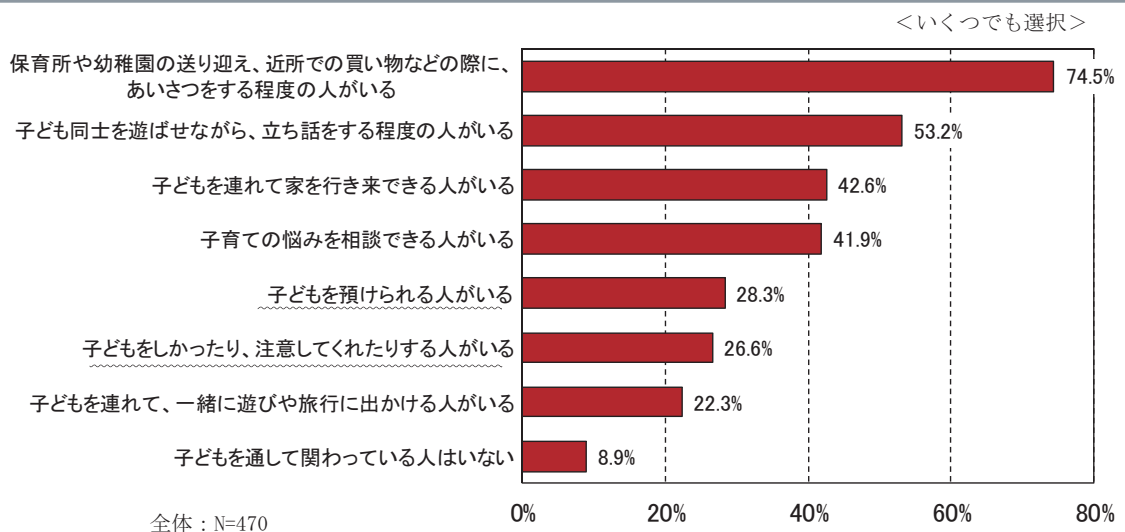
【図表 26】自分が育った市町村で現在子育てをしている母親の割合（全国）

「あなたが育った市区町村で現在子育てをしていますか？」



出典：NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会
「地域子育て支援拠点事業に関するアンケート調査 2016」

【図表 27】地域の中での子どもを通じたご近所付き合い（岐阜県）



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H30年）」

- 地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するため、母子保健と子育て支援の両方を含む包括的なサービスを提供する相談拠点として子育て世代包括支援センター*28を設置することとされており、令和2年度（2020年度）末までの全国展開を目指しています。
- 本県の設置状況は、平成29年（2017年）4月1日現在は5市町（11.9%）、令和元年（2019年）9月1日現在は26市町（61.9%）と増加はしていますが、引き続き、令和2年度（2020年度）末の全市町村設置に向けて、設置促進を図る必要があります。

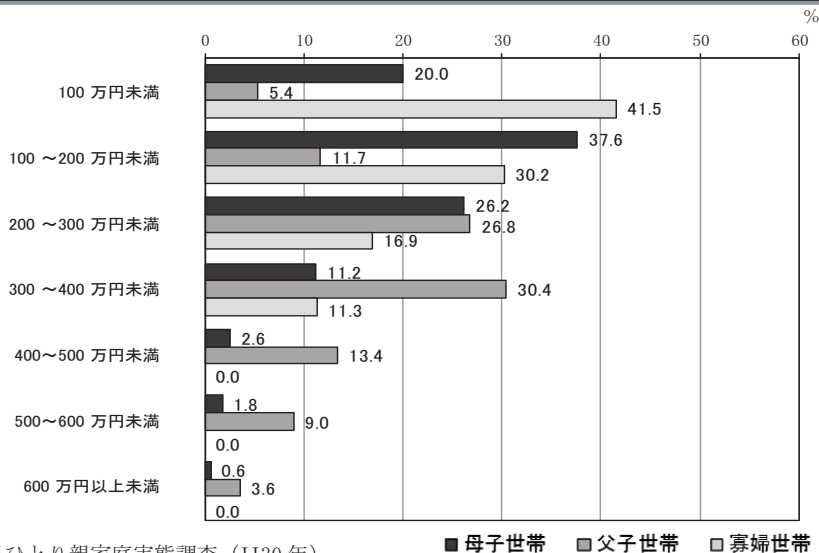
【図表 28】子育て世代包括支援センター設置市町村数・設置率の推移（岐阜県）

| | 平成29年4月1日 | 平成30年4月1日 | 平成31年4月1日 | 令和元年9月1日 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 子育て世代包括支援センター設置市町村数 | 5 | 12 | 23 | 26 |
| 設置率(全42市町村) | 11.9% | 28.6% | 54.8% | 61.9% |

出典：岐阜県子育て支援課調べ

- 県が平成30年度に実施した「子ども調査」における子どもの貧困率*29は7.2%で、平成28年（2016年）国民生活基礎調査における全国の子どもの貧困率(13.9%)と単純比較はできないものの、支援の必要な子どもが一定数いることが明らかとなりました。
- ひとり親世帯は、平成25年（2013年）の20,544世帯から平成30年（2018年）には19,049世帯に減少したものの、生活費、子育て・教育、仕事などの悩みを抱えており、特に母子世帯の年間就労収入は、57.6%が200万円未満、83.8%が300万円未満となっています。

【図表 29】ひとり親世帯等の年間就労収入（岐阜県）

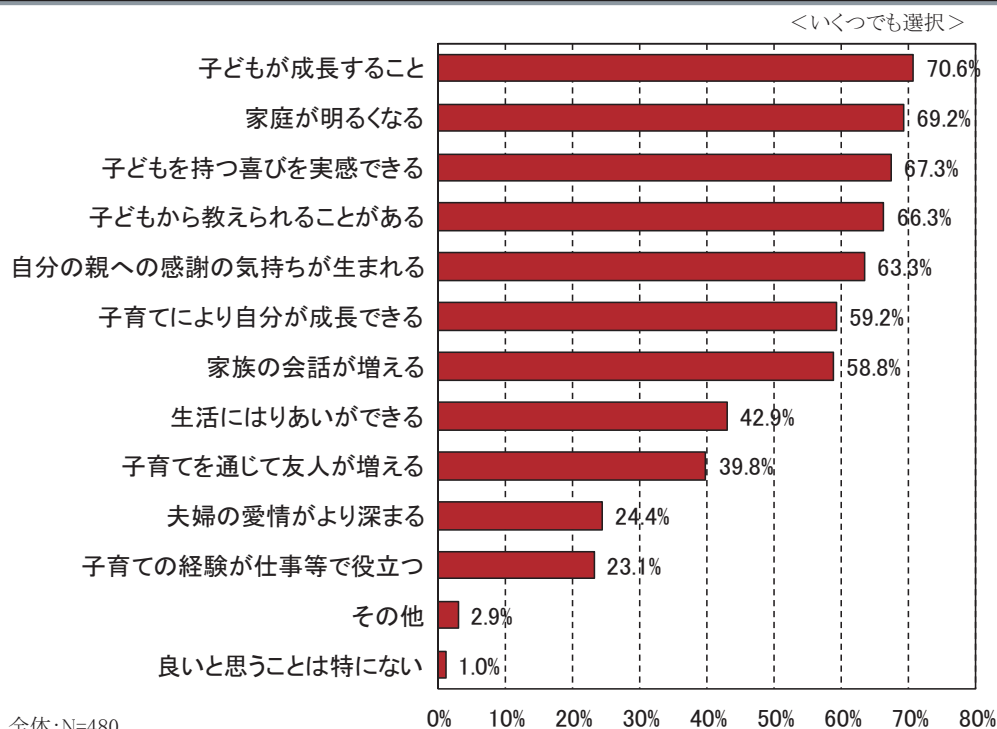


出典：岐阜県ひとり親家庭実態調査（H30年）

【子どもがいる人の約7割の方が子育ての良さを実感】

○子育てを経験している方に子育てをして良かったことを尋ねたところ、「子どもが成長すること」と答えた方は7割を超えており、「家庭が明るくなる」、「子どもを持つ喜びを実感できる」、「子どもから教えられることがある」など、多くの方が子育ての良さを挙げています。

【図表 30】子育てをして良かったと思うこと（岐阜県）



○核家族化の進行に加え、約7割の母親が生まれ育った市町村以外で子育てをしている状況にあり、子育ての孤立化が進んでいると考えられ、子育てへの不安や負担感を軽減するため、地域で子育てを支え合う仕組みの構築が求められます。

○県内すべての地域において、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援が受けられる体制を整える必要があります。

○子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにする必要があります。

○子育ての尊さや喜びを伝えるなど、若いうちから結婚や子育てに対してすばらしさから大変さまでを包括し、受け入れ、希望を持ってライフプランに取り入れられる意識の啓発が重要であると考えられます。

第2章 計画の基本的な考え方

1 めざす将来像

結婚や出産の希望がかない、男女ともに活躍しながら
安心して子どもを育てることができる岐阜県

本県の少子化の状況を分析した結果、「結婚への意欲・機会が減少している」、「有配偶女性や若年男性において、不安定な就労の割合が高く、経済基盤が弱い」、「仕事と家庭の両立が依然として難しい」、「子育ての孤立化が進行し、負担感が増大している」などの課題が挙げられます。

また、これらの課題の当事者となる若い世代が、結婚や子育てのすばらしさから大変さまでを包括し、受け入れ、そして希望を持ってライフデザインを描けることが必要との県民の声を踏まえ、次に掲げる岐阜県の実現を目指します。

- ・社会全体で子育てを応援する環境の中で安心して出産・子育てができる
- ・若い世代が、結婚、妊娠・出産、子育てに対して前向きに考えることができる
- ・結婚、妊娠・出産の希望をかなえることができる
- ・男女ともに子育てに参画しながらいきいきと活躍できる
- ・子育て家庭が地域の人々に支えられ、子どもたちが健やかに育つことができる

そして、これらを総合した「めざす将来像」を、「結婚や出産の希望がかない、男女ともに活躍しながら安心して子どもを育てることができる岐阜県」とします。

2 目標

2030年に合計特殊出生率1.8をめざす

- ・結婚・出産については個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提です。この目標は県の施策の効果を検証・評価するために設定する目標であり、個人の目標ではありません。
- ・国においては、合計特殊出生率^{*1}が2030年に1.8、2040年に2.07程度まで上昇すると2060年には1億人程度の人口を維持できるとし、まずは、若い世代の結婚・子育ての希望が実現した場合の出生率（国民希望出生率=1.8）の実現を目指すべきとされており、県においても、国の考え方に即して目標値を設定しています。

3 政策の4つの柱

めざす将来像を実現し、目標を達成するため、県全域で4つの政策により取り組みを推進します。

I 子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり

地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり、結婚・出産・子育てに夢を持てる環境づくり、男女ともに仕事と家庭の責任と喜びを分かち合える環境づくりにより、社会全体で子育てを応援する環境を整え、若いうちから結婚や子育てに対してすばらしさから大変さまでを包括し、受け入れ、希望を持ってライフデザインを描くことができる社会をつくります。

II 若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり

結婚の希望をかなえるための支援、若者の自立支援、若者の定着率の向上、若者を呼び込む施策の推進により、若者が安定した雇用機会に恵まれ、自立できる経済基盤を確立し、結婚の希望がかなえられる社会をつくります。

III 働きながら子育てしやすい環境づくり

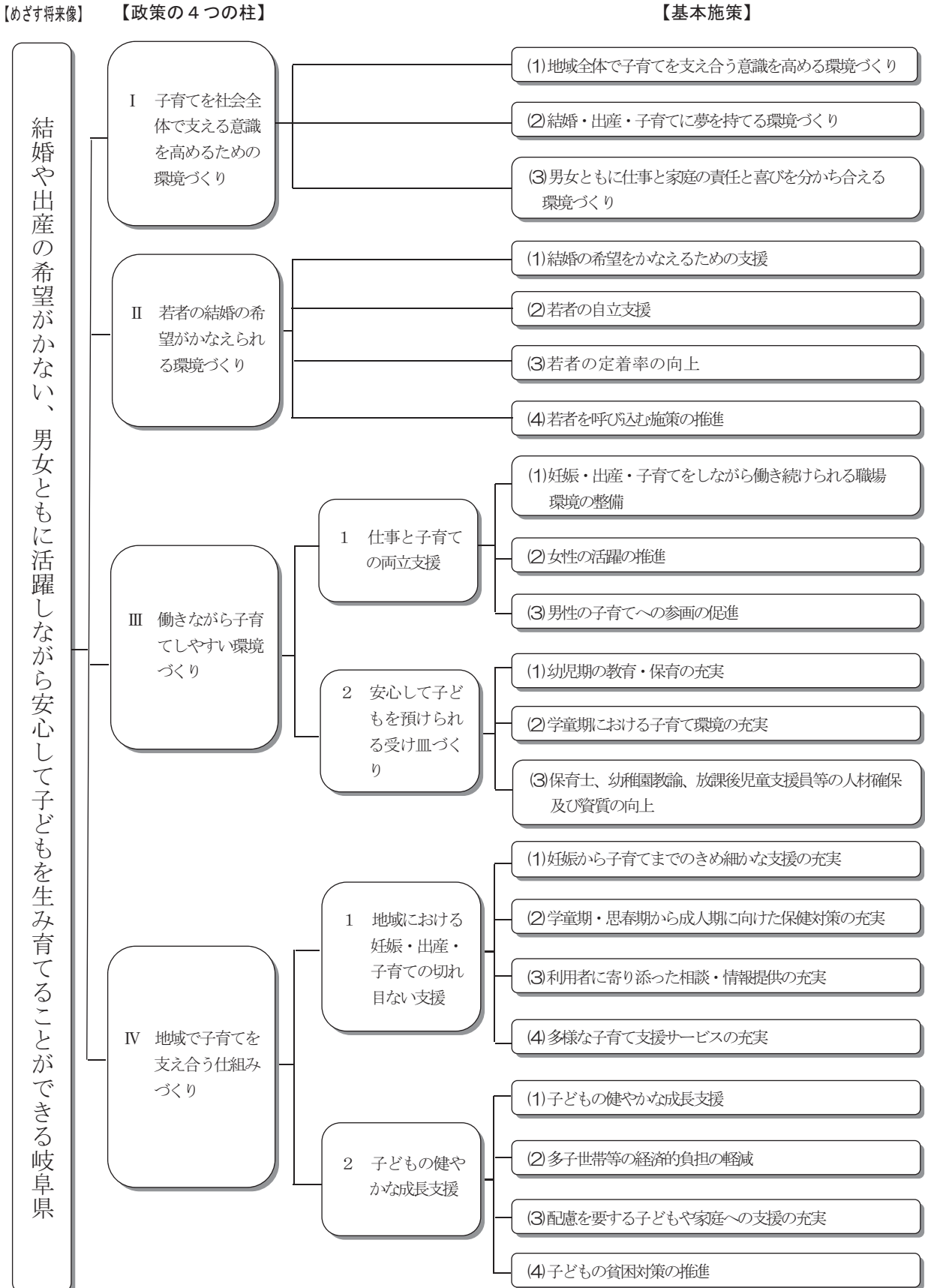
長時間労働の是正などの働き方改革や、女性の継続就労、キャリアアップ支援などの女性活躍の推進を含めた仕事と子育ての両立支援を進めるとともに、安心して子どもを預けられる受け皿づくりにより、男女ともに希望すれば働きながら子育てができるなど、多様なライフスタイルが選択でき、その能力と個性が発揮できる社会をつくります。

IV 地域で子育てを支え合う仕組みづくり

地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子どもの健やかな成長支援により、保健・医療体制の整った環境で、すべての子どもの健やかな成長を、あらゆる側面から社会全体で支えていく体制を整えます。

ただし、圏域、市町村、さらに身近なコミュニティごとに、地形や気候、人口規模、産業構造等はもちろん、これまでの歴史や風土の中で培われてきた結婚・出産・子育てに対する考え方などはさまざまであり一律ではありません。したがって、政策・施策に基づく事業を行う場合は、そうした地域性やニーズを十分に踏まえて対策を行っていく必要があります。

4 施策の体系



第3章 計画の推進

計画を推進し、めざす将来像を実現するためには、行政だけでなく、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業・労働者などがそれぞれの役割を果たし、互いに連携して粘り強く長期的な視点で取り組んでいく必要があります。

それぞれが、子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり、若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり、働きながら子育てしやすい環境づくり、さらには地域で子育てを支え合う仕組みづくりなど、それぞれの立場で可能なことに取り組んでいただくことを期待します。

1 各主体の役割

(1) 県民

県民は、少子化を自らの問題としてとらえ、「子どもは未来の宝、社会の宝」であるとの考え方に立って、子どもや子育て家庭を社会全体で支えることが期待されます。

(2) 家庭（保護者）

家庭（保護者）は、子育てにおいて最も重要な責任を有しており、子どもが、愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、自分をかけがえのない、大切な存在として自信を持ち、他者への思いやり、基本的な生活習慣、道徳観、自立心、自制心、社会のルールやマナーなどを身に付けるとともに、心身の調和のとれた発達をするよう育むことが期待されます。

(3) 地域社会・地域を支える市民団体

子育ては親だけでするものではなく、近所の人をはじめとした地域全体で支えていく必要があります。NPO法人やボランティア団体など地域を支える市民団体は、その取組みのリーダー的存在となって、地域の支え合いを一層進めることが期待されます。

(4) 児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）・学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等）

普段の生活の中で子どもたちが多くの時間を過ごす場であり、心身ともに健やかに育つことができる環境づくりを進めるとともに、子どもの発達段階に応じて、豊かな人間性や社会性、家族観、職業観を育む教育や、社会の変化に対応した教育を推進することが期待されます。

(5) 企業（事業所）・労働者

仕事と家庭のバランスがとれた働き方を進めていくためには、企業における取組みが極めて重要です。働くことを希望する若者や女性などの就業機会をつくとともに、育児休業制度等の整備や制度を利用しやすい環境づくり、働き方の見直しなど、男女がともに子育てをしながら働き続けることができる職場環境の整備や女性の活躍の推進を企業全体で進めることが期待されます。

(6) 市町村

市町村は住民に一番身近な存在として保育、地域の子育て支援、母子保健、児童虐待防止、学校教育などの分野において主体的な役割を担っており、関係機関、団体等との連携のもと、住民ニーズを把握しながら、各市町村の実情に応じたきめ細かな施策を展開することが求められます。

(7) 県

県は、少子化対策に関し、様々な分野にわたる施策を結びつけ、総合的かつ計画的に施策を推進します。施策の推進にあたっては、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業・労働者、市町村、国と協力しながら、県民の結婚、出産、子育てに関する希望がかなえられるよう、希望を阻害する要因を取り除くための取組みを推進します。

また、国の制度設計等において対応すべきものについては、全国知事会等と連携し国へ働きかけます。

2 推進体制

県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業・労働者、市町村、県等少子化対策の関係者が密接に連携し、県内の少子化対策を一体的に推進していくため、次のような体制の下に取組みを進めることとします。

(1) ぎふ少子化対策県民連携会議

県内各界各層の代表者で構成し、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業・労働者、行政を含めた社会全体で少子化対策に取り組む機運を醸成するとともに、少子化対策の方向性を明らかにし、その方向性に沿って、県民、家庭、地域社会・地域を支える市民団体、児童福祉施設・学校、企業・労働者、行政のそれぞれの立場からの取組みのあり方を検討します。

(2) 岐阜県・市町村少子化対策連携会議

少子化対策に関する県と市町村のさらなる連携のために設置し、少子化に関する全県的な課題について調査・検討し、県と市町村が一体となって取り組むべき施策を実行します。

(3) 岐阜県少子化対策推進本部

県の組織が一丸となって少子化対策に取り組むため、知事をトップに、各部長を構成メンバーとして、少子化対策のための施策の総合的な企画立案、調整を行い、効果的に施策を展開します。

3 計画の進捗状況の評価

毎年度の取組み及び計画の進捗状況については、「第2章 計画の基本的な考え方」で示した目標数値及び「第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向」で示す各施策の目標数値の達成状況を検証するとともに、少子化対策などの結果により実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標（p. 46～47）の動向、県民意見、少子化をめぐる様々な情勢の変化などを踏まえながら、前述の推進体制により検証・評価を行い、次年度の取組みにフィードバックするとともに、必要な場合は計画の見直しに反映します。

〔実態がどう変わったか注視し施策の効果の検証につなげる指標〕

| 項目 | 現状 | 視点 |
|--|------------------------------------|---|
| 人口 ※岐阜県人口動態統計調査 | 1,988,931人 (R元.10.1) | 本県が行った将来人口推計(平成29年4月)による人口減少の今後の見通しを踏まえ、実際の人口はどのように推移しているか。 |
| 出生数 ※厚生労働省「人口動態統計」 | 13,720人 (H30年) | 人口置換水準 ^{*27} が2.07であることを念頭に置きつつ、出生数及び合計特殊出生率の減少傾向に歯止めがかかっているか、少しでも上昇に向かっているか。毎年の変化はもとより中期的な動向はどうか。 |
| 合計特殊出生率 ^{*1} ※厚生労働省「人口動態統計」 | 1.52 (H30年) | |
| 転出者数(日本人) ※岐阜県人口動態統計調査 | 33,477人 (H29.10.1～ H30.9.30) | 社会動態(特に、親となる20代、30代の移動)は出生数とも関わりが深いことから、転出者数、転入者数の増減及び転入転出差はどのような傾向にあるか。 |
| 転入者数(日本人) ※岐阜県人口動態統計調査 | 27,685人 (H29.10.1～ H30.9.30) | |
| 婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数) ※厚生労働省「人口動態統計」 | 4.0 (H30年) | 非婚化・晩婚化といった結婚の状況の変化は出生に与える影響が大きいことから、婚姻率は上がっているか。また、平均初婚年齢及び50歳時未婚率は上昇傾向に歯止めがかかっているか、少しでも低下に向かっているか。 |
| 平均初婚年齢(男性) 平均初婚年齢(女性) ※厚生労働省「人口動態統計」 | 30.9歳 28.9歳 (H30年) | |
| 50歳時未婚率(男性) 50歳時未婚率(女性) ※総務省「国勢調査」 | 20.1% 10.0% (H27年) | |
| 正規就業者割合 ※総務省「就業構造基本調査」 | 61.4% (H29年) | |
| 完全失業率(年平均) ※総務省「労働力調査」 | 1.5% (H30年) | 結婚、出産や子育てにおいて、安定した雇用環境は重要であることから、正規就業者割合の低下傾向に歯止めがかかっているか、少しでも上昇に向かっているか、また、完全失業率は低下傾向にあるか。 |
| 子どもがいる共働き世帯の割合 ※総務省「国勢調査」 | 59.9% (H27年) | 女性の意識や企業の対応の変化などによりワーク・ライフ・バランスの進展や女性の社会進出が進んでいくと考えられる中で、子どもがいる共働き世帯の割合及び女性の労働力率はどのように推移しているか。 |
| 女性の労働力率(30～34歳) ※総務省「国勢調査」 | 71.5% (H27年) | |
| 女性の労働力率(35～39歳) ※総務省「国勢調査」 | 75.1% (H27年) | |
| 子育てにやさしい社会であると感じる人の割合 ※県政モニターアンケート | 66.4% (R元年) | 本県の子育て環境に対して、県民の意識はどのように推移しているか、肯定的に感じる人の割合は上昇傾向にあるか。 |
| 結婚・出産・子育てを前向きに考えることができる社会であると思う人の割合 ※県政モニターアンケート | 56.1% (R元年) | |
| 岐阜県での子育てに満足している人の割合 ※県政モニターアンケート | 77.7% (R元年) | |
| 子どもの貧困率 ^{*29} ※岐阜県「子ども調査」 | 7.2% (H30年) | 子どもの貧困の世代間連鎖を断ち切ることは重要であることから、子どもの貧困対策に関連する指標は改善傾向にあるか。 ※「清流の国ぎふ」創生総合戦略成果指標 貧困率 5.5%(R5年) |
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 ※岐阜県調べ | 90.5% (H30.4.1) | |
| 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 ※岐阜県調べ | 5.6% (H30.4.1) | |
| 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 ※岐阜県調べ | 29.3% (H30.4.1) | |

| 項目 | 現 状 | 視 点 |
|---|--|-----|
| 児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校卒業後) ※岐阜県調べ | 32.4% (H30) | |
| 全世帯の子どもの高等学校中退率 ※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 | 0.9% (H30) | |
| 全世帯の子どもの高等学校中退者数 ※文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 | 526人 (H30) | |
| スクールカウンセラー* ³⁰ の配置率 (小学校) ※岐阜県調べ | 100% (H26より) | |
| スクールカウンセラーの配置率 (中学校) ※岐阜県調べ | 100% (H26より) | |
| 滞納経験(電気、ガス、水道) (ひとり親世帯) ※岐阜県「子ども調査」 | 電気料金 8.3% ガス料金 7.1% 水道料金 6.7% (H30) | |
| 滞納経験(電気、ガス、水道) (子どものいる全世帯) ※岐阜県「子ども調査」 | 電気料金 2.9% ガス料金 2.3% 水道料金 2.6% (H30) | |
| 過去1年の食料困窮経験及び衣服 が買えない経験(ひとり親世帯) ※岐阜県「子ども調査」 | 食料困窮経験 26.6% 衣服が買えない経験 38.9% (H30) | |
| 過去1年の食料困窮経験及び衣服 が買えない経験(子どものいる全 世帯) ※岐阜県「子ども調査」 | 食料困窮経験 12.3% 衣服が買えない経験 19.9% (H30) | |
| 子どもがある世帯の世帯員で頼れ る人が必要であるがいないと答え た人の割合(ひとり親世帯) ※岐阜県「ひとり親家庭実態調査」 | 困ったことを相談 する相手がない 3.1% (H30) | |
| ひとり親家庭の親の就業率(母子 世帯) ※総務省「国勢調査」 | 86.9% (H27) | |
| ひとり親家庭の親の就業率(父子 世帯) ※総務省「国勢調査」 | 91.8% (H27) | |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・ 従業員の割合(母子世帯) ※総務省「国勢調査」 | 42.9% (H27) | |
| ひとり親家庭の親の正規の職員・ 従業員の割合(父子世帯) ※総務省「国勢調査」 | 71.7% (H27) | |
| ひとり親家庭のうち養育費につい ての取決めをしている割合(母子 世帯) ※岐阜県「ひとり親家庭実態調査」 | 51.8% (H30) | |
| ひとり親家庭のうち養育費につい ての取決めをしている割合(父子 世帯) ※岐阜県「ひとり親家庭実態調査」 | 18.0% (H30) | |
| ひとり親家庭で養育費を受け取っ ていない子どもの割合(母子世帯) ※岐阜県「ひとり親家庭実態調査」 | 63.5% (H30) | |
| ひとり親家庭で養育費を受け取っ ていない子どもの割合(父子世帯) ※岐阜県「ひとり親家庭実態調査」 | 96.1% (H30) | |

第4章 政策の4つの柱に基づく施策の方向

I 子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり



※上のアイコンは、SDGs^{*6}（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（以下、同じ。17の開発目標一覧はp.84を参照）

基本施策

(1) 地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり

○子育て体験や愛着形成に向けた支援

- ・子育て支援事業者や保育団体等と連携し、保護者との愛着や地域とのつながりの形成を支援し、子どもが意欲的に遊びや活動に参加できる子育て環境づくりに努めます。
- ・将来親となる世代が乳幼児とふれあうこと等を通じて、命の大切さや子どもを育てる喜び、苦勞、子育ての意義などを学ぶ機会を提供し、地域全体で子育てを支え合う意識の高揚に努めます。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|---|------------------|----|
| 高齢者・中高生等地域の多様な世代との交流に取り組む地域子育て支援拠点 ^{*31} 数 | 25 (H31.3.31) | 40 |

○社会全体で子育て家庭を応援する機運の醸成

- ・子育て家庭応援キャンペーン事業^{*13}の参加店舗の拡大、赤ちゃんステーション^{*32}や妊婦・乳幼児連れ駐車場^{*33}の普及などにより、社会全体で子育て家庭を温かく見守る機運の醸成に努めます。
- ・子育て家庭応援キャンペーン事業については、携帯電話やスマートフォンなどで「ぎふっこカード^{*14}」及び「ぎふっこカードプラス^{*15}」（多子世帯向けカード）を利用できる電子ぎふっこカード利用サービスを提供し、利便性の向上を図ります。

- ・子どもを生き育てやすい岐阜県を目指して、結婚、妊娠・出産、子育てに至る各ライフステージに応じて切れ目なく行われている本県の取組みを、わかりやすく情報発信します。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|--|-----------------------|---------|
| 子育て家庭応援キャンペーン事業 ^{*13} 「ぎふっこカード ^{*14} 」参加店舗数 | 5,517店舗 (H31.3.31) | 7,400店舗 |
| 子育て家庭応援キャンペーン事業 「ぎふっこカードプラス ^{*15} 」参加店舗数 | 2,657店舗 (H31.3.31) | 3,800店舗 |

○暮らしやすく、子育てしやすい環境づくり

- ・妊婦や親子が安心して外出できるよう、公共施設、公共交通機関、建築物等における段差解消等によるバリアフリー化の促進に取り組みます。
- ・子育て家庭が子ども連れで安心して外出することができるよう、赤ちゃんステーション^{*32}や妊婦・乳幼児連れ駐車場^{*33}の設置について、民間や市町村の施設へ取組みが広がるよう働きかけるとともに、子育ての場として、県営都市公園において遊具を整備します。また、そうした設備が整備されている施設・店舗に関する情報を発信します。
- ・公営住宅における子育て世帯の優先入居枠の設定及び収入基準の緩和により、子育て家庭の住まいの確保の支援に努めます。
- ・岐阜県住宅資金助成制度^{*34}により、親世帯との協力が期待できる三世帯の同居・近居や、子育て世帯の生活に適した一定面積以上の住宅取得を支援します。

○地域と学校が連携して行う生活体験や多世代交流等の活動支援

- ・学校と地域が連携・協働し、学校を核として地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちの育成を図ります。
- ・地域と一体となって子どもたちをはぐくむ「地域とともにある学校づくり」を一層推進するため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール^{*35}）を拡充し、開かれた学校運営を図ります。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と地域学校協働活動^{*36}を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組みを支援します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--|----------------|-------|
| 地域学校協働活動 ^{*36} 推進員等育成研修の受講者数 (累計) | 89人 (R元年度) | 250人 |
| 小・中学校、義務教育学校において学校運営協議会 (コミュニティ・スクール ^{*35})と地域学校協働活動を 一体的に推進している市町村数 | 9市町村 (R元年度) | 18市町村 |

○安全で安心して暮らせる地域づくり

- ・通学路や生活道路における通過交通や速度の抑制、歩道等の整備、幹線道路の交通の円滑化等を推進し、子どもや子ども連れの親等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備を推進します。
- ・道路等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について、犯罪防止に配慮した環境設計の普及を図り、子どもが犯罪の被害に遭わないまちづくりを推進します。

(2) 結婚・出産・子育てに夢を持てる環境づくり

○将来のライフデザイン構築のための支援

- ・結婚、妊娠・出産、子育て、仕事など各ライフステージにおいて、タイミングを逃さず自らの希望する生き方ができるよう、小・中学校及び高等学校、企業・大学等において、自らのライフデザインを構築する機会を提供します。
- ・人生の早い時期から、就職のみならず結婚や子育てなどを含めた将来の人生設計について考えることができるよう、その前提となる知識、情報を適切な時期に知り、ライフデザインを描くための教材を作成・配布し、中学校及び高等学校の授業での活用を推進します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--|----------------------|--------|
| 大学、企業等におけるライフデザイン講座受講者数 (累計) | 2,338人 (H31.3.31) | 6,100人 |
| 小・中学校、高等学校への講師派遣によるライフ デザイン講座受講者数(累計) | — | 2,400人 |

○結婚・出産・子育ての意義の発信

- ・これから結婚・出産・子育てを迎える世代に対して、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、子どもを生み育てることの意義、家庭を築くことの大切さなどを啓発していきます。
- ・妊娠期や子育て中の親に対して、親としての自覚を持ってもらうとともに、子育てをすることによって親自身が成長することができるということを知ってもらえるような取組みを推進します。
- ・思春期にある児童・生徒に対する健康教育を実施し、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発を推進します。

○命・家族・きずなの大切さについて学ぶ機会の提供

- ・命を大切にする心や他を思いやる心、郷土を愛する心、自律の心などを育むため、子どもたちの発達段階や学校、家庭、地域の実情に即した道徳教育を推進し、学校、家庭、地域の連携により多様な体験活動等を積極的に取り入れて、道徳的実践の充実を図ります。
- ・将来親となる世代が乳幼児とふれあうこと等を通じて、命の大切さや子どもを育てる喜び、苦労、子育ての意義などを学ぶ機会を提供し、地域全体で子育てを支え合う意識の高揚に努めます。（再掲）
- ・家族のきずなを深め、社会全体で明るい家庭づくりを進めるため、「家庭の日^{*37}」の普及を図ります。

(3) 男女ともに仕事と家庭の責任と喜びを分かち合える環境づくり

○男女共同参画の意識を高めるための生涯を通じた教育・学習機会の充実

- ・男女相互の理解と協力、職業生活や社会生活において男女が平等であること、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性について、学校教育において指導します。
- ・生涯を通じて男女共同参画の意識が高められるよう、学習機会の充実や学習情報の提供に努めます。
- ・夫婦が協力して家事・育児を実施する大切さについて、企業内家庭教育研修や男性の家事、育児への参画を目的とした講座の開催等を行い、男性の家事・育児に関する意識醸成を図ります。

○性別による固定的な役割分担意識の解消のための広報・啓発活動

- ・男女共同参画に関する認識を深め、性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、様々な機会や媒体を活用して、広報・啓発活動を行います。
- ・妊娠や出産、子どもの成長段階における父親の役割や必要な知識、母親へのサポート方法等を掲載した父子手帳を作成・配布し、父親が子育ての喜びや責任を実感しながら、積極的に子育てに関わることを促します。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|-----------------------------------|----------------|------|
| 「男女とも仕事をし、家事・育児・介護も分かち合う」と考える人の割合 | 84.6% (H29) | 100% |

○子育てに配慮した職場づくりに向けた企業経営者・管理職の意識改革

- ・企業経営者等を対象にセミナーを開催し、経営幹部のリーダーシップによるワーク・ライフ・バランスの推進を促します。

Ⅱ 若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり



基本施策

(1) 結婚の希望をかなえるための支援

○出会いの機会の提供

- ・市町村等が運営する結婚相談所をネットワークでつなぎ、AIを活用した検索システムによる広域的なマッチングを行い、結婚を希望する独身の方に出会いの機会を提供します。
- ・結婚を希望する独身の方に出会いの場を提供するイベントを開催し、イベントで成立したカップルの相談対応など、成婚に向けた支援を行います。
- ・市町村やレストラン、レジャー施設等の出会いの場を提供する団体が、結婚を希望する独身の方を対象としたイベントをよりよい形で開催できるよう、企画・運営等の支援を行います。また、インターネットを利用してイベント情報を周知し、参加者の増加を図ります。

○結婚相談事業の実施

- ・「ぎふマリッジサポートセンター*⁸」において、結婚相談、市町村域を越えたお見合いのサポート、お見合い後のフォローなど、結婚に関する総合的な支援を実施します。
- ・結婚相談がより効果的に実施されるよう、市町村の担当者や相談員等の資質向上のための研修を行います。
- ・結婚を望んでいるものの、異性との出会いや結婚に対して不安や悩みを持ち、出会いの場としてのイベントへの参加やお見合いに対して積極的になることができない独身の方を支援するため、異性とのコミュニケーション能力を高めるノウハウやマナー等を学ぶセミナーを開催します。

○企業と連携した結婚支援の取組みの推進

- ・結婚を希望する従業員の結婚支援に取り組む企業等に対して、各種結婚支援事業や出会いの場としてのイベント情報の提供、効果的な取組方法に関する助言を行い、企業等の取組みを支援します。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|---|----------------------------|-----------------|
| ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク ^{*12} 加入数 (結婚相談所が設置されている市町村数 30) | 25市町村 (R元.11.30) | 30市町村 (100%) |
| ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク登録会員数の 男女比 | 男性：女性 7：3 (H31.3.31) | 男性：女性 6：4 |
| 出会いの場提供団体 ^{*38} 登録数 | 190団体 (H31.3.31) | 260団体 |
| おみサポ ^{*9} 、コンサポ ^{*10} による成婚報告数(累計) | 179組 (H31.3.31) | 450組 |
| 従業員結婚支援団体 ^{*39} 登録数 | 248団体 (H31.3.31) | 330団体 |

(2) 若者の自立支援

○若者の安定した雇用の確保

- ・若者の就業やその後の定着に向け、岐阜県総合人材チャレンジセンター^{*40}を中心に、ハローワークなどの関係機関と連携し、きめ細かなカウンセリング等による支援を通して、雇用のミスマッチの解消に努めます。
- ・産学官連携の岐阜県インターンシップ推進協議会^{*41}を活用して、学生等に就業体験の機会を提供し、職業意識の醸成を図ります。
- ・岐阜県若者サポートステーション^{*42}において、ニート^{*43}と呼ばれる若年無業者等を対象に、メンタルカウンセリングのほか、就業意識啓発のための各種セミナーを行うなど、就職へ向けた支援を実施します。

○職業訓練・研修の実施

- ・企業の求める人材ニーズを把握し、それに対応する職業訓練を若者に実施します。
- ・一定の技能・技術の習得が就職のために必要とされる若者に対しては、訓練機関や訓練内容に関する適切な情報提供・指導によって、就職が可能となるよう支援を行います。

○就業に関わる教育・進路指導体制等の確立

- ・児童生徒自らが希望する進路を実現できるよう、確かな学力や専門的な知識、技術を身に付けるための指導を充実します。
- ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの発達の段階に応じたキャリア教育^{*44}の推進計画を整備、充実するとともに、キャリア教育についての教員への研修や校種間の連携を図ります。
- ・地域や職場において就業に関わる体験活動を充実するとともに、家庭や地域や産業界等との連携を図ったキャリア教育の推進により、人々との関わりを通じて働くことや職業についての理解を深め、児童生徒が社会性を身に付けることができるようにします。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|-----------------------------------|------------------|-----|
| 高校で学んだことを活かした職業に就きたいと思う 高校生の割合 | 68.4% (H30年度) | 80% |

○将来のライフデザイン構築のための支援（再掲）

- ・結婚、妊娠・出産、子育て、仕事など各ライフステージにおいて、タイミングを逃さず自らの希望する生き方ができるよう、小・中学校及び高等学校、企業・大学等において、自らのライフデザインを構築する機会を提供します。
- ・人生の早い時期から、就職のみならず結婚や子育てなどを含めた将来の人生設計について考えることができるよう、その前提となる知識、情報を適切な時期に知り、ライフデザインを描くための教材を作成・配布し、中学校及び高等学校の授業での活用を推進します。

（3）若者の定着率の向上

○暮らしやすい岐阜県づくりのための産業育成、雇用創出

- ・県経済を将来にわたり牽引する成長産業として5分野（航空宇宙、医療福祉機器、医薬品、食料品、次世代エネルギー）を位置付け、規模拡大、関連産業の集積、雇用の拡大を目指していきます。

- ・ 県内で働き、暮らしていける安定した生活基盤を確保するため、成長産業を中心に、大都市圏に本社がある企業への誘致活動を強化するとともに、県内各地域の特性を踏まえた企業誘致を積極的に推進し、雇用の創出に取り組めます。
- ・ 産学金官が連携して、若者と県内企業との交流や企業の魅力を発信する機会を創出することにより、若者の県内企業への就職促進を図ります。
- ・ 県内高校生を対象とし、航空宇宙に関するセミナーや関連企業の工場見学、航空機材料の製造体験実習などを行い、高校生に航空宇宙産業の魅力を伝え、同分野への就業意欲を喚起します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|-----------------|-----|------|
| 企業立地件数（R2～R6累計） | — | 180件 |

○岐阜県の農林業及び建設産業の担い手育成

- ・ ワンストップ農業支援窓口「ぎふアグリチャレンジ支援センター^{*45}」による就農相談、岐阜県就農支援センター^{*46}等における新規就農者の育成、農業経営に必要な機械・施設等の整備など、就農相談から研修、営農定着までの一貫した支援の実施により、新規就農者、雇用就農者など、多様な担い手の育成・確保を推進します。
- ・ 林業への就業に向け、森のジョブステーションぎふ（岐阜県林業労働力確保支援センター）^{*47}による就業支援のほか、農林高校生に対する就業体験の実施や、森林文化アカデミー^{*48}の学生に対する給付金の支給などにより若者の新規就業者の確保を図ります。
- ・ 森林技術者の育成では、各種研修等により低コストで安全に木材生産ができる人材の育成を推進します。
- ・ 県内最大規模のプレ就活イベントにおいて、建設産業の魅力発信の機会を創出するとともに、将来の担い手となる小中学生等を対象に新聞特集の掲載などによる魅力発信を行い、建設産業の担い手確保を図ります。

○ワーク・ライフ・バランスの推進と女性の活躍支援

- ・ 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業^{*24}の拡大等を通じて、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進などにより、多様で柔軟な働き方の企業への導入を推進します。

- ・起業に関心のある女性を対象とした基礎講座の開催、専門家による個別相談等により起業を支援するほか、事業承継への支援を行います。
- ・女性のキャリアアップや就労継続に関する講座を開催し、女性自身が長期的に働くためのキャリア意識を醸成し、主体的にキャリアを切り開くための支援を行います。
- ・女性の登用や働き方の見直し等に関し、企業経営者等を対象に講座を開催し、経営幹部のリーダーシップによる女性の活躍推進を促します。

○「ふるさと岐阜」を学ぶふるさと教育の充実

- ・小・中学校では、地域の魅力や課題を知る学習を進め、高等学校ではそれらの学びをベースに、学校と地域が強く結びついた取組みで学習したことや経験したことを通じて、「ふるさと岐阜」への誇りと愛着をもち、将来にわたって、地域課題に関わり、その解決に向け意欲をもって取り組んでいく人材の育成につなげます。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|--|---------------------------|---------------|
| 授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思う児童生徒の割合（小学校） | 79.4% (H30年度) | 90% |
| 授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思う児童生徒の割合（中学校） | 74.7% (H30年度) | 80% |
| 学校の特色に応じた課題解決型のふるさと教育に取り組む県立高等学校数 | 46校 (73.0%) (H30年度) | 63校 (100%) |

（4）若者を呼び込む施策の推進

○移住の促進及び定住への支援

- ・県産材を利用して県内に木造住宅を新築する場合や高い省エネルギー性能を有する木造住宅を新築・改修する場合、一定条件の下で、建築費の一部を補助することで、住まいの確保を支援します。
- ・岐阜県住宅資金助成制度*³⁴により、住宅ローンを利用して住宅を取得・改修する場合、一定の利子相当分を補助します。
- ・県内への移住を検討する方を対象に、住宅物件、周辺環境等の情報収集を行う拠点として県営住宅を貸与します。

○移住者を呼び込むための情報発信

- ・三大都市圏の清流の国ぎふ移住・交流センター*⁴⁹相談員や各種イベント、ホームページ、SNSなどを活用し、本県への移住を検討している子育て世代に対して有益となる情報を発信します。
- ・県内企業の大学生獲得を支援するため、就職支援協定締結大学等との連携強化、都市部の学生を獲得するための就活イベント、DMによる就活情報の提供等を実施します。

〔関連指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|-----------------|-----|------------------|
| 移住者数（R1年度からの累計） | — | 7,000人 （R5年度） |

Ⅲ 働きながら子育てしやすい環境づくり



基本施策

1 仕事と子育ての両立支援

(1) 妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備

○ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる企業への支援強化

- ・従業員の「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」などに取り組む県内の企業や団体を岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業^{*23}として登録し、県中小企業資金融資制度^{*50}の人づくり・子育て支援資金や県内の金融機関と連携した金利優遇措置等の支援を行うとともに、県建設工事入札参加資格審査における評価項目とし、登録企業に対し加点評価します。

○ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の拡大

- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の中でも、優良な取り組みや他の模範となる独自の取り組みを行っている企業を岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業^{*24}として認定し、その取り組みを先進事例として広く周知し、積極的に取り組む企業の拡大を図ります。
- ・子育てに対する職場の理解促進、子どもの勤労観・職業観の育成、家庭での親子のコミュニケーションを深めるため、夏休みなどを活用した「子ども参観日^{*51}」の実施企業の拡大を図ります。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|----------------------------|--------------------|------|
| 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業数 | 124社 (H31.3.31) | 250社 |

○経済団体・労働団体との連携強化

- ・経済団体や労働団体などの関係団体と連携し、企業の子育て支援の取組みを経営側、労働者側双方が一体となって進めていけるよう支援します。

○両立支援制度の普及・定着促進

- ・育児休業制度や子育て期間中の短時間勤務制度、所定外労働の制限、子の看護休暇等を就業規則等で設けるなど、男女ともに子育てを行う労働者が仕事を続けられる環境を整えるよう、岐阜労働局と連携して企業に働きかけます。

○両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備

- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業^{*24}の拡大等を通じて、育児休業制度や短時間勤務制度、子の看護休暇制度を利用しやすい職場環境づくりを推進します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|----------------------|-----------------|-------|
| 育児休業制度の就業規則等への整備率 | 91.7% (H30年) | 100% |
| 短時間勤務制度の就業規則等への整備率 | 81.7% (H30年) | 100% |
| 子の看護休暇制度の就業規則等への整備率 | 82.9% (H30年) | 100% |
| 女性の育児休業の取得率 | 93.5% (H30年) | 100% |
| 子の看護休暇制度の利用がある事業所の割合 | 10.5% (H30年) | 20.0% |

○長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進

- ・「早く家庭に帰る日^{*25}」（毎月8のつく日）について、県が積極的に取り組むとともに、より多くの企業でこの取組みが実践されるよう、PRに努めます。
- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の拡大等を通じて、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進などにより、多様で柔軟な働き方の企業への導入を推進します。（再掲）

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|--|------------------------|----------|
| 「早く家庭に帰る日 ^{*25} 」を実施している企業等数 (いわゆるノー残業デーを含む) | 2,024企業等 (H31.3.31) | 3,000企業等 |
| 年次有給休暇取得率(従業員1人あたり) | 52.4% (H30年) | 65.0% |

○多様な働き方の選択肢の確保

- ・ 県民が複数の場面で活躍できるよう、国や関係団体と連携し、テレワーク^{*52}や短時間勤務、企業内起業や兼業・副業など多様な働き方を周知・促進します。

(2) 女性の活躍の推進

○企業内の意識改革の促進

- ・ 女性の登用や働き方の見直し等に関し、企業経営者等を対象に講座を開催し、経営幹部のリーダーシップによる女性の活躍推進を促します。(再掲)
- ・ 企業内における女性の活躍等を推進するための自主的な取組みを促進します。

○女性の活躍支援

- ・ 仕事のスキルアップに取り組んでいる女性、出産・育児中も就業継続している女性、出産・育児を経て再就職をした女性、女性起業家、様々な職種や業種で活躍する女性など「岐阜で活躍する女性」をロールモデルとして紹介し、活躍事例を積極的に発信するとともに、交流の場づくりに取り組みます。
- ・ 起業に関心のある女性を対象とした基礎講座の開催、専門家による個別相談等により起業を支援するほか、事業承継への支援を行います。(再掲)
- ・ 女性のキャリアアップや就労継続に関する講座を開催し、女性自身が長期的に働くためのキャリア意識を醸成し、主体的にキャリアを切り開くための支援を行います。(再掲)
- ・ 女性の農業経営への主体的な参画促進のため、技術と経営能力の向上や女性起業グループの経営体質の強化を支援します。
- ・ 林業の機械化やICT技術の導入を支援し、作業時の負担軽減を図ることにより、女性の参画しやすい産業育成を推進します。

- ・女性を対象とした現場見学会や意見交換会の開催を支援し、建設産業における女性技術者の活躍を推進します。
- ・モノづくり企業に在職する女性社員を対象に研修を実施し、企業で活躍できるよう支援します。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|-------------------|--------------------|------|
| ロールモデルとして紹介した女性の数 | 266人 (H31.3.31) | 540人 |

○子育てをしながら就職を希望する女性の再就職支援

- ・再就職を目指す女性を対象に、企業が求める人材ニーズに対応した職業訓練を実施し、再就職をサポートします。

(3) 男性の子育てへの参画の促進

○男性の子育てのための休暇取得の促進

- ・経営者の意識改革を促す講座や男性の家事、育児への参画を目的とした講座の開催、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業^{*24}の拡大等を通じて、男性の育児休業取得率の引き上げや取得期間の増加、育児目的休暇の制度化を促します。
- ・夫婦が協力して家事・育児を実施する大切さについて、企業内家庭教育研修や男性の家事、育児への参画を目的とした講座の開催等を行い、男性の家事・育児に関する意識醸成を図ります。(再掲)

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|-------------|----------------|-------|
| 男性の育児休業の取得率 | 6.2% (H30年) | 13.0% |

○子育てに配慮した職場づくりに向けた企業経営者・管理職の意識改革(再掲)

- ・企業経営者等を対象にセミナーを開催し、経営幹部のリーダーシップによるワーク・ライフ・バランスの推進を促します。

2 安心して子どもを預けられる受け皿づくり

(1) 幼児期の教育・保育の充実

○幼児期の教育・保育の提供体制の確保

- ・子育て支援事業者や保育団体等と連携し、保護者との愛着や地域とのつながりの形成を支援し、子どもが意欲的に遊びや活動に参加できる子育て環境づくりに努めます。（再掲）
- ・子ども・子育て支援新制度^{*53}の給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、実施主体となる市町村に対し必要な助言・指導等を行います。
- ・市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」をもとに、幼児期の教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を設定した「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。
- ・ひとり親家庭など、保育所入所の必要性が高い家庭の子どもの優先的な入所に関する取扱いについて、市町村に対し必要な周知や助言を行います。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|----------------------------------|--------------------|---------------|
| 保育所待機児童数（4月1日現在） | 2人 (H31.4.1) | 0人 |
| 延長保育（保育時間11時間を超えての保育）を実施している保育所等 | 339箇所 (H31.4.1) | 340箇所 |
| 休日保育を実施している市町村数 | 11市町村 (H31.4.1) | 二区のある 全市町村 |

(2) 学童期における子育て環境の充実

○放課後などに子どもが安心して過ごせる居場所づくりの支援

- ・市町村などが行う、小学校に就学している児童に対して適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブ^{*16}と学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室^{*54}との連携など、総合的な放課後対策の推進を支援し、子どもたちの健全育成を図ります。
- ・放課後児童クラブの必要な小学校区における設置、小学校の余裕教室等の学校施設の活用、開所時間の延長等の地域の実情に応じた市町村の取組みを支援します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|-----------------------------------|-------------------|-----------------|
| 放課後児童クラブ* ¹⁶ 等の利用可能校区数 | 360校区 (R元.5.1) | 二一ズのある 全小学校区 |
| 放課後児童クラブ等を午後5時半を超えて開設している市町村数 | 40市町村 (R元.5.1) | 42市町村 |
| 放課後児童クラブへ登録できなかった児童数 (待機児童数) | 104人 (R元.5.1) | 0人 |

(3) 保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員*⁵⁵等の人材確保及び資質の向上

○保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保

- ・保育士・保育所支援センター*¹⁹において、保育士、幼稚園教諭、看護師等の資格・免許を有しているものの保育等に従事していない人材の掘り起こしや再就職に関する支援等を行い、人材確保に努めます。
- ・保育士の処遇改善を図るとともに、保育分野への進学、就職を促す取組みや保育所等の業務負担軽減につながるICTの導入を推進します。
- ・幼稚園への就職や幼稚園教諭の処遇改善を促す取組み等を通じて、幼稚園教諭の人材確保に努めます。
- ・未就業の看護師等を対象に保育所で必要な研修を実施し、看護職員の人材確保に努めます。
- ・放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員の処遇改善を図るとともに、退職教員や潜在保育士などの掘り起こしを積極的に行い、放課後児童支援員の人材確保に努めます。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|---|----------------------|--------|
| 保育士・保育所支援センターの潜在保育士、幼稚園教諭等再就職マッチング数(累計) | 540人 (H31.3.31) | 1,260人 |
| 保育士・保育所支援センターポータルサイト登録者数 | 370人 (H31.3.31) | 3,200人 |
| 保育士養成校新卒者の保育所等への就職率 | 48.7% (H31.3.31) | 60% |
| 放課後児童支援員の認定者数(累計) | 1,520人 (R元.12.31) | 2,000人 |

○保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員^{*55}等の人材の資質向上のための研修の実施

- ・幼稚園教諭や保育所等へ勤務する保育士等職員を対象とした研修を充実し、質の高い教育・保育の提供を担う人材の養成に努めていきます。
- ・放課後児童クラブ^{*16}と放課後子ども教室^{*54}の指導員間の連携を支援するとともに、良質な教育・保育の提供に向けた研修を行い、指導員の資質向上を図ります。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--------------------------------|----------------------|---------|
| 保育士等キャリアアップ研修受講者数（7分野） （累計） | 1,584人 (H31.3.31) | 12,500人 |

IV 地域で子育てを支え合う仕組みづくり



基本施策

1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

(1) 妊娠から子育てまでのきめ細かな支援の充実

○「子育て世代包括支援センター^{*28}」を拠点とした相談・支援体制の充実

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う相談支援拠点である子育て世代包括支援センターを全市町村に設置し、各市町村における母子保健と子育て支援の一体的な提供を通じた支援体制づくりと、県内の子育て世代包括支援センターのネットワーク化を支援します。

○不妊や不育に悩む人への支援の充実

- ・医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療費に対する助成を行うことで、経済的な負担軽減を図ります。
- ・不妊や不育に関する様々な悩みや相談に応じるため、岐阜県不妊相談センター^{*56}における専門相談を行います。岐阜県不妊相談センター専門相談員の専門性の向上に努めるとともに、不妊に悩む方が相談しやすい環境づくりに努めます。
- ・不妊や不育に関する正しい知識の普及啓発や適切な情報提供に努めます。

○妊娠中からの健診、保健指導の充実

- ・妊産婦の心とからだの健康管理体制を充実するため、妊娠届の早期届出や妊婦健康診査の受診勧奨、産婦健康診査等の妊産婦に対する支援事業について、市町村における積極的な取組みを支援します。
- ・妊娠届出書や「母と子の健康サポート事業^{*57}」を活用し、医療機関と市町村が連携を図り、出産や子育てへの不安を抱える妊婦の早期把握し、必要な支援の実施に努め、妊娠期からの切れ目ない支援体制の構築に努めます。

○妊娠・出産に伴う母親のメンタルヘルス支援の充実

- ・妊産婦及びその家族に対し妊娠・出産に伴う母親のメンタルヘルスに関する知識の普及啓発を行います。
- ・市町村において産婦健診、産後ケア、産前・産後サポート事業が実施されるよう、関係機関との調整等実施体制確保に向けた支援を行い、市町村における産前産後の支援メニューの充実を図ります。
- ・精神面に問題を抱える妊産婦を支援するため、医療機関（産科・精神科・小児科）と行政（市町村等）の連携による広域的な相談・支援・診療体制の構築に向けた協議を進めます。
- ・妊産婦メンタルヘルス支援に関わる医療機関・保健所・市町村等の支援従事者に対する研修会を開催し、支援人材の育成・充実を図ります。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--------------------------------------|---------------------|-------|
| 子育て世代包括支援センター*28（母子健康包括支援センター）設置市町村数 | 26市町村 (R元.9.1) | 42市町村 |
| EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）*58を導入している市町村数 | 23市町村 (H31.3.31) | 42市町村 |
| 妊娠・出産包括支援事業、産婦健康診査事業を実施している市町村数 | 11市町村 (H31.3.31) | 42市町村 |

○病気や障がいの早期発見、早期治療のための母子保健対策の推進

- ・先天性代謝異常症等検査や新生児聴覚検査事業における検査体制の管理と、検査データの集積・分析を実施し、検査事業毎に設置した検討会において検査及び療養支援上の課題について検討を行うことにより、事業実施体制の維持・充実に努めます。
- ・疾病や障がい、発育・発達に問題を抱える子どもや、育てにくさや育児に不安を感じる保護者を早期に把握・支援する体制を強化するため、市町村における乳幼児健康診査の充実を支援します。
- ・母と子の健康サポート事業*57による病気や障がいを持つ子ども等支援対象者を早期に把握し切れ目のない支援を提供するため、圏域毎の連携調整会議を開催し、市町村保健センターや医療機関等多職種連携による支援体制の充実を図ります。
- ・乳幼児健診や低出生体重児のフォロー体制等に関し市町村が抱える課題を把握し、保健所が実施する母子保健推進協議会*59等により課題の解決に向けた検討を行います。

- ・母子保健事業を円滑かつ適切に進めるため、母子保健に関わる地域の保健従事者を対象に研修会を開催し、資質の向上に努めます。

○安心・安全な出産ができる周産期医療^{*60}体制の整備

- ・総合周産期母子医療センター（岐阜県総合医療センター）をはじめとする三次周産期医療機関^{*61}（長良医療センター、岐阜大学医学部附属病院、岐阜市民病院、大垣市民病院、県立多治見病院、高山赤十字病院）を中心に、各産科医療機関との連携による周産期医療体制を構築していきます。
- ・リスクの高い妊産婦や新生児を受入れ、高度で適切な医療を行う体制を維持するために、三次周産期医療機関等への支援を行います。
- ・院内保育所の運営、短時間勤務や当直免除の導入など、子育て中の女性医師等が働きやすい環境整備への支援により、周産期医療に携わる産科・小児科医師等の確保及び県内定着を推進します。
- ・周産期医療従事者への技術の向上を図るための講習会等を行います。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--------------------|----------------------|--------|
| 周産期死亡率（出産1,000対） | 3.8 (H29年) | 3.0 |
| 新生児蘇生法講習会の受講者数（累計） | 1,350人 (H31.3.31) | 1,900人 |

○小児医療体制の整備

- ・小児重症患者を受け入れる小児救急医療拠点病院の運営支援を行います。
- ・重篤な小児救急患者を受け入れる小児救命救急センター、小児集中治療室（P I C U）の整備の促進及び運営支援を行います。
- ・夜間や休日における保護者からの相談に対応するため、小児救急電話相談事業を実施します。

○予防接種体制の強化

- ・予防接種に関する正しい知識の普及を進め、市町村や医師会等関係者と連携し、接種率の向上を図ります。
- ・定期予防接種の広域化に取り組むなど、岐阜県予防接種センター（岐阜大学医学部附属病院）と連携し、予防接種体制の充実を図ります。
- ・妊娠を望む女性や妊婦の周囲の方に対する風しん抗体検査や予防接種の推進を図り先天性風しん症候群の発生予防に努めます。

- ・小児がん治療で骨髄移植などを受けた影響により、定期予防接種ワクチンの抗体が失われた20歳未満の方を対象として再接種費用の助成を行う市町村を支援します。

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

○思春期のころと身体の相談体制の充実

- ・思春期にある児童・生徒に対する健康教育を実施し、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発を推進します。(再掲)
- ・女性健康支援センター*62による若年者の健康や性に関する悩みへの相談体制の充実と、関係機関が連携した地域の支援体制の構築を図ります。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|--|------------------|----|
| 思春期保健対策（性に関する指導、肥満及びやせ対策等）に取り組んでいる市町村・保健所数 （42市町村・7保健所） | 39 (H31.3.31) | 49 |

○妊娠前からの適切な健康管理と健康の保持増進の推進

- ・学校と連携し学童期・思春期から、食生活や運動、休養等健康の保持、その他の生活習慣に関する正しい知識の普及を図り、子どもたちが自ら心と体を守るための行動が出来るよう働きかけます。
- ・女性が、自らのライフサイクルを通じて変化する健康状態を理解し、適切なケアを行う事が出来るよう、情報の提供や相談体制の充実を図ります。
- ・乳がん、子宮頸がんなど女性特有のがんを早期発見し、早期治療につなげるため、これらのがん検診について啓発を行うほか、未受診者にはがん検診の実施主体である市町村から再勧奨するなど、がん検診を推進します。
- ・将来子どもを望む若いがん患者が、がん治療に際し、生殖機能を温存するための費用を支援します。

(3) 利用者に寄り添った相談・情報提供の充実

○身近なところで相談を受けたり情報が得られる総合窓口の充実

- ・住民に身近な市町村の地域子育て支援拠点*31施設等において、子育て家庭の相談に応じ、その個別のニーズに応じた施設やサービスの情報提供・助言等を行う窓口の設置を支援します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|------------------------------------|--------------------|-------|
| 利用者支援事業 ^{*63} を実施している市町村数 | 24市町村 (R元.10.1) | 32市町村 |

○情報提供機能の充実

- ・ 子ども・子育て支援新制度^{*53}における事業者・事業所のサービス内容や運営状況等に関する情報を、ホームページ等を通じて公表し、子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設^{*64}または特定地域型保育事業^{*65}を利用する機会を確保します。
- ・ 子育て支援ポータルサイト「ぎふ子育て応援団^{*66}」及び子育て応援のアプリケーションを運営し、子育てサービスや子育て関連施設、子育て家庭応援キャンペーン事業^{*13}参加店舗、救急病院などの子育て家庭に有益な情報を総合的に提供します。

(4) 多様な子育て支援サービスの充実

○身近なところで提供される子育て支援の充実支援

- ・ すべての子育て家庭がニーズに応じたサービスを受けられるよう、一時預かり、ファミリー・サポート・センター事業^{*17}、病児・病後児保育^{*18}など、市町村が実施するさまざまな子育て支援サービスの充実を支援します。
- ・ 保護者自身が子育てを楽しんでいると感じたり、子どもとともに成長を感じたりすることができるように、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で実施する地域子育て支援拠点^{*31}など、地域ぐるみで子育てを支える取組みを支援します。
- ・ 市町村と連携して、18歳未満のすべての子どもを対象として、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、心身ともに健やかに育成することができるように、児童館・児童センター^{*67}の整備や機能の充実・向上を支援します。
- ・ ぎふ清流文化プラザにおける子育て相談や一時預かり、親子でふれあい楽しめるサロン・講座等の子育て支援サービスの提供を支援し、子育て世代の不安の解消や親子の居場所づくり、健やかな子どもの育成等を図ります。
- ・ 県図書館では、子育て中の方に安心して図書館を利用していただけるよう託児サービスを実施するとともに、親子で参加できる子育て支援プログラム「パパと過ごす図書館」を開催します。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|---|-------------------|-------|
| 一時預かりを実施している保育所等の数 | 262箇所 (R元.5.1) | 286箇所 |
| 地域子育て支援拠点 ^{*31} 施設を設置している市町村数 | 40市町村 (R元.5.1) | 42市町村 |
| ショートステイ ^{*68} を利用できる市町村数 | 29市町村 (R元.5.1) | 34市町村 |
| トワイライトステイ ^{*69} を利用できる市町村数 | 21市町村 (R元.5.1) | 26市町村 |
| ファミリー・サポート・センター事業 ^{*17} を利用できる市町村数 | 33市町村 (R元.5.1) | 42市町村 |
| 病児・病後児保育 ^{*18} を利用できる市町村数 | 39市町村 (R元.5.1) | 42市町村 |
| 多機能化に取り組む児童館・児童センター ^{*67} の設置数 | 27箇所 (R元.9.30) | 35箇所 |

○地域の子育てを支える人材確保及び資質向上のための研修の実施

- ・ 児童館・児童センターの職員等研修の充実を図るほか、地域の子育て支援に携わる方の情報交換の機会を設けるとともに、子育て支援活動の現場で活かせる子育て支援者向けの資質向上のための研修を行います。
- ・ 高齢者や育児経験豊かな方のほか子育てに関心のある学生など、子育て活動に理解と熱意がある多様な世代を対象とした研修を実施し、新たな資格である子育て支援員^{*20}の認定を促進し、地域の子育てを支援する人材の確保に努めます。
- ・ 病児・病後児保育^{*15}事業に従事する保育者の人材育成と資質向上を図るため、保育士や看護師を対象とした専門的な研修を行います。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|-------------|----------------------|--------|
| 子育て支援員の認定者数 | 2,051人 (R元.12.31) | 4,000人 |

2 子どもの健やかな成長支援

(1) 子どもの健やかな成長支援

○家庭や地域の教育力の向上の推進

- ・子どもの発達段階に応じた家庭教育の内容や子育ての知識等を学んだり、子育てについての悩みを共有し支え合ったりするために、保護者を対象とした家庭教育学級の開催を推進します。
- ・県内各地で家庭教育学級のリーダーや学校関係者を対象とした研修を行い、家庭教育プログラムについて学んだり、家庭教育学級の実践について交流したりすることで、家庭教育学級の質の向上を図ります。
- ・県内各地域における家庭教育学級についての現状把握や支援、市町村の家庭教育支援に関する指導や助言、関係諸機関との連携の推進を通して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。
- ・放課後子ども教室^{*54}の取組みを充実させることで、安全・安心な子どもの居場所を設けるとともに、地域住民の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進するなど、地域ぐるみで子どもを守り育てる体制の構築を促進します。

○企業・事業所と連携した家庭教育の支援

- ・県内企業や事業所に対して企業内家庭教育研修の実施を呼びかけるとともに、テーマに応じた講師を派遣し、子育て中の従業員やこれから親になる若い世代の従業員、子育てが一段落した従業員、管理職など幅広く家庭教育を推進します。
- ・家庭教育研修を実施する企業・事業所を、家庭教育の推進に理解のある企業として県民に広報し、実施企業の拡大を図ります。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|-----------------------------|--------------------|--------|
| 企業内家庭教育研修を実施した企業・事業所等の数（累計） | 21企業等 (R元.11.8) | 150企業等 |

○いじめ等の問題行動や不登校への対応

- ・いじめ等の問題行動は「いつでも、どこでも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、学校と保護者、地域の大人が連携して、地域ぐるみで子どもたちを健全に育てていきます。
- ・各学校における生徒指導に関するきまりや対応の指導基準を明確化し、保護者や地域住民に積極的に公表して理解や協力を求めるとともに、全教職員がこれに基づく一貫した指導ができるようにします。
- ・学校における教育相談活動の一層の充実を図るとともに、いじめ等の問題行動や不登校に対応するため、スクールカウンセラー^{*30}をすべての小・中学校で活用できる環境を整え、教育相談体制の充実を図ります。
- ・学校だけでは解決しにくい生徒指導上の事例等に対し、スクールソーシャルワーカー^{*70}を配置し、関係機関と連携を図りながら、児童生徒や保護者を取り巻く環境の改善に向けた支援を推進します。
- ・総合教育センター・各教育事務所で行う面接相談及び24時間体制で対応する電話相談において、いじめ等の問題行動や不登校に悩み苦しむ児童生徒や保護者に寄り添い支援する教育相談を推進します。
- ・警察の少年相談活動や、岐阜県警察スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー^{*71}による学校訪問活動の強化により、学校におけるいじめ事案等の早期把握に努め、把握した事案の重大性や緊急性等を踏まえ、学校と連携しながら、的確な対応を推進します。

○子どもを取り巻く有害環境対策の推進

- ・子どもを健全に育てられる社会環境づくりのため、県民の意識高揚を図る活動を推進するとともに、有害図書など有害環境の浄化活動や監視活動を推進します。
- ・インターネット上の違法・有害情報の現状や、子どもたちが安全に、また安心してインターネットを利用する方法を紹介するリーフレットの配布などを通じて、子どもたちや保護者に対する啓発活動を実施します。
- ・ネット上のいじめの急増に対応するため、児童生徒の家庭でのインターネットやスマートフォン等の利用実態を把握した上で、学校関係者や保護者、児童生徒を対象とした情報モラル普及啓発活動を実施します。また、学校においてインターネットやスマートフォンの安全な使用方法などの情報モラル教育を推進します。

○子どもの健やかな成長を促す食育や木育の推進

(食育の推進)

- ・生活習慣の基礎ができる子どもの時期に重点をおいた食育を推進するため、子どもが多く時間を過ごし、健全育成に重要な役割を担う保育所・幼稚園での食育や小・中学校での栄養教諭等による食育、PTA活動や食育推進委員会^{*72}などの組織を活かした食育を推進します。
- ・保育所・幼稚園等において、「食」とそれを支える「農」の大切さや重要性について体験し、学ぶ食農教育を推進します。
- ・食育応援企業登録制度^{*73}などを活用し、ボランティア団体等の応援により、食育を県民運動へと盛り上げます。
- ・市町村と連携して、思春期までに健康的な食習慣を習得し、将来、自分は親となって子育てを行うという自覚を促す機会を設けます。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|------------------|------------------|----|
| 子どもの朝食欠食者割合（3歳児） | 4.3% (H31.1) | 0% |
| 子どもの朝食欠食者割合（小学生） | 4.9% (H30.11) | 0% |
| 子どもの朝食欠食者割合（中学生） | 7.7% (H30.11) | 0% |

(木育の推進)

- ・「ぎふ木育30年ビジョン^{*74}」に基づき、企業、NPO、地域の人々と連携して、保育所・幼稚園から高等学校、特別支援学校までの子どもたちに対し、「木育教室^{*75}」や「緑と水の子ども会議^{*76}」など木育講座を実施し、岐阜の森林（自然）に誇りと愛着をもち、責任ある行動をとることができる人づくりを推進します。
- ・ぎふ木遊館^{*77}において、誰でもいつでも木育にふれあい、親しみ、学ぶことができる場を提供します。
- ・教育施設等への県産材を活用した玩具や教材の導入を支援するほか、保育士や教員等に対して、ぎふ木育の指導者を育成する研修会を開催します。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|--|-----------------------|---------|
| 木育教室 ^{*75} ・緑と水の子ども会議 ^{*76} 参加人数（累計） | 27,584人 (H31.3.31) | 68,800人 |
| 木育・森林環境教育指導者研修受講者数（累計） | 414人 (H31.3.31) | 890人 |

○子どもの安全の確保

- ・子どもを犯罪や事故などの被害から守るため、パトロールや見守り活動などの地域住民主体の自主的なボランティア活動を支援します。
- ・地域住民やボランティアが行政、警察、学校等と情報共有できるような連携体制を整備するとともに、保護者や周囲の大人に対して、それぞれの立場でできる事故予防策や子どもを犯罪等から守るための情報を積極的に発信します。
- ・子どもが犯罪被害や事故に遭わないようにするために、防犯教室や交通安全教室等の開催や警察による指導、助言を通して、子どもに対する安全教育を推進します。

(2) 多子世帯等の経済的負担の軽減

○多子世帯に対する経済的支援の充実

- ・3人以上の子どもの出産を望む人が安心してその希望を実現することができるよう3人以上子どもがいる多子世帯への経済的支援の充実を図ります。
- ・幼児教育・保育の無償化に伴って、新たに副食費負担が生じた家庭に対し、従来の保育料の補助に加え、副食費についても支援の対象とし、多子世帯を経済的に支援します。
- ・子育て家庭応援キャンペーン事業^{*13}において、3人以上の子どもを持つ世帯に対しては、「ぎふっこカード^{*14}」の特典に上乘せした特典を受けられる「ぎふっこカードプラス^{*15}」を発行します。
- ・岐阜県住宅資金助成制度^{*34}により、3人以上子どもがいる多子世帯等による空き家改修を支援します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--|---------------------|-------|
| 多子世帯病児・病後児保育 ^{*18} 利用料無償化実施市町村数 | 27市町村 (R元.12.1) | 42市町村 |
| 第3子以降保育料等無償化実施市町村数 | 40市町村 (H31.3.31) | 42市町村 |

○子育て世帯の経済的負担の軽減

- ・乳幼児医療費やひとり親家庭等の医療費への助成、奨学金の貸与、岐阜県住宅資金助成制度^{*34}の利子補給などにより、子育てのための経済的負担の軽減を図ります。
- ・国に対して、子育ての経済的負担の軽減につながる対策について取り組むよう、必要な働きかけを行っていきます。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--|--------------------|-------------------|
| 第2子以降放課後児童クラブ ^{*16} 利用料減免実施市町村数 | 14市町村 (R元.12.1) | 放課後児童クラブを実施する全市町村 |

(3) 配慮を要する子どもや家庭への支援の充実

○障がいのある子どもの療育^{*78}支援

- ・岐阜県発達障害者支援センター^{*79}のほか、各圏域に設置する圏域発達障がい支援センターにおいて、自閉症等の発達障がい^{*80}児やその家族に対する専門的な相談支援を行うとともに、発達障がいの早期発見・早期支援を図るため、各圏域に発達障がい専門外来医療機関を設置します。
- ・発達障がいに関わる地域の関係機関のネットワーク化を図り、発達障がい児が療育から教育、地域生活まで、切れ目のない支援を受けることができる体制を整備します。
- ・希望が丘こども医療福祉センター^{*81}の児童精神科が有する発達障がい児支援のノウハウや研究成果について、センター内の発達精神医学研究所が行う巡回訪問相談や研修会等により関係者の理解を深め、発達障がい児を支援する医師や療育人材の育成を図り、診療・療育体制の充実に努めます。

- ・ 障がい児の医療に従事する医師、看護師の育成に向けて、「小児在宅医療教育支援センター^{*82}」の設置や、重症心身障がい児看護のための専門研修を実施するなど、障がい児に対する支援体制の充実に努めます。
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障がい児等が必要な障害福祉サービスを利用できるよう、医療機関等による短期入所の拡大や医療的ケアができる介護職員の増加を図ります。

○障がい児保育の支援と特別支援教育の充実

- ・ 障がいのある子どもを受け入れている保育所に対し、地域の関係機関等との連携を図ることができるよう必要な支援を推進します。
- ・ 長時間通学による児童生徒の負担を軽減するため、片道の乗車時間がおおむね60分以内となるようスクールバスを配備します。
- ・ 知的障がいの程度が軽度である生徒の職業教育の充実を図るため、県内各地域に高等特別支援学校機能を整備します。また、特別支援学校において、一人一人の教育的ニーズに応じて、多様な学びの場を柔軟に活用できるよう支援体制の充実を図り、各学びの場における適切な指導支援を行うための教員の専門性を高めていきます。
- ・ 小・中学校や高等学校の通常の学級に在籍する発達障がい^{*80}等、特別な支援が必要な児童生徒が安心して学び、将来の自立した生活に必要な力を高めるため、学習過程の見通しが持てる工夫や、集中しやすい教材・教具の開発など、障がいの有無に関係なく、どの児童生徒にとってもわかりやすい授業づくりの推進に加え、コミュニケーションスキル等を学ぶ通級による指導の充実を図ることを目的とした担当教員の養成研修を実施します。
- ・ 地域の特別支援教育の中核となる主幹教諭を配置し、障がいのある児童生徒への指導・支援を適切に行うための校内支援体制の強化、特別支援学級担当教員の専門性と個別指導の力量を養うための研修会の提供など、教育環境の整備に努めます。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|---|--------------------|------|
| 障がい児の受入が可能な保育所数 | 437箇所 (H31.4.1) | 全施設 |
| 特別支援学校高等部及び高等特別支援学校卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率 | 98.7% (H30年度) | 100% |
| 通級指導教室担当教員養成研修の受講教員数 (累計) | — | 175名 |

○多胎妊産婦・家族に対する妊娠中からの支援の充実

- ・多胎妊産婦及びその家族の社会的・身体的・精神的負担を軽減するため、多胎妊娠・育児に特化したサポートブックの配布、妊娠期における学習・交流のための「プレママパパ教室」の開催、「母と子の健康サポート事業*⁵⁷」による早期家庭訪問支援等を行うなど、医療機関や市町村、NPO等関係機関との連携による妊娠、出産、育児期までの一貫した支援体制の構築に努めます。

○子どもの成長発達の特徴等に配慮した支援の充実

- ・現行の母子健康手帳に加え、低出生体重児等の各特性に応じた子育て支援手帳の提供を通じ、保護者の心理的な負担を軽減するとともに、子どもの成長発達の特徴等に応じた支援の充実を図ります。

○子育てと介護を同時に行うダブルケアへの支援

- ・市町村や関係機関の職員のダブルケアに関する理解を深め、ダブルケアに対する支援を推進します。

○ひとり親家庭の子どもと親への支援

- ・離婚等によるひとり親家庭や未婚のひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業を実施するとともに、ひとり親家庭の育児や家事等の課題に対応するための相談支援、より条件の良い仕事に就くための就業支援、生活の安定のための経済的支援等を行います。

○外国人の子どもや家庭への支援

- ・外国人の子ども・保護者向けの生活設計支援講座の開催や、子ども向けの心の相談、外国人への子育てに関する情報提供等を通じて、日本で子育てを行う外国人を支援します。
- ・日本の保育制度や、保育施設の利用に向けた手続き方法、市町村の窓口などをまとめたガイドブックや、日本の小学校の教育内容や保護者の役割など、小学校入学前の準備等に関する情報をまとめたガイドブックを配布し、子育て等に関する情報を外国人へ提供します。
- ・市町村が実施する、来日して間もない児童生徒が日本語や学校生活について学ぶ初期指導教室などのハード整備や、多言語広報物作成、日本語教室の運営などのソフト事業を支援します。

○育児不安の解消と児童虐待の防止

- ・育児に不安や孤立感等を持つ保護者の早期把握・継続的支援を行うため、市町村における子どもの成長発達の段階に応じたきめ細かい健康診査や育児相談体制の充実と、子育て世代包括支援センター^{*28}等、地域に密着した支援体制の強化を支援します。
- ・妊娠出産や子育てに不安を抱える妊産婦や、未熟児や病気を持って生まれた子どもとその養育者に対し、「母と子の健康サポート事業^{*57}」等により医療機関や市町村等関係機関と連携のもと、必要な支援に努めます。
- ・妊娠、出産及び育児期に養育支援を行うことが特に必要と認められる特定妊婦への適切な対応を進め、虐待を防止するため、市町村や乳児院、関係機関の連携により、支援や援助が必要な家庭に関する情報共有や具体的な支援内容等を検討することを目的として全市町村に設置された要保護児童対策地域協議会^{*83}の機能強化に向けた取組みを推進します。
- ・児童虐待防止の総合的な対策のために、児童福祉司を計画的に増員するなど子ども相談センター（児童相談所）の体制を強化します。

○悩みを持つ子どもの相談や被害に遭った子どもなどの立ち直り支援

- ・悩みを持ち、困難を抱える子どもたちやその保護者等が気軽に相談できる体制の充実と広報に努めるとともに、岐阜県青少年SOSセンター等の相談員の資質の向上や専門的対応のできる者の適切な配置に努めます。
- ・警察や学校、NPO等と連携し、青少年に対する適切な支援を推進します。
- ・虐待が起こった家族の再統合に向けて、子ども相談センターにおける親や被虐待児に対するカウンセリングなど心理的なケア対策を充実します。また、保護者指導支援プログラムの活用や研修会等を通じて、ケアを担う子ども相談センター職員や市町村の相談員の相談援助技術の向上を図ります。

○社会的養育の推進

- ・一時保護された子どもや、児童養護施設等に入所又は里親へ委託された子どもの権利を擁護するため、当事者である子どもからの意見聴取や子どもの権利を代弁する取組みを推進します。
- ・里親やファミリーホーム^{*84}への委託を推進するため、里親のリクルートやアセスメント、里親登録前後の里親研修、子どもとのマッチング、委託中里親への支援など、里親に対する包括的な支援に取り組みます。

- ・ 児童養護施設等に入所している子どもを、できる限り家庭的な環境の下で養育するため、施設の小規模化、地域分散化を促進するとともに、地域の社会的養育を支える専門的な拠点として、施設の高機能化、多機能化などを促進します。
- ・ 家庭に対する養育支援を充実強化するため、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進します。
- ・ 社会的養護の担い手となる児童養護施設等の職員の確保と専門性の向上に努めます。
- ・ 社会的養護により育った子どもが、社会において自立していけるよう、児童養護施設等の自立支援機能の強化を図るとともに、児童養護施設等退所者の自立支援を推進します。
- ・ 配偶者などからの暴力被害者やその同伴児童の保護にあたって、女性相談センター、一時保護所や婦人保護施設において、被害者及びその家族の多様な状況に応じて、適切な保護・支援ができるよう体制整備や施設面の充実に向けた取組みを推進します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|---|---------------------|-------|
| 要保護児童のうち里親及びファミリーホーム ^{*84} に委託されている児童の割合 | 16.1% (H31.3.31) | 29.2% |
| 「子どもの権利擁護」に関する研修を受講した里親、乳児院、児童養護施設等、市町村、子ども相談センターの職員の割合 | 0% (H31.3.31) | 100% |
| 全ての棟が小規模化・地域分散化した乳児院及び児童養護施設の数 | 1施設 (H31.4.1) | 8施設 |
| 子ども家庭総合支援拠点を設置している市町村数 | 5市町村 (H31.4.1) | 42市町村 |
| ぎふ職親プロジェクト ^{*85} 加盟企業数 | 23企業 (H31.3.31) | 77企業 |

(4) 子どもの貧困対策の推進

○子どもの育ちへの支援

- ・高等学校等就学支援金制度^{*86}や、貸与型・給付型奨学金制度を実施することにより、低所得世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- ・貧困家庭の子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカー^{*70}を活用し、ケースワーカー、医療機関、子ども相談センター、要保護児童対策地域協議会^{*83}などの福祉部門との連携を図ります。また、児童生徒の感情や情緒面の支援を行うため、スクールカウンセラー^{*30}を活用し、教育相談体制の充実を図ります。
- ・精神面や経済面で不安定な状況におかれ、学習等に課題を抱える子どもに対し、地域のボランティア等の活用を通じ、学習意欲の喚起や教科指導を行います。
- ・生活困窮世帯やひとり親家庭等の学び直し等を支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業等につなげていきます。
- ・要保護及び準要保護者への就学援助を実施する市町村に対し、入学時及び進級時の書類による制度周知と、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の早期実施に向けて、働きかけを行います。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|--|---------------------|-------|
| 生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした学習支援事業を実施する市町村数 | 13市町村 (H31.3.31) | 30市町村 |
| 就学援助制度に関する周知状況（入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村数） | 14市町村 (H29.7) | 42市町村 |
| 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（小学校） | 17市町村 (H30.7) | 42市町村 |
| 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況（中学校） | 20市町村 (H30.7) | 42市町村 |

○子どものくらしへの支援

- ・ 包括的な里親養育支援に取り組むほか、社会的養護の担い手となる児童養護施設等の職員の確保と専門性の向上を図ります。また、施設における自立支援機能の強化を図るとともに、児童養護施設等退所者が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう、身元保証人を確保するほか、自立支援に向けた取組み等を推進します。
- ・ 生活習慣の基礎ができる子どもの時期に重点をおいた食育を推進します。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金^{*87}の住宅資金や転宅資金の貸付けを通じてひとり親家庭の住宅支援を行うほか、生活困窮者に対し、住居確保給付金を支給します。
- ・ 支援が必要な子どもへの食事の提供等を通じた居場所づくりとしての「子ども食堂^{*22}」を実施し又は支援する市町村の取組みを支援します。
- ・ 子どもの居場所（学習支援や子ども食堂等）づくりを支援するため、立ち上げ方法や運営に関する課題について、運営者等が助言を求められる体制の整備等を推進します。
- ・ ひとり親家庭や住宅困窮度の高い子育て世帯について、公営住宅への優先入居を行うなど、居住の安定を支援していきます。
- ・ 子育て世帯の入居を拒まない住宅の登録数を増やすなど、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット制度を推進します。

〔目標となる指標〕

| 項 目 | 現 状 | 目 標 |
|--|--------------------|-------|
| 生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども等を対象とした子ども食堂を実施又は支援する市町村数 | 6市町村 (H31.3.31) | 25市町村 |

○子どもを養育している方への支援

- ・ 養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特定妊婦への適切な対応を進めるため、市町村や乳児院、医療機関等と連携し、養育についての相談、助言を行います。
- ・ 経済的問題や心身の不安といった問題を抱える母子を保護し、自立を促進する母子生活支援施設において、心身の不安を解消し、母子家庭の早期自立が図られるよう支援していきます。

- ・配偶者暴力等防止地域協議会^{*88}における事例研究や情報共有により、母子生活支援施設と福祉事務所、女性相談センター、子ども相談センターなどの関係機関との連携を深めていきます。また、施設職員の資質向上のための研修会の開催や情報提供等により支援体制の充実を図ります。
- ・保護者や、家族等のひきこもりやニート^{*43}、発達障がい^{*80}や多重債務等による生活困窮により子どもが社会的な孤立に陥ることのないよう、生活困窮者に対する自立相談支援事業^{*89}を実施します。実施にあたっては真に生活に困窮している方の自立を図るため、本人の主体性を尊重し、押し付けにならない寄り添い型の相談支援・就労支援を行います。
- ・自立相談支援の過程においてより意欲的に自己の生活改善を目指す方に対して、自立のための家計相談に専門的に応じられるような支援体制の構築を推進するとともに、生活困窮者の中で直ちに一般就労が困難な方に対しては、就労訓練（いわゆる中間的就労^{*90}）の場が提供できるよう、制度の普及啓発等を通じ、就労訓練事業に取り組んでもらえる事業者の掘り起こしを進めます。
- ・ひとり親家庭の親や生活困窮者に対する就業支援体制を強化するため、ハローワークをはじめとするさまざまな関係機関との連携を図り、就業相談、就業支援講習会^{*91}、就業情報の提供、各種雇用関係助成金の活用の推進、就労活動に取り組む方への給付金の支給等、相談から就業までの一貫した就業支援サービスを推進します。
- ・家庭での育児や家事、精神面・身体面等、ひとり親家庭が直面する課題に対応するための相談支援を行います。また、ファイナンシャルプランナーによる家計相談等を実施するとともに、ひとり親が抱える悩みを当事者同士で共有し、相談し合える環境づくりを推進します。
- ・児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付金^{*87}の修学資金等の貸付けなどにより、ひとり親家庭の生活の安定を図り、子どもが置かれている環境に左右されず進学等の機会を得られるよう支援します。
- ・養育費の確保率を高めるため、養育費の取り決めや取得手続きに関する相談・情報提供の充実を図るとともに、面会交流を支援します。
- ・県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度^{*92}と密接な連携を図り、資金の貸付けと必要な相談支援を通じた低所得者世帯の経済的自立、生活意欲の促進等を図ることで、安定した生活を送られるようにします。

〔目標となる指標〕

| 項目 | 現状 | 目標 |
|-------------------------------|-----------------|------|
| 年間就業支援講習会* ⁹¹ 受講者数 | 63人 (H30年度) | 90人 |
| 年間高等職業訓練促進給付金受給者数 | 142人 (H30年度) | 180人 |

○地域の理解の促進

- ・福祉、教育、NPO法人等の子どもの居場所づくり関係者等を対象としたセミナーの実施等により、子どもの貧困対策の重要性の理解を深め、関係者間の連携を強化します。
- ・県内に住む子どもを取り巻く環境が、子どもの日々の生活などに、どのように影響しているかを調べ、その結果を県の取組みに活用します。

SDGs一覽

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。

参考資料

用語の解説

計画の中で、*で記した用語の解説をしています。

| N o | ページ | 用 語 | 説 明 |
|-----|---------------------------------------|---------------------|--|
| *1 | 1 10 14 15 23 40 46 | 合計特殊出生率 | 15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもの。1人の女性が仮にその観察期間の年齢別（年齢階級別）出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。 |
| *2 | 2 | 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 | 「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、子ども・子育て支援新制度（幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度）を円滑に実施するために、都道府県に策定義務が課されている5年を1期とする計画。 |
| *3 | 2 | 都道府県行動計画 | 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を推進するため、「次世代育成支援対策推進法」の規定に基づき、地域における子育て支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と子育ての両立等のために講ずる施策について都道府県が策定する5年を1期とする計画。 |
| *4 | 2 | 都道府県子どもの貧困対策計画 | 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の規定に基づき、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びその教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、「子供の貧困対策に関する大綱」を勘案して都道府県が策定する計画。大綱は5年ごとに見直すこととされている。 |
| *5 | 2 | 都道府県母子保健計画 | すべての子どもが健やかに育つ社会を目指し、安心した妊娠・出産・子育てへの一定の質による連続した母子保健サービスを提供し、効果的な母子保健施策を推進するために都道府県が策定する計画。 |

| No | ページ | 用語 | 説明 |
|-----|---------------------------|--------------------|--|
| *6 | 2 48 | SDGs | Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年の国連サミットで採択された2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むもの。 |
| *7 | 3 | 岐阜県少子化対策総合プログラム | 計画に基づく施策の各年度における具体的な事業等を示すもの。毎年度策定し、県ホームページで公開している。 |
| *8 | 4 53 | ぎふマリッジサポートセンター | 「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク」を利用した広域お見合いのサポートや、独身者向けセミナーの実施、出会いの場提供団体が実施する婚活イベントの情報提供、市町村等結婚相談所への支援等により、結婚に関する総合的な支援を行っている。 |
| *9 | 4 54 | おみサポ | 県内の市町村等が運営する結婚相談所をネットワークでつなぎ、市町村の区域を越えた広域でのお見合いをサポートする事業。 |
| *10 | 4 54 | コンサポ | 県内の企業・団体や自治体等の「出会いの場提供団体」が企画する婚活イベントの情報提供や開催支援を行う「ぎふ婚活サポートプロジェクト」事業の通称。 |
| *11 | 4 | 婚活サポーター | 独身者の身近で婚活イベントの案内や日頃の結婚に関する相談・仲介等を行うボランティア。県が実施する婚活サポーター養成研修を受講した方を登録。 |
| *12 | 4 54 | ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク | 県内の市町村単位で運営されている結婚相談所の会員情報を電子情報化し、登録会員や結婚相談所相談員が相互に会員情報を検索できるネットワークシステム。 |
| *13 | 5 48 49 70 75 | 子育て家庭応援キャンペーン事業 | 県内の18歳未満の子どもがいる世帯及び妊婦がいる世帯にぎふっこカードを交付し、また、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯及び3人目の子どもを妊娠中の妊婦がいる世帯にぎふっこカードプラスを交付し、参加店舗等でカードを提示すると店舗ごとに設定された割引などのサービスが受けられる仕組み。 |
| *14 | 5 48 49 75 | ぎふっこカード | 県内の18歳未満の子どもがいる世帯及び妊婦がいる世帯に交付するカード。参加店舗ごとに設定された割引などのサービスが受けられる。 |
| *15 | 5 48 49 75 | ぎふっこカードプラス | 県内の18歳未満の子どもが3人以上いる世帯及び3人目の子どもを妊娠中の妊婦がいる世帯に交付するカード。参加店舗ごとに設定された割引などのサービスが受けられる。 |

| No | ページ | 用 語 | 説 明 |
|-----|--------------------------------|---------------------|---|
| *16 | 6 7 63 64 65 76 | 放課後児童クラブ | 保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもを対象に、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 |
| *17 | 6 70 71 | ファミリー・サポート・センター事業 | 子育てを地域住民同士で助け合う仕組みをつくり、子どもの預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。 |
| *18 | 6 7 70 71 76 | 病児・病後児保育 | 子どもが発熱等の急な病気となり、集団保育が困難であって、保護者が家庭において看護できない場合に、病院・保育所等において、病気の子どものを一時的に保育するほか、保育中に体調不良になった子どもへの緊急対応等を行うもの。 |
| *19 | 7 64 | 岐阜県保育士・保育所支援センター | 保育士資格を有しながら保育士として働いていない方（潜在保育士）の掘り起こしや、保育所等で働きたい方の就職相談、保育所等とのマッチング（無料職業紹介）や求人情報の提供を行うほか、現役保育士の保育業務に関する相談に応じるなど、保育士の離職防止や定着支援を行っている。 |
| *20 | 7 71 | 子育て支援員 | 「子ども・子育て支援新制度」において、創設された資格で、子育て支援事業の拡充に伴い、育児経験豊かな方等を主な対象として、都道府県等で子育て支援分野に従事するために必要な研修を実施し、研修を修了した方を「子育て支援員」として認定する。 |
| *21 | 7 | 子どもかがやきプラン | 障がいのある幼児児童生徒が就学前から卒業後まで、地域の中で力強く生きていくことができるよう、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を推進することを目的とし、平成18年に策定。 |
| *22 | 8 82 | 子ども食堂 | 子どもの居場所づくりの一つとして、子どもたちに対し、民間支援団体等が無料又は安価で食事を提供する取組み。 |
| *23 | 8 9 59 | 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業 | 従業員の「仕事と家庭の両立支援」や「女性の活躍推進」などに取り組む県内の企業や団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」として登録する制度。登録企業は、県の建設工事入札参加資格審査において加点されるほか、県内の金融機関から金利優遇等が受けられる。 |

| No | ページ | 用語 | 説明 |
|-----|--------------------------------|---------------------------|---|
| *24 | 8 9 56 59 60 62 | 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業 | 岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の中でも、優良な取り組みや他の模範となる独自の取り組みを行っている企業を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定する制度。認定企業は、県のHPや新聞・テレビなどマスコミを通じたPRによる企業イメージの向上や人材確保・定着につながるほか、県中小企業資金融資制度などが利用できる。 |
| *25 | 8 9 60 61 | 早く家庭に帰る日 | 「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」を社会全体で進めるため、毎月「8」のつく日を「早く家庭に帰る日」と定め、子育て家庭において、子どもとふれあう時間を大切にする取り組み。 |
| *26 | 9 | 男女共同参画・女性の活躍支援センター | 男女が互いに人権を尊重しあうとともに、それぞれが持つ個性と能力を発揮できる機会が確保され、共に責任を分かち合うことにより、一人ひとりがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成を推進することを目的として設置。男女共同参画社会を実現するための拠点として、県民の活動を支援する各種サービスを提供している。 |
| *27 | 15 46 | 人口置換水準 | 長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準。この水準を下回ると人口が減少することになり、人口学の世界では、この水準を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。標準的な水準は2.1前後、近年の日本における値は2.07。 |
| *28 | 38 66 67 79 | 子育て世代包括支援センター | 妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するため、母子保健と子育て支援の両方を含む包括的なサービスを提供する相談拠点として、令和2年度末までに全国展開を目指している。 設置根拠：母子保健法第22条2項 母子健康包括支援センター、設置主体は市町村（努力義務） |
| *29 | 38 46 | 子どもの貧困率 | 岐阜県「子ども調査」において、厚生労働省の国民生活基礎調査と同様に、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合として算出。なお、貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って算出した所得）の中央値の半分の額をいう。 |
| *30 | 47 73 81 | スクールカウンセラー | 心理に関して高度な専門的知見を有し、不登校、いじめや暴力行為等の未然防止、早期発見、支援・対応等のため、児童生徒、保護者、教職員に対して、カウンセリングや助言・援助等を行う人材。 |

| No | ページ | 用語 | 説明 |
|-----|----------------------|------------------|---|
| *31 | 48 69 70 71 | 地域子育て支援拠点 | 子育て中の親子が気軽に集い、相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての不安・悩みの相談、情報の提供、助言その他の援助を行う場。 |
| *32 | 48 49 | 赤ちゃんステーション | 県に登録している「授乳の場」、「オムツ替えの場」、「ミルクのお湯」のいずれかを無料で提供する店舗や施設。 |
| *33 | 48 49 | 妊婦・乳幼児連れ駐車場 | 県に登録している妊婦の方や小さなお子様連れの方が利用しやすいスペースが広い駐車場。 |
| *34 | 49 57 75 76 | 岐阜県住宅資金助成制度 | 民間の金融機関から住宅ローンを借りて住宅を取得しようとする者に対して、金利の一部を5年間補給する制度。子育て世帯など複数の助成メニューがある。 |
| *35 | 49 50 | コミュニティ・スクール | 学校運営協議会制度を導入した学校のことであり、保護者や地域住民等が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、育てたい子ども像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。 |
| *36 | 49 50 | 地域学校協働活動 | 幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。 |
| *37 | 51 | 家庭の日 | 明るく豊かな家庭づくりを進めるため、「岐阜県家庭の日を定める条例」により毎月第3日曜日。 |
| *38 | 54 | 出会いの場提供団体 | イベントの主催者として、「コンサポ・ぎふ」の枠組みに則り、独身の方に出会いの場を提供するイベントの企画から運営までを行う企業・団体。県への登録制。 |
| *39 | 54 | 従業員結婚支援団体 | 結婚を希望する独身の従業員に対して、結婚支援に関する様々な情報提供等を行うことにより、従業員の結婚を支援する企業・団体。県への登録制。 |
| *40 | 54 | 岐阜県総合人材チャレンジセンター | 若年層から中・高齢者まで幅広い求職者の就職に関する相談などに対応する総合的就職支援拠点。 |
| *41 | 54 | 岐阜県インターンシップ推進協議会 | 若者が県内の産業や企業についての理解を深め、就労を体験できる機会を、より効果的に提供するための中核組織。 |
| *42 | 54 | 岐阜県若者サポートステーション | 働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験などにより、就労に向けた支援を行う機関。 |

| No | ページ | 用語 | 説明 |
|-----|----------|---------------------------------|---|
| *43 | 54 83 | ニート | 以下いずれかの条件に該当する年齢15歳～34歳までの若者。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校を卒業し、未婚で、家事・通学をしていない人 ・ 学籍はあるが、実際は学校に行っていない人 ・ 既婚者で家事をしていない人 |
| *44 | 55 | キャリア教育 | 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。 |
| *45 | 56 | ぎふアグリチャレンジ支援センター | 新規就農、担い手の法人化、企業等の農業参入、農福連携等の相談や研修会等を行う県のワンストップ農業支援窓口。平成29年4月に（一社）岐阜県農畜産公社内に設置。 |
| *46 | 56 | 岐阜県就農支援センター | 岐阜県が開発した「トマト独立ポット耕栽培システム」の栽培技術や農業経営に必要な知識の習得等により、新規就農者を育成する研修施設。 |
| *47 | 56 | 森のジョブステーションぎふ（岐阜県林業労働力確保支援センター） | 「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき設置した岐阜県林業労働力確保支援センターの組織を平成30年度に強化し、新たに「森のジョブステーションぎふ」として林業の就業相談から技術習得、定着までを一貫して支援。 |
| *48 | 56 | 森林文化アカデミー | 森林や木材に関わるさまざまな分野で活躍する人材を育成することを目指して設立された、2年制の専門学校。高校卒業程度の方を対象として、林業や木材加工の現場で働く技術者を育成する「森と木のエンジニア科」と、大学卒業程度または実務経験を持つ方を対象として、林業、森林環境教育、木工、木造建築などの分野で指導的な役割を担う専門家を育成する「森と木のクリエイター科」がある。 |
| *49 | 58 | 清流の国ぎふ移住・交流センター | 三大都市圏の移住希望者に効果的な情報発信を行うとともに、多様な相談に対応するため、東京・大阪・名古屋に岐阜県が設置した移住交流拠点。 |
| *50 | 59 | 中小企業資金融資制度 | 県内の中小企業者が、経営の活性化、安定のために必要な事業資金を円滑に調達できるよう、県が設けている資金融資制度。 |
| *51 | 59 | 子ども参観日 | 子育てに対する職場の理解促進、子どもの勤労観・職業観の育成、家庭での親子のコミュニケーションを深めるため、夏休みなどを活用し、子どもたちが自分の保護者等の職場や働く姿を見学する取組み。 |
| *52 | 61 | テレワーク | 情報通信技術（ICT = Information and Communication Technology）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。 |

| No | ページ | 用 語 | 説 明 |
|-----|----------------------|---------------------------|--|
| *53 | 63 70 | 子ども・子育て支援新制度 | 「子ども・子育て支援法」に基づく幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する制度。 |
| *54 | 63 65 72 | 放課後子ども教室 | 子どもたちの放課後の安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを目的に、地域住民の参画を得て、学習やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動、体験活動等を実施。 |
| *55 | 64 65 | 放課後児童支援員 | 「子ども・子育て支援新制度」において創設された放課後児童クラブで指導を行うための資格であり、有資格者となるための研修を県が実施し、研修を修了した者を「放課後児童支援員」として認定する。 |
| *56 | 66 | 岐阜県不妊相談センター | 岐阜保健所内に設置し、不妊や不育症に悩む夫婦等に対して、専門医師や専門相談員（助産師等）が正しい知識や治療等の情報提供、カウンセリング等の相談支援を実施。 |
| *57 | 66 67 78 79 | 母と子の健康サポート事業 | 支援が必要な未熟児や障がい児、妊産婦について、産科医療機関や新生児集中治療室をもつ医療機関から退院情報を保健所へ送付し、保健、医療、福祉機関の関係者が連携して早期に養育・療育をサポートする事業。 |
| *58 | 67 | EPDS エジンバラ産後うつ病 質問票 | Edinburgh Postnatal Depression Scaleの略。産後うつ病をスクリーニングするための質問票。妊産婦の自己記入式のスクリーニングで10の質問の回答結果を点数化し評価する。 |
| *59 | 67 | 母子保健推進協議会 | 保健所毎に、保健・医療・福祉・教育関係者が地域における総合的な母子保健対策を検討する会議。 |
| *60 | 68 | 周産期医療 | 妊娠22週から生後1週間未満の期間を周産期といい、この時期に、母体・胎児・新生児を総合的に管理して、高度・専門的な医療を効果的に提供する医療。 |
| *61 | 68 | 三次周産期医療機関 | リスクの高い妊婦に対する医療や高度な新生児医療を提供する医療機関。 |
| *62 | 69 | 女性健康支援センター | 思春期から更年期に至る女性が抱える様々な支障や心身の悩みについて、訪問、面接、電話等により相談指導を行う機関で、各保健所内に設置。 |
| *63 | 70 | 利用者支援事業 | 子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を実施。 |

| No | ページ | 用 語 | 説 明 |
|-----|----------|---------------|--|
| *64 | 70 | 特定教育・保育施設 | 県の認可・認定を受けた認定こども園、幼稚園、保育所で、子ども・子育て支援のため市町村長が支給する施設型給付費の支給の対象施設として、確認された施設。 |
| *65 | 70 | 特定地域型保育事業 | 市町村の認可を受けた0～2歳児を対象とする保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）で、子ども・子育て支援のため、市町村長が支給する地域型保育給付費の支給対象事業を行う者として、確認された事業。 |
| *66 | 70 | ぎふ子育て応援団 | 県内の子育て支援に関する情報や子育て家庭に役立つ情報をワンストップで入手できる総合的な子育て支援情報提供ウェブサイト。 |
| *67 | 70 71 | 児童館・児童センター | 18歳未満のすべての子どもを対象に、地域において、健全な遊びや遊び場を与えて、子どもの健康を増進し、または情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設の1つ。 |
| *68 | 71 | ショートステイ | 保護者の疾病や育児不安などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一時的に養育・保護を行うことにより、子どもとその家庭の福祉の向上を図る事業。 |
| *69 | 71 | トワイライトステイ | 保護者が仕事等により恒常的に帰宅が夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、子どもに対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、児童福祉施設等において生活指導、食事の提供等を行うことにより、その子どもとその家庭の生活の安定、福祉の向上を図る事業。 |
| *70 | 73 81 | スクールソーシャルワーカー | 社会福祉に関して高度な専門的な知識や経験を有し、不登校、いじめや暴力行為等の課題を抱える児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人材。 |

| No | ページ | 用語 | 説明 |
|-----|----------|-----------------------------|--|
| *71 | 73 | 岐阜県警察スクールサポーター兼地域安全活動アドバイザー | 地域安全、少年非行及び少年の健全育成に関する専門的知識・経験を有する者で、自治体、事業者、学校、PTA、自主防犯組織等に対し地域安全情報を提供するとともに、地域及び学校における安全に関する助言・指導、犯罪被害防止教育、非行防止教育等を行い、地域住民の安全確保、児童・生徒の非行防止等に関する活動を行う特別職の公務員。 |
| *72 | 74 | 食育推進委員会 | 学校における食育を組織的に推進していくために、各小中学校に置かれている専門委員会。 |
| *73 | 74 | 食育応援企業登録制度 | 「食育の推進に積極的に取り組み、地域や岐阜県食育推進ボランティア、各種団体等の活動を支援する企業等」を登録し、県民から食育支援を依頼できる制度。 |
| *74 | 74 | ぎふ木育30年ビジョン | 岐阜県の豊かな自然を背景とした「森と木からの学び」を通して、子どもをはじめとする全ての県民が本県の森林（自然）に誇りと愛着をもち、森林に対して責任ある行動をとることができる人づくりを目指すビジョン。 |
| *75 | 74 75 | 木育教室 | 保育園、幼稚園等を対象とした、森や木や水などの自然環境に親しみ、正しく理解するための体験会。 |
| *76 | 74 75 | 緑と水の子ども会議 | 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を対象とした、森や木や水などの自然環境に親しみ、正しく理解するための学習会。 |
| *77 | 74 | ぎふ木遊館 | 子どもから大人まで幅広い方々が、森や木に親しむきっかけとして木のおもちゃに触れると共に、県の多様な森林を体感できる木育の拠点。 |
| *78 | 76 | 療育 | 障がい児の社会的な自立を目指し、治療と教育を合わせたアプローチを行うこと。近年は療育の概念をさらに発展させた「発達支援」という言葉が用いられ、障がいのある子どもやその疑いのある子どもに対して、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助を指す。 |
| *79 | 76 | 岐阜県発達障害者支援センター | 発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う県の機関。関係機関と連携し、地域における総合的な支援ネットワークを構築しながら、発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言等を行うことにより、発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。 |

| No | ページ | 用語 | 説明 |
|-----|----------------|-----------------|--|
| *80 | 76 77 83 | 発達障がい | 「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、発達障害者のうち十八歳未満のものを「発達障害児」としている（発達障害者支援法第2条）。 |
| *81 | 76 | 希望が丘こども医療福祉センター | 児童福祉法に基づく医療型障害児入所施設であるとともに、医療法に基づく病院。手足の体幹等に障がいのある18歳未満の児童等を対象に、その社会的自立に向けての支援を目的に、入所、通所又は診療を通じて総合的な療育を行っている。 |
| *82 | 77 | 小児在宅医療教育支援センター | 医療的ケアが必要な障がい児者とその家族の在宅生活を支える医療に携わる医療従事者の人材育成、関係医療機関との連携支援等を図ることを目的に、岐阜大学大学院医学系研究科内に設置。 |
| *83 | 79 81 | 要保護児童対策地域協議会 | 虐待を受けている子どもをはじめとする、保護を要する子どもやその保護者に関する情報の交換及び支援内容の協議を行うため、市町村、学校、医療機関、警察、保育所、民生委員等の関係機関等により構成され、市町村に設置された組織。 |
| *84 | 79 80 | ファミリーホーム | 専任の養育者の住居で、要保護児童5人又は6人を受け入れ、一定期間養育する施設。児童の養育は、養育里親の経験など一定の要件を満たす養育者と補助者あわせて3人以上がこれにあたる（小規模住居型児童養育事業）。 |
| *85 | 80 | ぎふ職親プロジェクト | 児童養護施設等退所者の離職率は高く、居住場所を失うなど不安定な生活に陥ることがあるため、社宅や賃貸住宅の借り上げによる居住場所を提供の上雇用し、自立支援を一貫して行う職親企業や、就業・生活の安定を図る支援を行う職親サポーター等が連携し、若者たちが自立できる体制の構築を目指す事業 |
| *86 | 81 | 高等学校等就学支援金制度 | 高等学校授業料無償化制度に替わり平成26年度から新たに制定された制度。高等学校等の授業料の支援として一定の収入額未満（県民税所得割額と市町村民税所得割額との合計が50万7,000円未満）の世帯に高等学校等就学支援金を支給する。 |
| *87 | 82 83 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金 | 母子家庭や父子家庭及び寡婦等の経済的自立を助成し、生活意欲の助長を図るとともに、児童の福祉の増進を目的とした貸付。 |

| No | ページ | 用語 | 説明 |
|-----|----------|---------------|--|
| *88 | 83 | 配偶者暴力等防止地域協議会 | 県内5圏域に設置され、地域における配偶者からの暴力被害者保護のための通報、相談、保護、自立支援体制の確立と関係機関の連携の充実を図るための協議会。 |
| *89 | 83 | 自立相談支援事業 | 「生活困窮者自立支援法」の規定に基づき、福祉事務所設置自治体である市及び県が、生活困窮者からの相談を受けて就労その他の支援を行う事業。 |
| *90 | 83 | 中間的就労 | 直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労。 「生活困窮者自立支援法」の規定においては、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う就労訓練事業のことを指す。 |
| *91 | 83 84 | 就業支援講習会 | 就業経験がない方や専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある方などに対し、託児サービスを併設して、介護職員初任者講習や医療事務講習、などの講習会や就業支援に関するセミナーなどを開催。 |
| *92 | 83 | 生活福祉資金貸付制度 | 経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、低所得者、障がい者又は高齢者に対して、県社会福祉協議会が行う資金貸付制度。 |

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例

平成19年3月20日

岐阜県条例第11号

子どもは未来の宝であり、社会の宝です。
岐阜県の将来を担う子どもたちが、健やかに生まれ、心豊かに成長することは県民すべての願いです。

子どもは、家族やその周りの様々な人々とともに、遊び、学び、育ちます。大人もまた、子どもとともに過ごす時間を楽しみ、その育つ姿から、明日への希望をもらいます。

しかし、今、生まれてくる子どもは減り続けており、子どもに対する虐待、いじめなどが大きな問題になっています。

このまま子どもが減り続けるとどうなるのでしょうか。

働く人が減って経済は小さくなり、年金などの社会保障制度を支えていくことが難しくなるほか、地域社会が衰退することが心配されます。

このように、少子化は社会に大きな影響を及ぼす深刻な問題です。

県民からは、「子どもや子育て家庭に対して社会が冷たい」、「子育てでいざというときに頼れるところがない」、「仕事と家庭が両立できない」といった声が寄せられました。

もとより、結婚や出産は個人的な問題ですが、このような不安により結婚や出産をためらっている人がいます。

岐阜県では、共働きの家庭が多い中、長い時間働く男性が多く、子育てや家事の女性への負担が大きいこと、進学や就職を理由に県外へ出て行く若者が多いことなど、課題があります。

一方、豊かな自然、歴史、文化や伝統はもとより、三世同居の割合が高いこと、住宅事情が良いことなどの子育て環境をもっています。

こうした岐阜県の特徴を活かしながら、不安や問題を取り除き、結婚や出産を望む人の願いがかなう社会、子どもや家庭がその周りの様々な人々に見守られ、ともに支え合いながら安心して健やかに暮らすことができる地域を実現していくことは県民すべての願いです。

少子化は、国全体に関わる問題であり、国と連携を図りながら取り組む必要があります。一方で、地域で暮らす人々一人ひとりが直面している課題であり、この問題に取り組むことは地域づくりそのものであることを踏まえれば、地域においてこそ主体的に取り組む必要があります。

地域、職場や行政がともにこのような社会や地域づくりを進めるため、県民の総意として、ここに、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例を定めます。

(めざすもの)

第一条 この条例は、社会全体で、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県をつくることをめざします。

(大切にしたいこと)

第二条 安心して子どもを生み育てることができる岐阜県をつくるため、次のとおり考え、その考えを大切にします。

- 一 子育てにやさしい社会をつくりまします。
- 二 地域で子育てを支えます。
- 三 仕事と家庭をともに大切にします。

(子育てにやさしい社会づくり)

第三条 子育てにやさしい社会をつくるため、県民は、子育て家庭に関心を持ち、やさしく手を

さしのべます。

- 2 県は、県民とともに次のとおり取り組みます。
 - 一 社会全体で子育て家庭を応援する雰囲気づくりをします。
 - 二 結婚、出産や子育てのすばらしさを伝えます。
 - 三 豊かな自然の中で子育てができることなど、岐阜県の子育てのしやすさや暮らしやすさを伝えます。
 - 四 子育てにやさしい社会をつくるための取組について、情報を集め、発信することにより、社会全体で広く取組が行われるよう促します。
 - 五 その他子育てにやさしい社会をつくるために必要なことを行います。

(地域で支える子育て)

第四条 子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域では、世代を超えて、子育て家庭が気軽に相談をしたり、安心して子どもを預けることができる取組などを行います。

- 2 県は、市町村、学校、保育所、子育て家庭を支援する団体などとともに次のとおり取り組みます。
 - 一 子育てについての相談の場や情報の提供をします。
 - 二 保育所における保育をはじめ、一時預かりなどの子育て支援を充実します。
 - 三 放課後や学校の休日における子どもの居場所を充実します。
 - 四 障害のある子どもの保育、教育などを充実します。
 - 五 子育て経験者など子育ての応援をしたい人が活躍できる機会をつくります。
 - 六 異なる世代間の交流を活発にします。
 - 七 妊婦や子どもが安心して医療を受けることができるようにします。
 - 八 その他地域で子育てを支えるために必要なことを行います。

(ともに大事にする仕事と家庭)

第五条 仕事と家庭をともに大事にするため、事業者は、従業員の子育てを支援する取組を進めるとともに、若者、女性など働くことを希望する人の働く機会をつくります。

- 2 県は、事業者とともに次のとおり取り組みます。
 - 一 長時間労働を少なくします。
 - 二 女性も働き続けることができるよう支援します。
 - 三 男性も育児休業をとることができる職場の雰囲気づくりを行います。
 - 四 子どもの看護休暇、子育て時期の短時間勤務などにより柔軟な働き方ができるようにします。
 - 五 事業者が行う特に優れた取組を明らかにし、支援します。
 - 六 その他仕事と家庭をともに大事にするために必要なことを行います。

(父親、母親その他の保護者の役割)

第六条 父親、母親その他の保護者は、子育てにおいて家庭が大切な役割を担うことを認識し、次のとおり取り組みます。

- 一 子どもと一緒に過ごす時間、子どもとのふれあいを大切にします。
- 二 思いやりと助け合いのもとで子どもを健やかに育てます。
- 三 積極的に地域の人々と交流し、地域の活動に参加します。
- 2 特に、父親は、次のとおり取り組みます。
 - 一 早い帰宅を心がけ、子どもとふれあう時間を増やします。
 - 二 子育てや家事を分担します。
- 3 県は、次のとおり取り組みます。
 - 一 父親、母親その他の保護者が、子どもとふれあう時間がもてるように、毎月八日と十八日

と二十八日を「早く家庭に帰る日」と定め、広めます。

二 その他父親、母親その他の保護者が家庭における役割を担うために必要なことを行います。

(岐阜県少子化対策基本計画)

第七条 知事は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりのための施策を、総合的かつ計画的に進めるため、岐阜県少子化対策基本計画（以下「基本計画」といいます。）を定めます。

- 2 知事は、基本計画を定めるときや変更するとき、ぎふ少子化対策県民連携会議の意見を聴きます。
- 3 県は、基本計画やこれによる取組について、市町村と十分に情報交換を行い、市町村の取組がより一層進められるように協力し、応援します。

(ぎふ少子化対策県民連携会議)

第八条 安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりを社会全体で進める機運を高めるとともに、この条例による取組を、県民、事業者、子育て家庭を支援する団体、市町村、県などがともに進めるため、ぎふ少子化対策県民連携会議（以下「県民連携会議」といいます。）を設けます。

- 2 県民連携会議は、安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくりを進めるため、知事に対し提言することができます。
- 3 県民連携会議の委員は、知事が任命します。

(その他)

第九条 この条例に定めることのほか、必要なことについては、知事が定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。

清流の国ぎふ憲章

～ 豊かな森と清き水 世界に誇れる 我が清流の国 ～

岐阜県は、古来、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は、県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。そして、「心の清流」として、私たちの心の奥底にも脈々と流れ、安らぎと豊かさをもたらしています。

私たちの「清流」は、飛騨の木工芸、美濃和紙、関の刃物、東濃の陶磁器など匠の技を磨き、千有余年の歴史を誇る鶺鴒などの伝統文化を育むとともに、新たな未来を創造する源になっています。

私たち岐阜県民は、「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた、自然・歴史・伝統・文化・技をふるさとの宝ものとして、活かし、伝えてまいります。

そして、人と人、自然と人との絆を深め、世代を超えた循環の中で、岐阜県の底力になり、100年、200年先の未来を築いていくため、ここに「清流の国ぎふ憲章」を定めます。

「清流の国ぎふ」に生きる私たちは、

知

清流がもたらした
自然、歴史、伝統、文化、技を知り学びます

創

ふるさとの宝ものを磨き活かし、
新たな創造と発信に努めます

伝

清流の恵みを新たな世代へと守り伝えます

平成26年1月31日 「清流の国ぎふ」づくり推進県民会議

安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり基本計画
(第4次 岐阜県少子化対策基本計画)

令和2年3月策定

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-1111(代)

